

令和4年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集Ⅱ



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市・中核市の取組

《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ① 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ② 児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）
- ③ いじめ
- ④ 不登校
- ⑤ 暴力行為
- ⑥ 非行・不良行為
- ⑦ 小中連携
- ⑧ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）
- ⑨ 性的な被害
- ⑩ ヤングケアラー
- ⑪ 民間団体(NPO 法人等)との連携
- ⑫ 教員とSSWの役割分担
- ⑬ オンラインカウンセリング

函館市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整などを行うことを目的に配置

（2）配置・採用計画上の工夫

- 函館市南北海道教育センターにSSWを配置し、同センターに配置されている指導主事やこころの相談員、特別支援教育巡回指導員等との連携や情報共有を行っている。
- 学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 2名
- 資格 精神保健福祉士、教員免許状の所有資格者
- 勤務形態 週29時間勤務（5時間45分勤務/日（1日のみ6時間勤務））

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法
- スクールソーシャルワーカー業務要綱を策定し、案内資料とともに、業務、任用期間、勤務時間等について関係学校等へ周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 学校向けリーフレットや保護者向けリーフレットおよびSSW通信を作成し、SSWへの連絡・相談の方法の周知や不登校児童生徒への対応、関係機関の紹介などを行った。
- 学校事務職員研修会で、SSWが講師を務め、SSWの役割や関係機関との連携の在り方について説明し、学校事務職員にSSWに対する理解を深めたり、SSWの積極的な活用を促したりした。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 市独自のSSWを対象とした研修は行っておらず、北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修に参加している。また、関係機関等が主催する研修を自主的に受講している。

(2) 研修回数（頻度）

- 北海道教育委員会主催の研修（4回／年）
- 自主的に受講した研修（17回／年）

(3) 研修内容

- 北海道教育委員会主催SSW活用事業連絡協議会、SSW活用事業地域別研修会において、北海道教育委員会担当者等の説明、講話・演習、事例発表・質疑、研究協議を行った。
- 自主的に受講した研修会では、「不登校対策」「いじめへの対応」「虐待への対応」「ケアラー支援」など、様々な内容の研修を受講した。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 各種研修会における、地域の実情の交流や実践に基づく事例の発表や質疑、研究協議が特に参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法

(6) 課題

- 特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】本人の安否確認が難しい家庭を支援するための活用事例（①家庭環境の問題、②関係機関との連携、④不登校）＜派遣型＞

当該児童は、低学年の頃から不登校である。学校が保護者に電話してもつながらなかったり、家庭訪問しても会えなかったりして連絡をとるのが難しい状態が続いていた。たまに会えても、母親は口では「今度学校に連れて行きます。」と言うが、実際には登校して来ることはなかった。本人の安否確認が難しい状況が続いたため、学校より不登校の解消と家庭との関係強化に向け関わって欲しいとSSWに要請があった。

＜SSWの関わり＞

SSWは、学校からこれまでの経過と現状の聞き取りを行い、本人になかなか会えないため安否確認がかなり難しいこと、皮膚の病気があり通院していること、家庭が経済的に苦しく支援が必要であることなどを知る。学校からの聞き取りの後、市の子ども未来部にも協力を求め、対応について話し合う。本児の場合、いきなり登校はかなり難しいので、以下のような方針を決める。①まずは確実に本人の安否確認ができるようにする。②必要な医療機関につなげていく。③就学援助などの情報提供を行い手続きに関する支援を行う。

今回のケースでは、保護者とともに進めていくことが必要だと考え、学校・市の子ども未来部・SSWで行うケース会議に保護者も参加してもらった。ケース会議で話し合いをし、実際に取り組んでもらい検証するというのを何度か繰り返す。うまくいかない時には、母親を励ましながら粘り強く取組を継続していった。就学援助については手続きを完了することができた。

その後、学校への登校はまだ多くないが、家庭訪問の際には必ず本人が出てきて話をするようになるようになった。以前のなかなか本人に会えず保護者とも連絡が付かない状況は改善された。本人と会っている学校の話では、皮膚の状態もかなり良くなってきているとのことである。

【事例2】不登校児童を支援するための活用事例（④不登校、⑧その他（心身の健康・保健に関する問題））

＜派遣型＞

当該児童は、スマホに夢中になり、生活リズムが乱れ、不登校になった。ほとんど外出しなくなり、保護者との関係も悪化した。保護者は、児童相談所や市の子ども未来部に相談するとともに、学校に対してSSWと相談することを希望した。学校は、当該児童のスマホへののめりこみ状態を改善するには医療的支援が必要と考え、SSWが本人または保護者を医療機関に繋ぐことを希望した。

＜SSWの関わり＞

SSWは学校から聴き取りをし、保護者が本人について投げやりな発言をしていると知った。その後、児童相談所や子ども未来部と連絡を取り、情報収集した。次に、保護者と面談を行い、当該児童の状況や保護者の希望を確認した。話の中で、保護者が以前当該児童に対して行った働きかけについて知ることができた。また、SSWは保護者に対し、依存症の専門的な治療はできないものの、子どもの心や生活面について相談に応じることができる医療機関を複数紹介した。さらに、関係機関と情報共有してSSWの今後の関わり方について協議することに了承を得た。

面談後、SSWは学校に内容を報告した。その中で、保護者が以前その児童に対して行っていた働きかけを伝えると、学校は保護者の投げやりな発言から抱いていたイメージと違う面があることを知ることとなり、保護者に対する印象が改善した。また、学校は以前から検討していた、本人に外出を促す働きかけを積極的に行っていくこととした。

その後、SSWは児童相談所と連絡を取り、児童相談所はスマホ依存の改善について、SSWは登校・修学支援を中心に関わるという役割分担を確認した。さらに、児童本人の同意を確認後、SSWが家庭訪問して本人と面談した。本人は内心では今のままの生活でよいと思っているわけではないが、気持ちをうまく表現できない状態にあることが分かり、そのことを保護者と学校に伝えた。その後、本人はある程度時間外登校を続け

たが、中断した。SSWと本人との2回目の面談では、本人は話に消極的な姿勢を見せた。その後、保護者と話すと、本人が登校を中断していることに苛立っている様子だったので、何かを始めたばかりの時期に気持ちが揺れることはよくあることだから長い目で見ると励ました。

学校は今後、学校行事を活用して登校支援を続ける方針である。

【事例3】活用事例（例：⑨性的な被害、⑩ヤングケアラー）

該当事例なし

【事例4】活用事例（例：⑪民間団体（NPO 団体等）との連携、⑫教員とSSW等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング）

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 各学校から暴力や虐待、家庭環境に係る困難ケースの相談が寄せられたことを受け、関係機関と学校が連携できるように仲介したり、ケース会議に参加して支援体制の構築に関わったりすることができた。
- 支援対象人数 小学生23人、中学生24人、合計47人
- 相談件数 小学生339回、中学生268回、合計607回
- 関係機関と連携を図った回数 小学生85回、中学生122回、合計207回

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- SSWの役割や活用についての周知
- SSWの資質向上

<課題の原因>

- 配置されてからの年数が短いことから、連携・活用する学校が少ないこと。また、SSWの役割についての学校および教職員の理解が十分とは言えないこと。
- 効果的な支援を行うために、関係機関との連携・調整や環境の働きかけなどのより一層の資質の向上が求められること。

<解決に向けた取組>

- 学校へは、業務要項を送付したりSSW通信を発行したりすることによって周知を図るとともに、校内での情報共有を促す。また、保護者へは、保護者向けのリーフレットを発行し、学校から保護者への情報提供およびSSWについての説明時に活用してもらうことで、SSWの役割についての周知を図る。
- 様々なケースへの対応と検証を通して、資質向上を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- SSWの役割や活用についての周知
- SSWの資質向上

<課題の原因>

- 連携・活用する学校が少ないこと。また、SSWの役割についての学校および教職員の理解が十分とは言えないこと。
- 効果的な支援を行うために、関係機関との連携・調整や環境の働きかけなどのより一層の資質の向上が求められること。
- 新たな施設・機関、国や道・市などの支援に関する制度の把握や活用に向けた取組が求められること。

<解決に向けた取組>

- 学校へは、業務要項を送付したりSSW通信を発行したりすることによって周知を図るとともに、校内での情報共有を促す。また、保護者へは、保護者向けのリーフレットを発行し、学校から保護者への情報提供およびSSWについての説明時に活用してもらうことで、SSWの役割についての周知を図る。
- 様々なケースへの対応と検証を通して、資質向上を図るとともに、施設訪問・見学を積極的に実施する。

旭川市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の問題等が複雑に絡み合っている場合が見られる。そのような解決が困難なケースについて、関係機関との連携を図った支援体制の構築やアプローチが必要であり、そのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え、福祉的な視点を取り入れることができるSSWを配置し、状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

子育て支援部所管の子ども総合相談センターにSSWを配置し、同センターに配置されている家庭児童相談員及び教育委員会との連携や情報共有を行っている。

なお、市内全小中学校を対象に電話相談を中心とし、支援を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

2名配置（保育士と社会福祉士）

会計年度任用職員、週4日（29時間）勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインの作成（無）

ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育委員会からSSWについて学校等へ説明を依頼。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

オンラインカウンセリングの実施（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

市独自研修は行って居らず、道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修等に参加している。

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

道教委主催SSW連絡協議会、地域別研修会において、道教委担当者の説明、事例発表・質疑、研究協議を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

グループにて各自持参した実践発表を行い、課題の共有ができた。
また、スキルアップにつながる意見交換をすることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（無）
- 活用方法

(6) 課題

特になし。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

強迫性障害のような感覚過敏、起立性調節障害がある児童。

保護者が養育に限界を感じ、当センターに相談。

保護者了承のもと学校及び医療機関と連携し対応。

学校の支援について、目的が保護者に伝わっていないこと、また、保護者が学校に対して望んでいることが伝わっていないことがわかった。

保護者側に立ち対応を行い、また、医療機関からの情報をあわせて学校に伝え、学校としてできること、できないことを保護者に伝え今後の学校生活につなげられるよう調整した。

結果として不登校学級に在籍変更し、登校しやすい環境を整えた。本児が家庭のことや学校の事を相談できるよう、当センターの心理士につなげた。また、保護者に対し児童の養育について、抱え込み過ぎないよう助言した。

強迫性障害については、受診継続しており、改善の傾向が見られている。

また、保護者が心労がたたり転倒し、怪我をすることがあったが、本児が状況をみており、「すごく心配した。同じように自分のことも心配してくれていたことがわかったので、登校しようと思う。」と述べ、登校頻度が高くなった。

まだ、無理をして登校している状況ではあるが、校内での居場所が確保でき、他児との関わりをもつことができるようになってきている。

保護者と学校が、きちんとやりとりができるようになったことから、対応終結とした。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

クラスメイトとのトラブルにより登校できなくなった児童。

別室登校を行っていたが、担任の過干渉を訴え当センターに相談。

保護者はフリースクールも視野に入れ転校を考えていたが、転校先でも同じことが繰り返されるのではと保護者、児ともに心配していた。

小学校の頃は特別支援学級に在籍していたが、中学校では高校進学を考え、通常学級に在籍するも、他児との関りが構築できておらず、また特定の教科についていけない状況であった。

本児は現状を変えるため、転校を希望しており、保護者も、市内の不登校学級がある学校への転校を検討し、SSWから情報の提供など行っていた。

転校を検討している最中、急遽、保護者が祖父母の関係で引越しをすることとなり、転校をしなければならなくなった。転校先の学区の学校には不登校学級があったことから、不登校学級、特別支援学級など、在籍する学級については、転校先の学校と保護者で話し合いし、決定するよう助言。保護者から転校先の学校に対し、転校元学校からの情報について提供の同意が得られたことから、学校間において経過含め情報の共有を依頼した。

その後、保護者から連絡があり、転校後、友人ができ、毎日一緒に登下校している。小児の精神科にもつながることができ、知能検査を受験し苦手な分野の把握を行った。また、気分のコントロールができなくなった際には薬を使うこともできると言われていると報告を受けている。

児に確認するも、ともだちもでき、学校では困っていることはなく、悩みもないとのこと。

高校の進学にも前向きになり、勉強を頑張っているとのことであった。

新たな困りがあれば、いつでも相談するよう助言し、終結とした。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和4年度においてSSWが対応したケースは154件であり、前年度(95件)に比べて増加している。また、対応した延べ件数は4,518件と令和3年に比べ1.47倍を超え増加している。学校からの延べ相談件数は1,449件と昨年(782件)の倍近く伸びている。学校に対してSSWの認知が高まったことにより、対応件数が増えているものと思われる。

保護者、児童への対応は2,594件であり、前年度から引き続きのケースも多い状態である。

児童生徒を支える保護者と学校ともにSSWによる相談対応により、児童生徒の状況や課題、支援方法等について情報を共有することができた。

SSWが教員とは異なる視点で状況に応じた働きかけ方を検討し、学校と協働しながらの取組ができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和3年度実践活動事例)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

関係機関間で連携が取れず、問題が複雑化した後に当課に相談がある場合がある。

<課題の原因>

相談先の一つとしてSSWを把握していないため。

<解決に向け実施した取組>

SSWを周知するため、関係機関に紹介を依頼したり、ケース検討会議に出席を行なった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

令和5年度から本市は「いじめ」と「不登校」に対応する「いじめ防止対策推進部」を新設し、当該課にSSWを配置し、当課にSSWを配置していないことから、課題を提示することができません。

<課題の概要>

<課題の原因>

<解決に向けた取組>

青森市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員への研修活動
- スクールソーシャルワーカーに関する事務
- その他、必要と認める職務

（2）配置・採用計画上の工夫

- 採用期間は1年で、ハローワークなどを通じて公募し、面談等を実施して採用している。
- 本市を2地区に分け、特に支援が必要な地区にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：1人
- 資格：① 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、学校教育に関して知識・経験を有する者
② 福祉や心理、学校教育分野において、専門的な知識・経験を有する者
(本市は②の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置)
- 勤務形態：週29時間10分の勤務時間を超えない範囲

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

各学校にガイドラインを配布するとともに、年度初めに開催される各校長が出席する研修会においてスクールソーシャルワーカーの積極的活用を依頼した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

毎月、スクールソーシャルワーカーの予定等を学校に連絡し、より多くの住民の方が利用できるよう取り組んでいる。保護者対象の教育相談会において、スクールソーシャルワーカーの役割等を説明している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー活用連絡協議会

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

研修内容 「こどものこころと、こどもを取り巻く環境」

講師 青森県立精神保健福祉センター職員

（4）特に効果のあった研修内容

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

○ 近年の困難を抱える児童生徒の傾向としては、希死念慮、自傷、ネットトラブル、貧困、虐待など多様化しており、多様化する事案に対して「つなぐ」「調整する」「構築する」「代弁する」などの対応ができるよう知識・技能を向上させる必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題ケースのための活用事例（①家庭環境の問題）<SSWの配置形態：派遣型>

発達特性を有する児童に関し、児童の家族から学校に相談があり、スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童と面談した結果、児童が落ち着かない理由に複雑な家庭環境が認められたため、児童相談所に繋いで福祉の介入を促すとともに、継続した児童の面接を実施した結果、学校内での問題行動がなくなり、児童からは家族と仲良く過ごしているとの発言も得られ、改善が図られた。

【事例2】発達障害等に関する問題ケースのための活用事例（⑧その他<SSWの配置形態：派遣型）>

発達特性を有する児童が学校内で問題行動を繰り返していたものであるが、保護者は児童の問題行動の原因が学校対応にあると主張し、学校は、その対応に苦慮していた。スクールソーシャルワーカーを派遣し、個別ケース検討会議を開催した結果、病院等から支援が受けられることとなり、保護者が児童の発達特性を受容し、改善が図られた。

【事例3】

該当なし（性的な被害及びヤングケアラーの事案を認知した際は、スクールソーシャルワーカーの面談前に早期に関係機関へ繋いでいるため）。

【事例4】

該当なし（オンラインでの面談が可能と各学校に連絡しているが、希望がない状況）。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

複雑な家庭環境、自身の健康上の問題を抱える児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが各小・中学校と連携して支援体制を構築するとともに、学校と保護者の良好な関係を保ちつつ、関係機関に繋ぐ役割を果たし、児童生徒の問題が解消されたケースがあった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・福祉関係機関と連携が必要なケースが増加傾向にあることから、より専門性の高い福祉の資格を持つ人材の獲得が必要である。

<課題の原因>

・本市では、社会福祉士等の資格を持ち、常勤に近い勤務形態での勤務を望む者の応募が少ないため、採用に苦慮している。

<解決に向け実施した取組>

・採用条件や勤務環境の見直しを行う。当市のスクールソーシャルワーカーは、福祉に関する資格取得に意欲があることから、取得を優先できるよう勤務等に配慮している。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

・スクールソーシャルワーカーの役割を理解していない学校があり、児童生徒のカウンセリングを希望する学校も見受けられるため、役割の周知が今後の課題である。

<課題の原因>

・支援を必要とする児童生徒に関しては、福祉と心理の双方の支援が必要な者が多いことから、スクールソーシャルワーカーの支援のほか、スクールカウンセラーの領域の支援も希望があるため。

<解決に向けた取組>

・事前の連絡段階で学校との会議を実施し、個々の役割を決め、個々の事例に最適な支援を実施していく。

八戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめや不登校等、児童生徒が抱える課題を解決するため、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置・派遣し、相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 市内2小学校、8中学校に5名のSSWを配置。
- ・ 配置校以外の小・中学校56校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣。
- ・ 市教育委員会内少年相談センターにスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下SSWSV）1名を配置。自ら相談活動を行うとともに、学校やSSWへの助言・連絡・調整を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 SSW 5名
 SSWSV 1名
- ・ 資 格 社会福祉士・教員免許（小・中・高・特別支援）・教育カウンセラー
- ・ 勤務形態 SSW 週4日 1日4時間 年間560時間
 SSWSV 週5日 1日6時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ ガイドラインとして実施要項を策定し、SSW活用事業の目的、職務、勤務に関する書類作成の手順、連絡協議会の趣旨や実施回数、活用の手順等の内容を盛り込んでいる。
- ・ 年度当初、実施要項等の関係書類を市立全小・中学校に配布するとともに、学校訪問を通じて、本事業について周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 例年、年度当初に開催している生徒指導主任・主事研究協議会において、SSWの紹介を行うとともに、活用方法等について研修を実施するなどして教職員の理解促進に努めているが、令和4年度は、標記協議会は中止となり、資料配布のみとなった。
- ・ 初任者研修生徒指導基礎講座、中堅教諭等資質向上研修講座において、SSWの効果的な活用について研修を実施した。
- ・ 小・中学校生徒指導研究会が定期的で開催している研修会において、指導・助言等を通じて、SSWを活用した教育相談体制の在り方について教職員の理解促進を図った。
- ・ SSWが配置・派遣されている小・中学校区の合同研修会において、教育相談の在り方等について教職員向けの研修会を実施した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・ S S W 5名
- ・ S S W S V 1名
- ・ 市教育委員会 担当主任指導主事1名

(2) 研修回数(頻度)

- ・ 県教育委員会主催の S S W 連絡協議会(年間2回)及び研修会(年間3回)、市教育委員会主催の S S W 連絡協議会(年間6回)
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった研修もある。

(3) 研修内容

- ・ 連絡協議会では、主に事例検討を行うとともに、学校や関係機関との連携の在り方について協議した。また、国立高等専門学校の S S W、保健指導相談員や県教育委員会が配置している高等学校の S S W と情報共有を図った。
さらに、市こども家庭相談室の社会福祉士、子ども家庭支援員兼家庭相談員、虐待対応専門員からの情報提供を通じて、連携や支援の在り方について共通理解を図った。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 市教育委員会主催の連絡協議会において、国立高等専門学校の S S W、保健指導相談員や県教育委員会が配置している高等学校の S S W と情報共有を図ったことにより、ネットワークが構築された。
当市の S S W が、対応について苦慮したり、悩んだりした際、本協議会のネットワークを活用しながら協働で対応したことで改善した事例があった。
また、市こども家庭相談室の社会福祉士、子ども家庭支援員兼家庭相談員、虐待対応専門員と S S W が情報共有を図ったことで、学校、S S W、関係機関の対応に当たる関係者の役割分担が明確となり、効果的な支援につながった事例が複数あった。
S S W が、市こども家庭相談室等から福祉について専門的な情報を得ることにより、迅速かつ円滑に関係機関と連携を図り、適切な支援につなぐことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (有 ・ 無)

- ・ 市教育委員会少年相談センター内に S S W S V 1名を配置(元中学校長)

○ 活用方法

- ・ 電話・来所相談、S S W への助言、学校と S S W ・ 関係機関等との連絡・調整等

(6) 課題

- ・ S S W の人材育成、資質向上を図る研修の充実
- ・ 学校現場と連携した研修の在り方について
- ・ 家庭や地域と連携した研修の在り方について
- ・ 他相談機関や関係機関等と連携した研修の在り方について

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

児童A、児童Bは兄弟であり、2人とも不登校傾向であった。夏休み前までは、兄弟ともに休みがちではあったが登校していた。夏休み明けからは、兄弟揃って登校できない状況が続いた。

学校が母親にSSWを紹介したところ、継続した面談へとつながった。面談の中で、SSWが母親から家庭での様子を聞くと、母親への愛着に課題があることがわかった。また、本家庭は母子家庭であり、家庭内では、兄弟ともに母親から離れない状況が見られるとのこと。このことから、家庭にいる時間が長い夏休み期間に、兄弟ともに母親から離れたくないという思いが強くなり、登校できない状況へとつながったと考えられる。

SSWが母親に対し、兄弟に付き添って登校することを提案した。兄弟は母親に付き添われた状況で遅刻しながらも登校できるようになった。2学期終わり頃には、母親の付き添い無しで通常登校できるようになるなど改善が見られた。

【事例2】家庭環境の問題のための活用事例（①貧困対策④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

不登校である生徒Aが家庭で十分な量の食事がとれていないと学校に訴えたことを受け、学校がSSWに情報提供を行った。SSWは母親とともに、市子ども家庭相談室を訪れ、家庭の状況について相談した。母親の話から、父母の体調不良による貧困状況が続いていることがわかった。

その後、SSWが母親に対し、経済的なことについては市生活福祉課、養育については児童相談所に相談するよう提案した。

父母が児童相談室を訪れ、相談を行ったところ、児童相談室が継続して支援することとなった。SSWも児童相談室と情報共有を図り、本家庭を見守ることとなった。児童相談室の支援により父親の収入もやや安定し、経済的な面で改善が見られた。

市子ども家庭相談室が、母親に「子ども宅食おすそ分け便」を紹介したところ、利用することとなった。市子ども家庭相談室は、利用状況等を把握しながら、継続して本家庭を支援していくこととなった。

今後は、市生活福祉課への相談を進めるとともに、学校は生徒Aの不登校支援を行い、SSWは関係機関と連携しながら本家庭を支援していくこととなった。

【事例3】※該当事例なし

【事例4】※該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 児童生徒からの相談件数 1038 件（昨年比+303 件）、保護者からの相談件数 166 件（昨年比+67 件）、教職員からの相談件数 241 件（昨年比+123 件）、学校生活支援の件数 1598 件（昨年比+366 件）、家庭訪問の件数 98 件（昨年比-75 件）、ケース会議の開催件 82 件（昨年比-7 件）となっており、コロナ禍の影響もあり家庭訪問とケース会議の件数は減少となったが、児童生徒、保護者、教職員からの個別の相談件数、学校生活支援の件数については増加した。
- ・ 昨年度は、児童生徒からの相談件数のみ増加したが、今年度は保護者、教職員からの相談件数が増加したことから、コロナ感染対策を講じながらの個別の相談活動が進んだと考えられる。
- ・ また、家庭訪問やケース会議のような関係者が複数集まる取組が困難であったことから、学習や生活支援を通じて児童生徒への声かけを増やし、困り感を見逃さないよう市教育委員会からSSWに依頼したため、学校生活支援の件数が大幅に増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 全ての児童生徒を対象として検討を行い、気になる事例を早期に複数のメンバーで洗い出すスクリーニング会議の視点を生かした教育相談体制の一層の充実を図ること。

<課題の原因>

- ・ 長期化するコロナ禍や不安定な社会情勢等の影響により、全ての児童生徒が不安やストレスを抱えることが懸念される。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 各種研修会を通じて、スクリーニング会議の重要性について各学校に周知を図り、気になる児童生徒を含めた全ての児童生徒に対して教育相談体制の充実を図る。
- ・ S S W連絡協議会や研修会を通じて、早期の段階での支援の充実を図るために、小学校に積極的にアプローチするよう、市教育委員会からS S Wに依頼する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ 学校では、S S Wが窓口となり、学校と関係機関が連携して児童生徒の支援を進めているが、学校によってはS S Wが主体となって活動している状況も見られる。

<課題の原因>

- ・ S S Wや関係機関等と連携した校内生徒指導体制が明確になっていないこと。

<解決に向けた取組>

- ・ 管理職が中心となった校内ケース会議を開催し、方向性を決めた上で、S S Wや関係機関等を集めたケース会議を開催するなど学校が主体となって支援を進めるよう、学校訪問、研修会等を通じて、市教育委員会が各学校に指導・助言をする。

山形市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題を課題とする小中学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポートするため。

（2）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者をSSWCとして教育委員会に配置し、各機関との連携を図れるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数・・・4名
- ・資格・・・教育免許状、社会福祉士、臨床心理士。
- ・勤務形態・・・単独校への配置3名、教育委員会への配置1名。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの策定（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・県及び教育事務所、教育委員会の研修会に参加 講義・グループ研修
- ・市研修会の開催 事例検討会
- ・小中生徒指導連絡協議会での周知やSSWCによる研修会

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・SSW及びSSWC、教育相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・年5回

（3）研修内容

- ・講義
- ・事例検討
- ・情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門的な知見を基に具体的な事例について講師から対応方法などを学ぶ。
- ・お互いが日常的にどのような活動を行い、児童生徒の変容が見られるかを情報交換した。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

- ・新型コロナウイルス感染症流行のため、予定されていた研修、会議を行えない、もしくはオンラインとなったこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】登校渋りのための活用事例 (④不登校,⑦小中連携,⑧発達障害に関する課題) <派遣型>

登校渋りを主訴に、兄弟に対する粗暴行為から要対協ケースでもあった、小学生の女子児童。粗暴行為から、通院服薬もしていたが、飲み忘れも目立っていた。学校内では、嫌なことがあると教室から飛び出すようになり、ゲーム使用時間の長さから生活リズムも乱れがちで登校を渋るようになっていた。学校では、係につけるなど本人に役割を与えることで登校意欲が増すようにする、保護者に対しては生活リズムの大切さを繰り返し、説明をしていた。しかし、本人は役割のある週だけは頑張るが長続きはせず、保護者は、学校からの説明にうなづきはするものの、実際の行動にはつながりにくい様子であった。

登校渋りから不登校状態になってしまうことを心配した学校から依頼を受け、SSWは、3年間にわたって、月1回程度、定期的に学校と一緒に保護者面談を重ねて、家庭内での取り組みの確認、学校側の受け入れ態勢の調整などを行っていった。中学校進学にあたっては、中学校側の担当者と小学校時代の会議の流れ、小学校で行ってきた対応について、綿密に打ち合わせを重ねた。その結果、中学校進学後は、生活リズムが改善し、朝から通常登校するようになった。中学進学を機に別人のように落ち着いて生活できている様子を確認できたので、終結となった。

【事例2】不登校のための活用事例 (④不登校) <派遣型>

小学校高学年より不登校であった中学生男子。中学校入学時に1か月ほどは登校していたが、その後、完全不登校。さらに夏休みを境に生活リズム悪化。学校では、担任が2週に1度、家庭訪問していた。父は、本人の様子に悲観的で、せっかく取り組み始めた良い取り組みも、本人に大きな変化がないと止めてしまうなどしていた。また、学校からの連絡事項に関して、父母の間で共有できていないことも目立っていた。

父母の情報共有が図られていないことや、父の悲観的な思いも気になったので、SSWは、月1回程度、定期的に学校と一緒に両親を交えて面談を重ねて、家庭内での取り組みの確認、学校側の受け入れ態勢の調整などを行っていった。そうしたところ、半年ほど経過した頃から、本人は突然のように週1で短時間ではあるが、登校を開始。そして次第に、登校回数、学校での滞在時間数を増えていった。相談当初、両親は、登校をさせたい思いばかりで本人と話をするため、会話にならなかったが、次第に雑談や本人の気持ちを聞くようになっていった。登校回数も増え、授業への参加もできるようになったため、終結となった。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・1名を派遣型として教育委員会に配置していることで、各校の派遣要請に対応しケース会議を行っている。学校への周知も進んできていることもあり、学校からの派遣要請も増加している。
(令和元年度23回、令和2年度31回、令和3年度25回、令和4年度38回)
- ・ケース会議については、保護者も同席し、学校と保護者、SSWが協働して、子どもとの向き合い方など対応を考え、複数回にわたって継続的に開催することで、子どもの変容に合わせて対応できている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和3年度実践活動事例)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・関係機関との連携が難しい。

<課題の原因>

- ・関係機関との情報を共有する機会が少ない。

<解決に向け実施した取組>

- ・毎月行われる市の要保護児童対策地域協議会に出席し、関係機関との情報の共有を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・対応が難しいケースが増えている。

<課題の原因>

- ・いじめや不登校等児童生徒の抱える課題や原因が多様化している。

<解決に向けた取組>

- ・単独校型SSWと派遣型SSWとの事例検討や情報共有、対応の仕方を学ぶ機会を設けていく。

水戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、小・中・義務教育学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、又は福祉・医療関係機関並びに警察・司法関係機関と連携して支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市教育委員会総合教育研究所教育研究課に会計年度任用職員として1名を配置。
- ・各学校からの派遣申請により、対応を行う。また、SSWの巡回訪問で得られた情報をもとに、対応困難な事案が発生している学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 1名
- ・資格 教員免許、認定心理士
- ・勤務形態 週5日、1日7.5時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの策定（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年度当初、市内「学校教育指導方針説明会」において教頭等に対しSSW事業について説明するとともに、「不登校対策研修会」において連携の方法等を説明する。

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・市配置SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・年2回

（3）研修内容

- ・SSWの支援に向けた心構えや準備について
- ・県のSVを交えた事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・県から派遣されたSV参加のもとで行われた事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法

（6）課題

- ・専門的な知識の習得や対応能力の向上等、研修内容の充実

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型＞

学校からの相談により、本児の不登校を入り口にSSWが家庭に関わった。関わる中で、両親ともに統合失調症であり、自立支援が必要な家庭であることがわかった。地区の主任児童員と情報共有しながら連携、交代で訪問し、生活状況を把握しながら支援を行った。食べるものに困る状況があったので、フードバンクや子ども食堂とつなげる他、市の社会福祉協議会の自立支援制度を利用して父親を就労につなげた。また、家庭の生活リズムが不規則であったために、不登校になっていた本児と一緒に登校する等の支援を行い、登校する日が増えた。

【事例2】 家庭の再統合のための活用事例（④不登校、⑧その他）＜派遣型＞

不登校を入り口に家庭に関わった。祖母と母親との関係が悪く、母親が育児を放棄して別居、祖母が兄弟を育てていた。不登校になっていた兄弟とSSWと一緒に登校することで、少しずつ登校できる日を増やした。また市の福祉担当課と連携、祖母、母親両方の話を根気強く聞いていく過程でわだかまりが減り、母親は兄弟とまた一緒に暮らすようになった。まだ登校のリズムはできていないので、登校支援を続けている。

【事例3】 ※該当事例なし

【事例4】 家庭支援のための活用事例（⑩民間団体（NPO 団体等）との連携）＜派遣型＞

県のSSWからの引継ぎにより家庭に関わった。本児が小さい頃、父親は離婚し家を出て、母親は行方不明となり育児放棄、祖母が育児をしている家庭。働きながらの養育のため、祖母の負担感が大きい。本児は登校できていて、生活のリズムは安定している。市の福祉担当課や民間団体と連携し、面談や状況の把握を行うとともに、児童相談所とも相談しながら、多少の金銭的援助を受けることができる「親族里親」制度を祖母に勧めた。数回の話し合いの後、制度を利用することを決めた。今では祖母から、「金銭的援助が受けられてとても助かっている」という話を聞くことができ、本児に対し余裕をもって接している様子が見える。

【4】 成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・派遣回数 1、076 回の支援のうち「問題が解決」または「問題が好転した」割合は約 30%となった。
- ・市も独自にSSWを雇用することで、地域の援助資源により精通したSSWが、より早く問題にアプローチすることができるようになった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

※令和4年度からの事業活用のため、昨年度の記載なし。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの役割や活用方法について、理解が不十分な学校がある。

＜課題の原因＞

- ・SSWがあまり関わってこなかった学校において、その役割や活用方法について理解している人が少なく、必要なケースに対応できていない。
- ・教育委員会からの周知が不十分である。

＜解決に向けた取組＞

- ・利用の少ない学校にSSWが訪問し、その役割を説明するとともに、改善したケースについて話をしながら、活用方法を説明する。
- ・SSWの役割や活用方法について、ホームページやちらしにより学校へ周知する。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等、学校だけでは解決が困難な事案に対し、社会福祉等についての専門的な知識や経験に基づき、学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ、問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに、福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため、児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置している。

また、採用にあたっては、市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに、栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し、専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3名
- ・資格 教員免許状 児童指導員
- ・勤務形態 1週間当たり3人それぞれが5日（1日6時間）勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・SSW配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・児童生徒指導関係の連絡会議等に参加し、ケース事案の検討等において、専門的な視点からの助言や提案を行っている。
- ・SSWが学校を訪問し、直接教職員に対し業務内容等を説明することで、理解促進を図っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW, 担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW活用事業研修会（県教育委員会主催/年2回, 教育事務所主催/年1回）への参加
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・SSW活用事業について
- ・ヤングケアラーの理解と対応
- ・不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援
- ・学校の福祉的機能とSSWの役割
- ・今年度の栃木県のSSW活用事業の課題整理
- ・SSWの情報管理

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・県のSSWとのグループ協議から、具体的なアセスメントの仕方や支援の仕方を学ぶことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ **無**)

○活用方法

(6) 課題

- ・対応件数の増加に伴い、ケースが複雑化・多様化しているため、解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <SSWの配置形態：派遣型 (貧困対策の重点配置)>

- ・小3から行き渋り、小4から不登校。現在離婚協議中。父とは既に別居し、学区が異なる母方の実家近くのアパートに滞在している。
- ・母は体調を崩し仕事を辞めたため経済的に困窮しているが、離婚が成立していないことから公的な経済支援を受けることが難しい状況。
- ・SCが学校にSSWに相談するよう勧め、学校からSSWを紹介、学校で母と面談を行うことができた。
- ・母から中学進学に向けた指定校変更や児童手当の受給者変更についての相談があったため、関係課の相談窓口に同行し、手続きを完了することができた。
- ・母の体調が思わしくない状態が続き、電話では意思の疎通を円滑に行えないことから、家庭訪問により母の話を傾聴し、これまでの努力を労い、ニーズに合った情報提供ができるよう努めた。
- ・本児の不登校支援については、教育センターへの相談を勧め適応支援教室の見学に1度行くことはできたが、継続的な利用に繋げることは難しく、本児から「中学校に行く。」という発言があったため、放課後登校や別室の利用など中学校にある資源の活用を提案した。
- ・経済的困窮から制服の購入が難しいため、就学援助の受給申請をすることを勧め、書類の記載や入金口座の登録などの手続きに付き添うとともに、社会保険や税金の支払いに関する質問については、適切な窓口を紹介し相談するよう勧めた。
- ・本児が登校に対し前向きな気持ちになった時に円滑に対応できるよう、SSWが学校や教育センター、制服販売業者等と事前の相談を行い母に情報提供したことにより、母は不登校や経済的な問題の解消に向けて、自分から関係機関に相談したり、制服の購入に出向いたりするなど、本児の支援に積極的に取り組むことができるようになった。

【事例2】 発達障害に起因する不登校生徒 (④不登校 ⑧その他 (発達障害等に関する問題)) <SSWの配置形態：派遣型>

- ・当該生徒(特別支援学級在籍)には、県立高校在籍の兄、姉がいるため、県立高校を担当する県SSWと市SSWが連携し、支援が必要な部分について確認してきた。
- ・姉は昼夜逆転の生活で登校が難しいことが主訴であり、その背景には、母と非協力的な父との関係、経済的な問題があった。
- ・母へ支援内容を提案したが、希望はなく、各々の学校で見守りを依頼することに留めることになった。
- ・生徒は、中学校の協力のもと、母と担任教諭の関係ができ、登校を促し、修学旅行や卒業式に出席することができた。
- ・市SSWとして、直接の支援には入れなかったが、学校協力のもと、県SSWとの連携を行うことで、兄弟がいる家庭の見立てがしやすくなり、支援が必要になった時の受け皿が築けた。

- ・【事例3】 ※該当事例なし

【事例4】民間団体（NPO法人等）との連携のための活用事例（⑩民間団体（NPO法人等）との連携）＜SSWの配置

形態：派遣型＞

- ・外国籍の女子生徒。父、兄とのひとり親家庭。
- ・当該生徒は県立高校進学を志望しているが、父の理解や協力が難しい状況にあった。
- ・兄は、父のパートナーの協力により高校に入学したが、当該生徒は父のパートナーと折り合いが悪く、協力が得られなかった。
- ・中学校は父に根気強く連絡をし、高校入試について父の理解を得ることができた。
- ・当該生徒とSSWは中学校で定期的に面談を行い、関係を構築し、当該生徒から、受験に向け勉強をして点数を取りたいという意思の確認ができたため、民間団体が主催する無料塾を案内した。
- ・見学については、SSWが同行支援を行った。
- ・卒業しても無料塾を利用できることから、当該生徒が安心して過ごせる居場所ができたとともに、今後の見守りや当該生徒の相談先として対応してもらえることになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
A	新規ケース	47	47	42	36	53	52	48
B	前年度からの継続	26	43	40	39	29	40	40
C (A+B)	年度対応数	73	90	82	75	82	92	88
D	終結ケース	30	40	43	46	42	52	33
E (C-D)	次年度へ	43	50	39	29	40	40	55

- ・SSWの実効性が学校現場に広まり、学校からのSSWへの要請が高まっている。よって段階的に増員を図ってきた。
- ・平成27年度 : 2人が1週間3日、1日7時間勤務を分担
- ・平成28年度 : 2人がそれぞれ1週間3日、1日7時間勤務
- ・平成29年度より : 2人がそれぞれ1週間5日、1日6時間勤務
- ・令和2年度より : 3人がそれぞれ1週間5日、1日6時間勤務

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・SSW要請件数等の増加に備えた、SSWの継続的な人材確保
- ・児童生徒が抱える問題の複雑化・多様化

＜課題の原因＞

- ・即時に現場で活躍できる知見の豊富なSSWの人材不足

＜解決に向け実施した取組＞

- ・SSWの経験を積んでおり、即戦力となる人材の採用
- ・SSWの資質向上を目指した研修の実施

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの役割や活用について教職員への周知が進んでいない。

＜課題の原因＞

- ・SSWの関りのある学校ではSSWの役割についての理解が進んでいるものの、これまでSSWが関わってこなかった学校では、SSWの存在や役割等が理解されにくい状況がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・これまでSSWが関わってこなかった学校にSSWが訪問し、その役割を説明するとともに、SSWが関わったことで改善

したケースについて説明を行う。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校を訪問し、人間関係の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。また、当該児童生徒への効果的な支援についてコンサルテーションを行う。

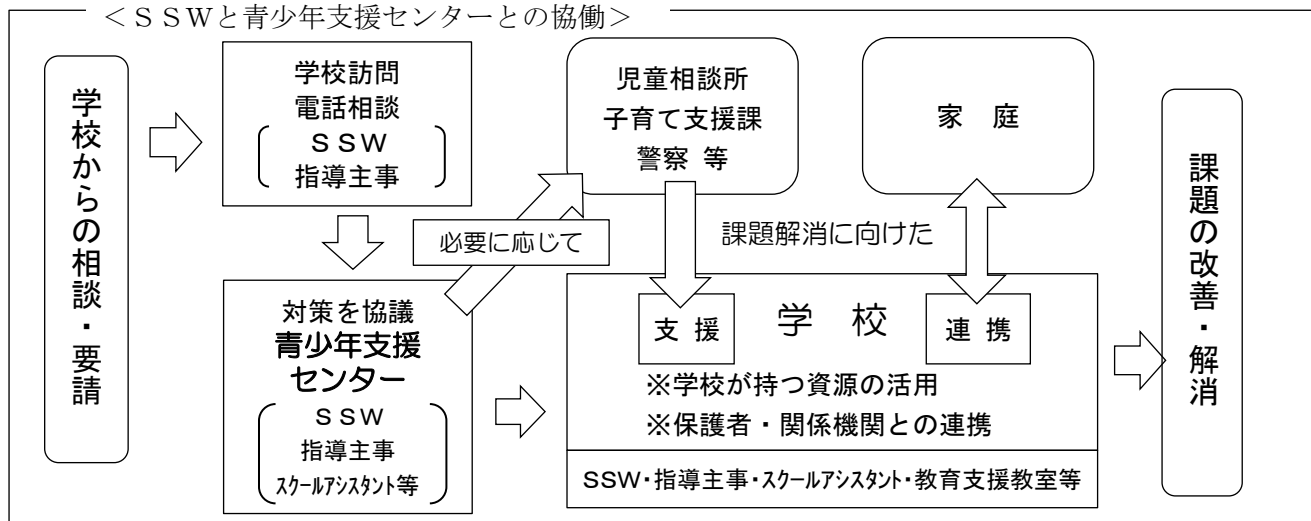
＜業務内容＞

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ①問題行動等にかかわる児童生徒の人間関係の見取り | ④校内研修・PTA研修会等での講話 |
| ②関係した児童生徒や保護者への支援 | ⑤いじめ相談ダイヤルでの相談対応 |
| ③校内でのケース会議等への参加・助言 | ⑥支援に向けたコンサルテーション |

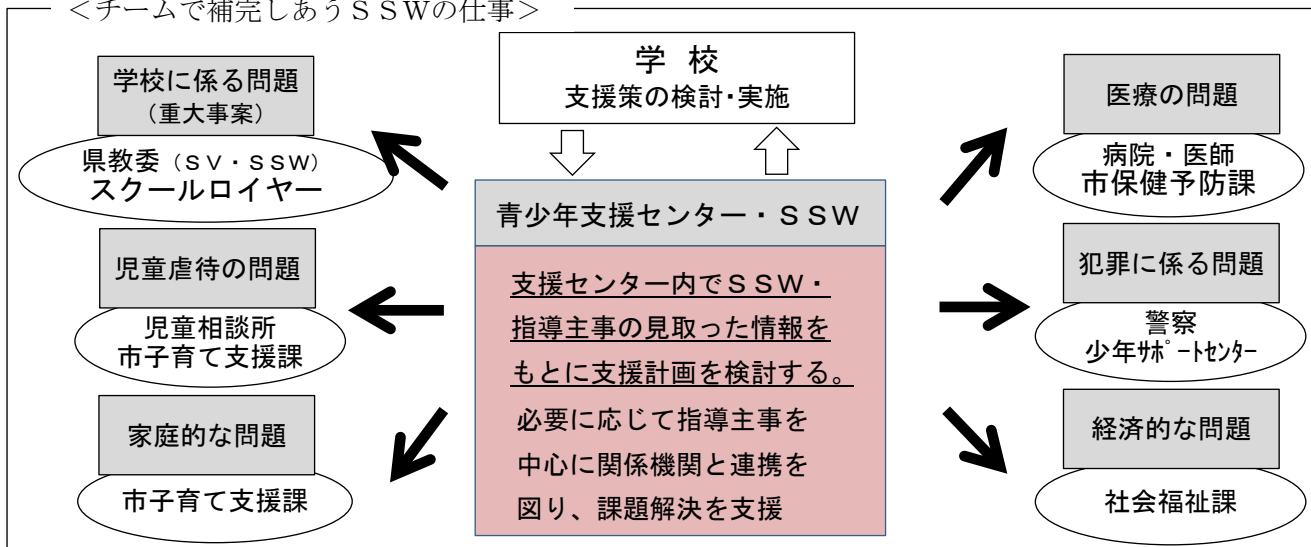
（2）配置・採用計画上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞



＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名 ②資格：心理に関する資格 ③勤務形態：5日／週、6時間／日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）策定とその周知方法について

○ガイドラインの作成（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校へ周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県教委作成資料「SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう！！」を各学校に送付した。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (有・**無**)

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

青少年相談担当職員、教育関係職員

(2) 研修回数

3回

(3) 研修内容

困難な状況にある思春期の子ども・若者支援「社会資源の活用と支援の連携」

自殺危機初期介入スキル研修会

(4) 特に効果のあった研修内容

自殺危機、トラウマ体験など、なかなか言葉として発信できない児童生徒からのサインに気づいた際に、ねばり強く関わっていくことが大切である。また、当該児童生徒の多様性を理解するためには、様々な立場の支援者が連携する必要がある、それは支援者がお互いに支え合うためにも必要である。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：無

(6) 課題

スーパービジョンを行えるSVによる研修の機会をいかに確保していくかが課題となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例(④不登校)〈派遣型〉

前年度、家庭環境のストレス(母子家庭、姉の発達障害)や部活でのSNSトラブルのため、SCとの面談を続けていた女子生徒だが、自分が希望する通りに話を聞いてもらえなかったと不満を訴え、そのSCとの関係が切れてしまったため、SSWによる面談を設定することとなった。

まず、指導主事とSSWが学校を訪問し、当該生徒の実態把握のため情報共有を図った。その中で管理職、教育相談担当職員、担任等の役割分担と、SSWが当該生徒と面談を行うことを確認した。

当該生徒は、幼少期より、姉の特性や家庭環境のため、我慢しないで自分のありのままを表現する経験が乏しかった。加えて、睡眠の質の問題や感情の起伏が激しい言動から、学校生活を送るうえで影響が出ていた。特に、気分が落ち込んでしまった時は欠席が続いてしまうので、学習面にも不安を抱えていた。また、自分のことをわかってもらえないという被害者意識を持っており、他者の異なる意見や立場を受け入れにくい面もっている。

SSWは、当該生徒が今抱えている不安や悩みを受け止めるとともに、さりげない会話から、学校生活へ前向きな思いがもてるよう支援した。SSWと当該生徒は、良好な関係作りができ、登校日数や部活動に参加できる日が増えたため、次年度も継続して面談を行うこととなった。

【事例2】クラス経営の支援のための活用事例(⑤暴力行為、⑧発達障害に関する問題)〈派遣型〉

当該クラスには、二人の落ち着かない児童によって、児童間のトラブルが頻発しており、保護者から不満が訴えられるようになった。担任は初任者であったため、管理職が補助に入りながら対応していたが、当該児童らはなかなか落ち着かない状況であった。

まず、指導主事とSSWが学校を訪問し、当該児童らの実態を把握した。別日には、特別支援教育担当の指導主事とともに授業参観を行った。

担任との面談の中で、クラス経営が上手くいかないことや、当該児童らとなかなか人間関係が作れないこと

の辛さが語られた。指導主事とSSWで、その辛さや指導の難しさについて受け止めるとともに、スクールアシスタント（本市独自採用の補助職員）を派遣し、サポートしていくこととした。学校が、SSWの助言を基に対応を継続したことで、徐々にクラスは落ち着いた。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問校 13校 合計35回

- ①悩みを抱える生徒との継続的なカウンセリングを行いながら、学校と情報共有、支援方針の検討を行うことで、悩みを抱える生徒の安定した日常生活に生かすことができた。
- ②SSWを学校に派遣し、授業への取組や対人関係に課題のある児童生徒について、担任や学年職員へのコンサルテーションを行った。そのことにより、学校の支援体制が明確になり、支援方針が共有され、役割を分担して対象児童生徒や保護者への働きかけを行うことができた。
- ③予期せぬ事故が発生した際に、学校における緊急支援体制のあり方や児童生徒の見取り方について助言するとともに、必要に応じて児童生徒や教職員へのカウンセリングを行うなど、心理的なサポートができる体制を整えることができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

問題行動の未然防止や課題の早期発見に向けたSSWの活用が少ない。

<課題の原因>

生徒指導上の問題が多様化しており、家庭も含めた早期の対応が求められる事案が増加しているため。

<解決に向け実施した取組>

年度初めの校長会議で、SSWの目的や役割について周知を行った。また、SSWが作成した資料「児童生徒の自殺・自傷行為を理解するために」を校長会議や生徒指導主事の研修の場で紹介した。加えて、SSWを講師とした研修会を企画し、学校の教育相談体制の充実を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SSWの効果的な活用に向けて、コーディネーターとしての役割を担う職員が欠かせないが、十分に生かすきれないケースも散見される。コーディネーターとなる教職員自身の理解や調整力を高めることが課題である。

<課題の原因>

SSWの目的や具体的な役割、有効性が学校に正確に周知されておらず、SSWの効果的な活用について、教職員の理解が不足しているため。

<解決に向けた取組>

関係機関を交えたケース会議や児童生徒の見取りを行う場面に、指導主事とともにSSWが参加する機会を増やす。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野から捉え、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

こうした支援において、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）は福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、SSWによる支援対象地域を6地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、該当児童の進学やその兄弟姉妹等の関係で、小・中学校にまたがる支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じSSWを配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー（SSW） 7名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許
- ・勤務形態 週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「SSW活用の手引き」を作成し、SSWの役割・支援例、学校の取組、Q&A等の内容を配布・周知する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・要請に応じ、校内研修で、福祉的な支援の在り方、SSWとの連携の仕方等を説明する。
- ・養護教諭部会で、学校及び養護教諭との連携の仕方等について、講義・情報交換する。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）

（2）研修回数（頻度）

- ・週1回、市庁舎（学校教育課）に全員が集合し、担当指導主事及びヤングケアラー支援担当を含め、事例検討会や情報交換を行う。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、不登校、発達障害、虐待、貧困の児童生徒及び家庭への対応について事例検討する。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・福祉部局、他自治体のSSW、児童福祉施設との研修を通して、連携強化の方法等を確認できた。

・毎週の事例検討会では、困難ケースに対する広い視点での支援策を出し合うことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有 ・)

○活用方法

(6) 課題

- ・スーパーバイザーの設置
- ・学校が福祉的支援力の向上のためのSSWの活用
- ・関係機関へのSSW支援開始方法の周知
- ・SSWの増員

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策) <SSWの配置形態：拠点校型>

母子家庭で母親に精神疾患があり、経済的に困窮していた。また、近隣に頼れる近親者もいなかった。長女Aさんは体調不良で欠席が多く、養育力不足もあり低学力で進路も定まらなかった。SSWがAさんにNPO法人の無料学習塾を紹介し、Aさんは通うようになった。元々学習意欲はあったが勉強のやり方がわからなかっただけだったので、指導を受けて遅れを挽回し、第一志望の公立高校に合格できた。現在も元気に通学しており、無料学習塾にも通い続けている。その無料学習塾でこども食堂(弁当)、フードバンク等の食料支援も受けている。

【事例2】不登校対応のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：拠点校型>

A君は、2年前と前年度はほぼ全欠だった。A君は人と関わるのが苦手な潔癖症などところがある。担任が家庭訪問しても母親とは会えるが、A君とは会えない状況が続いていた。母親より、中学校進学に向けてSSWと話がしたいとの希望が学校にあった。SSWが家庭訪問や電話で母親の気持ちに寄り添いながら話を聴いたところ、今の思いは中学に向けて少しずつA君を外に出したいとのことだったので、教育支援センターを紹介したところ、母親の送迎で週1回通えるようになった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：拠点校型>

身寄りもなく県外から転校してきた際、母親は妊婦であり、上の子どもたちが家事や幼い子の世話を行わなければならない状況だった。学校からSSWに相談があり、SSWが本市のヤングケアラー支援担当に報告した。ヤングケアラー支援担当が改めて学校を訪問し、管理職と本人たちに聞き取りを行った。その後、保護者の同意を得て、ヤングケアラー1人に対し毎週2回、2時間ずつ、2人分の支援で毎週4回の支援が入っている。

【事例4】民間団体との連携のための活用事例 (⑪民間団体(NPO団体等)との連携) <SSWの配置形態：拠点校型>

Aさんは情緒不安定であり、医療機関にかかっていた。夏休み前にSNSを通じて知り合った男性と夏休みに会う約束をしたことをSSWが耳にしたため、学校と保護者に伝えて本人からその理由を聞き取ってもらった。理由は身近に相談できる人がいなかったからということだったので、放課後等デイサービスにつなぐとともに、医療機関と放課後等デイサービスが連携を図れるようにSSWがつないだ。その後、放課後等デイサービスの支援者が親身になって本人の話を聴くことにより、良好な関係を築くことができ、本人は落ち着きを取り戻すことができた。本人は今でもSNSを通じて知り合った男性とつながりがあるが、支援者が保護者と連携をとりながら見守っている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生190人、中学生127人
- ・訪問回数は、学校訪問1332回、家庭訪問804回、関係機関訪問520回
- ・「問題が解決」または「支援中であるが好転した」件数の割合は、全体の約55%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、専門機関と連携した活動を行うことで、家庭や医療に係る問題（特に貧困、虐待、発達障害等）など児童生徒を取り巻く環境の改善に、SSWの支援は効果的なものとなっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>・学校が福祉的支援力の向上のためのSSWの活用

<課題の原因>・SSWができる支援の理解不足

<解決に向け実施した取組>

- ・『SSWの手引き』を改定し、SSWによる支援開始の流れをフローチャートで明記した。また、SSWの支援対象とならないケースも明記し、SSWができる支援との区別を明確にした。
- ・SSWの支援方法や支援内容について定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SSWの支援開始方法や支援内容等を関係機関に周知徹底すること。

<課題の原因>

- ・関係機関内における周知が不十分であること。

<解決に向けた取組>

- ・相談支援事業所主催の会議や主任児童員会議等で、SSWの支援開始方法や支援内容等の説明を行っていく。

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

※川越市立小学校32校、中学校22校、高等学校1校、特別支援学校1校 計56校対象

（2）配置・採用計画上の工夫

【派遣型】川越市の教育相談機関である川越市立教育センター分室（リバーラ）に、SSWを2名配置している。学校長の要請により、川越市教育委員会が学校等に派遣している。

【配置型】5名を小学校に配置し、各校近隣の小中学校も対象校として対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 7名

【資格】 精神保健福祉士 5名 社会福祉士 5名 教員免許 3名 その他資格 5名

【勤務形態】 7名 週2日（1日6時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

【内容】配置目的、職務内容、ソーシャルワークのプロセス、活用について

【周知方法】「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」（川越市スクールソーシャルワーカー活用の手引き）を策定し、学校等に配付して活用を図っている。また、学校や地域等への研修会で確認し、活用促進につなげている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの研修だけでなく、教職員研修等で各校の中心となる教育相談主任（年2回）や特別支援教育コーディネーター（年2回）等への周知に加え、教育相談員（年3回）の研修を行い、スクールソーシャルワーカーの活用方法や連携の仕方等について周知した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー7名

(2) 研修回数（頻度）

年5回（4月、7月、11月、12月、2月）

(3) 研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの服務について
- ・スクールソーシャルワーカーの活動について
- ・教育相談体制の整備と充実
- ・関係諸機関との連携
- ・事例研修
- ・1年間の成果と課題

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**）

○活用方法

- ・研修会の講師（講演）

※常時設置はしていないが、研修内の事例研修におけるスーパーバイズを依頼した。

(6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの需要に対する計画的な事業拡大。
- ・スクールソーシャルワーカーと川越市の教育相談機関リベアラにおける連携の充実。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑤暴力行為）

<SSWの配置形態：拠点校型>

<ケースの概要>

- ・小学生の児童、母、祖母の3人暮らし。
- ・小学校低学年の2学期から教室に居られなくなる。感情に任せて粗暴な行為があり、学校職員に怪我を負わせることもあった。
- ・母はフルタイムで勤務しており、連絡が取りにくい。どうしても校内にいられない時は同居している祖母に迎えに来てもらっている。
- ・就学前、多動傾向について家庭に報告したが、母は拒否的だった。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・母と面談して母自身の困り感を共有し、発達外来の受信に数回同行した。
- ・計画相談の担当者と母を繋ぎ、放課後等デイサービスと行動援護のサービスを導入した。
- ・放課後等デイサービスの担当者や学校の担任とでケース会議を持ち、現状と支援方針を共有した。
- ・学校で過ごす時間を1・2時間とし、教職員も家庭も登校できたこと、2時間まで過ごせたことを称賛するよう共通理解を図った。

<成果>

- ・学校で1時間目から給食まで過ごすことができるようになった。授業には参加することは難しいが、自席で落ち着いて折り紙等に集中して取り組んでいる。
- ・母との信頼関係も築くことができ、母自身から面談の連絡が入るようになった。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校、⑥非行・不良行為、⑧その他（発達障害等に関する問題））

<SSWの配置形態：派遣型>

<ケースの概要>

- ・中学生。発達障害の診断があり医療機関に継続して受診しているが、受験のストレスから不登校となり、家庭内暴力や家出等の非行行動が見られた。
- ・母からは該当生徒を精神科に入院させたいとの相談があった。支援が必要な兄弟もいて、母に過度なストレス反応が見られた。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・随時母子別々で面談を実施し、母のイライラや混乱を受け止めるようにし相談環境を整えることを目指した。
- ・学校とケース会議を持ち、生徒や家庭の状況把握や情報整理を行い、共有した。
- ・相談機関へ同行し、母が適切な支援を受けられるようにサポートした。
- ・主治医の切り替えにおいて、医療機関とも連携を図った。

<成果>

- ・相談員と母を繋ぎ、母が落ち着いて子どもと向き合えるような相談環境の構築ができた。
- ・支援を継続して行く中で母子関係にも変化が見られ、生徒の進路について家族で寄り添って考えることができるようになった。
- ・生徒が自分の困難を言葉にできるようになり、進路を自分で決めることができた。また、先生方とも情報を共有し、保護者や生徒が安心できる居場所や雰囲気をつくることができた。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・7名のスクールソーシャルワーカーが対応した相談件数 計310件(小学校261件、中学校44件、高等学校3件、特別支援学校2件)
- ・そのうち問題が解決・改善・支援中のケースの割合 85.6%
- ・派遣型と拠点型に分けることで、7名という人数で市内56校に幅広く対応できている。拠点校型は、教職員が相談しやすい、学校での児童の様子が把握できる等、教職員及び児童生徒・保護者とより深くかかわることができる。
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業は8年目となり、対応学校数は40校(前年度41校)と、ほぼ同数だった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和3年度実践活動事例)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカー配置事業のさらなる拡大・充実。
- ・スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用と周知の継続。

<課題の原因>

- ・市の施策における予算面での配置人員数の調整等。
- ・学校間で、スクールソーシャルワーカーの活用についての理解に差がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・活用の実績や学校からの課題を集約し、それを基に市の施策の中で予算を確保し、計画的に人員の増員を図る。
- ・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を見直し、継続的に学校等に配付するとともに、新たにスクールソーシャルワーカーの活用リーフレットを作成し、活用を促す。
- ・新たに悉皆研修とした特別支援教育に係る管理職研修においても、スクールソーシャルワーカーの活用について、活用の実績や活用事例の情報を提供し、周知を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカー配置事業のさらなる拡大・充実。
- ・スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用と周知の継続。

<課題の原因>

- ・市の施策における予算面での配置人員数の調整等。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、学校間での認識に差がある。

<解決に向けた取組>

- ・活用の実績や配置することでの効果の検証、学校からの課題等を集約し、それを基にして市の施策の中で予算を確保し、計画的に人員の増員を図る。
- ・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を見直し、継続的に学校等に配付するとともに、具体的な活用の仕方や好事例も紹介し、活用を促す。
- ・各研修でスクールソーシャルワーカーの活用について、活用の実績や活用事例の情報を提供し、管理職や関係職員への周知を図る。

越谷市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置している（平成26年度までは県費によるSSW2名を配置）。また、本市では、市内全ての小・中学校44校において「小中一貫教育推進研究」として研究指定をしている。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一のSSWを配置することで、より円滑に包括的支援にあたることができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 → 教育センターに3名配置。

※派遣の流れ小・中学校長が教育センター所長に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。

②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等

③勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインには、「活用のねらい」、「校内教育相談体制におけるSSWの位置付け」、「スクールソーシャルワーク活動における留意事項」等を示し、校長会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談主任・学校相談員を対象にした教育相談研修会や年次研修における教育相談に関する講義等で、SSWの役割や活用方法について周知している。また、学校・関係機関と担当児童生徒の対応策について協議するケース会議にSSWも積極的に参加し、教職員と直接かかわる機会を増やしながら理解促進に努めている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

①市長部局が主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加

②県が主催している研修会に必要に応じて参加

※①②ともにSSWの希望により参加

③教育センター内の全体研修会

（2）研修回数（頻度）

教育センター内の全体研修会は、年4回（4月、7月、12月、3月）実施している。

(3) 研修内容

- ①児童虐待について
- ②DVについて
- ③カウンセリングについて
- ④関係機関との連携について
- ⑤発達障がいについて
- ⑥ヤングケアラーの周知について

(4) 特に効果のあった研修内容

・事例研修（複合的な要因を抱えた生徒に対してのアセスメントの仕方と、具体的な支援の方向性について検討する。また、各関係機関ができる支援の役割を明確にし、連携の在り方について協議。）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法 設置していないためなし。

(6) 課題

SSWの活用について、何ケースも活用する学校と1ケースも活用しない学校があり、活用頻度に差があり、支援が必要な家庭にSSWが十分に活用できていないことが課題である。また、不登校児童生徒が年々増加していることと、不登校児童生徒が学校内外の専門機関に相談につながらないケースが不登校児童生徒全体の約3割いることが課題であり、校長会や各種研修会でSSW活用の効果を広め、適切な対応に努めていく。

【3】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 不登校のための活用事例 <SSWの配置形態・派遣型>

母（精神疾患）、子（中学校2年生男子で特別支援学級在籍）の2人世帯で、生活保護受給家庭。生活保護のCW、児童相談所、子ども安全室、SSWで支援を行うが、母の拒否感が強く、子は、母の意向により、小学校4年生から完全不登校。毎週、家庭訪問を実施するが、子に会えるのは月に1回程度。子が「高校に行きたい。」と話したことをきっかけに、児童相談所で発達検査を実施し、療育手帳を取得する。市の就学支援委員会で、特別支援学校への就学が適切であると判断が出る。令和5年4月より、特別支援学校中等部に転学することを母が了解した。その後も、SSWが放課後等デイサービスにつなげ、生活サポートを使って、送迎をすることにより、登校が出来る体制を整えた。特別支援学校の就学相談に、子連れで行った際、課題に対して楽しく取り組む姿が見られた。

【事例2】 貧困のための活用事例<SSWの配置形態：派遣型>

強迫神経症とパニック障害を持つ母と発達障害のある中学校3年生男子が、母の弟の家6畳一間に間借り生活。コロナ禍で元夫からの養育費支払いもなくなってしまい、収入は児童手当と就学援助費のみとなってしまった。今後、子の高校進学を考え、コロナの臨時給付金を利用し、アパート転居をすすめ、転居と同時に生活保護申請につなげた。これにより、生活費と教育費の確保ができた。また、今まで交通不便地に住んでいたが、アパートは最寄り駅まで徒歩10分、2DKで高校の通学にも便利、部屋も母子分かれて生活できるようになった。さらに、近くに、スーパーやコンビニ、医療機関もあるので生活環境も改善された。

【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：・派遣型>

犬の多頭飼育（76匹）の世話を負担に思っていて、不登校気味であった中学校2年生男子生徒。母と面談をすると、「そんなに世話はさせていない。わがままだ。」と話した。家庭訪問も拒否だったため、保健所の担当課に相談。保健所の立ち入り調査や指導もあり、現状、犬は、4匹までに減らせることができ住環境の改善と子の犬の世話が楽になり、登校できる日数が増えた。

【事例4】民間団体（NPO法人等）との連携による活用事例＜SSWの配置形態：・派遣型＞

中学校1年生女兒。家の中は、ごみとカビ臭、虫が飛んでおり、劣悪な状態であるが喚起することはない。両親は、糖尿病の持病有。関係機関が家庭訪問することを極端に嫌がる。生活保護世帯であるが、それ以外の支援を一切求めない。洗濯機が故障しているため、本児は、毎日汚れた服で登校している。スクールソーシャルワーカーの支援により、子ども食堂、学習支援教室へ本児をつなげ、他者との交流を図る。その後も、学校・スクールソーシャルワーカー・学習支援教室でネットワークを組み、連携した支援を継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカーの配置について

教育センター配置SSWを、小中学校区に同一のSSWが派遣できるよう工夫したところ、小学校での支援状況などの情報を中学校にも円滑に引き継ぐことができた。また、多くのケースで中学校入学後も継続して派遣依頼があり、保護者や児童生徒に寄り添った支援ができた。

3名のSSWののべ相談件数は、1441件。学校でケース会議を開催した件数は39件、関係機関とのケース会議を開催した件数は、47件であり、学校や関係機関と密に連携を図りながら支援した。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

保護者が抱えている保護者の経済的な問題や健康上の問題が多岐にわたるため、相談対応件数が増加傾向にある。市内部の機関も細分化され、対応する案件も細かく分類されるようになってきた。そのため、どの関係機関との連携を図るべきか素早い判断が必要となってくる。

<課題の原因>

年々、対応事例が複雑化しているため、関係機関との連携が必須となっている。また、対応件数も増加傾向にあるため、その都度ケースを整理し対応しなければならない。

<解決に向け実施した取組>

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたケース会議への参加を積極的に行い、学校だけではなく、関係機関全体がチームとして対象児童生徒及び保護者の状況に応じた支援ができるよう、市の重層的支援会議に提出し、支援策を考えることができた。

各種制度や精神疾患等の病気に関する知識や対応方法についての情報交換・研修会を年4回実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカーが学校に常駐しているわけではないので、家庭環境に課題があり、支援が必要な児童生徒の発見が遅れしまうことが課題である。

<課題の原因>

市内小中学校合わせて44校、15の中学校区があるのに対して、スクールソーシャルワーカーが3名のため、全ての学校に関わっていない。

<解決に向けた取組>

スクールソーシャルワーカーを2名増員し、5名体制にする。

各校にスクールソーシャルワーカーの周知並びに相談部会等にスクールソーシャルワーカーが参加する機会をつくる。

川口市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市立学校に在籍する児童生徒・保護者等に対し、スクールソーシャルワーカーが、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童及びその家庭等への支援などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

川口市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。採用については、前年度に人数を決定し、資格の有無や特定の事例に対して総合的に解決策を示せるような人材の採用を計画している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：5人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、等

勤務形態：①週2日、年間90日以内、勤務時間は1日につき6時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

本市では、「川口市スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定している。

【内容】

- ・勤務日等について
- ・スクールソーシャルワーカーの身分・サービスについて
- ・学校及び地域等への周知について
- ・学校への派遣及び活動内容等について
- ・学校における活用について

【周知方法】（川口市スクールソーシャルワーカー活用指針より）

- ・スクールソーシャルワーカーの着任後、4月の校長会等の機会を活用し、職務内容や活用方法等について、学校への周知を図る。また、スクールソーシャルワーカー本人を伴って、学校訪問を実施するなど積極的な活用を推進できるように努める。
- ・地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各学校の校長は、職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知を図る。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

S S W、教育研究所所員、教育研究所カウンセラー、訪問相談員

（2）研修回数（頻度）

① S V 会議…年8回

② スキルアップ研修会…年3回

（3）研修内容

① S V 会議…理論研修、事例検討

② スキルアップ研修会…講師による講義、事例研修

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 個別のケースについての交流及び分析
- ・ 解決に向けた進捗状況確認や事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有) ・ 無)

○活用方法

上記のとおり

(6) 課題

SSWの専門性の向上を図る研修の充実を図っていくことが今後の課題と捉えている。
そして、度々地区担当で集まって、情報交換を行う場を設定すること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】暴力行為解消のための活用事例 (例：⑤暴力行為) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 本人及び家庭の状況

家族構成は、母、姉、本人(小6)の3人。ADHDで衝動性が抑えられない。基本的なルールは自分の気持ちに反するものが多く、守ろうとしない。自分の思い通りにならないと物にあたったり、友達とトラブルになったりすることを繰り返している。自分の感情が抑えられないことは自分で自覚しているが、行動を改善するために努力することはできない。

(2) 対応

学校の要請に応じてSSWが、学校を訪問し、校長、教頭、担任から情報収集を行う。その後、校内でのケース会議にSSWが参加する。学校で本人が暴れた時には、教員が暴力をふるわれてしまう。そして、物を破壊する行為や友達に暴力をふるってしまう行為につながってしまう。以前医療にかかったことがあり、ADHDの診断を受けていたことが分かる。母親は仕事が忙しく、日中は連絡が取りづらい。SSWとしては、子育て相談課や児童相談所との連携をし、本人・家庭を支援中である。

(3) 改善状況

家族で抱えている悩みが、本人の行動にも表れているため、関係機関と連携して1つずつ家庭の悩みに対して助言していく。また、本人・保護者と面談する機会を継続していくことで、改善の一步に向けていく。

【事例2】不登校改善のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 本人及び家庭の状況

家族構成は、父、母、弟、本人(小6)の4人。休みが長期化しており、本人が朝起きられなくなると同時に学校へ登校したくない気持ちになっている。本人は賢いが、学校の勉強を見下している傾向がある。

(2) 対応

学校の要請に応じてSSWが、学校を訪問し、校長、教頭、担任から情報収集を行う。その後、学校で父親・母親と面談をする。子どもがなかなか言うことを聞かず、外にも出ようとしなため、手詰まりの状態であった。SSWが家庭訪問をすることで本人が学校に足を向ける機会を増やしていく。

(3) 改善状況

SSWが家庭訪問をし、本人・家庭の話聞く機会を作った。その後に、学校での面談を約束した。本人の体調不良で登校できないこともあったが、面談の機会を設けることで本人の登校が増え、学校で本人の悩みを相談できる機会が増えた。

【事例3】ヤングケアラー改善のための活用事例（例：⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（1）本人及び家庭の状況

家族構成は、母、姉、本人（小6）の3人。母親が入院しており、児童は掃除洗濯などを自力で行うことが頻繁にあった。

（2）対応

学校の要請に応じてSSWが、学校を訪問し、校長、教頭、担任から情報収集を行う。その後、校内で本人と面談する。本人は自分の気持ちに波があり、自分が相談できる居場所がほしいと思っていることがわかった。SSWが相談室へ週1回通うことにつなげたり、本人を学校への送り迎えする体制を整えた。定期的に家庭訪問も行い、本人とのつながりを保っていた。

（3）改善状況

本人の相談できる居場所を設定することで、本人はとても良かったと感じてもらえることがあった。本人と会う機会を持つたびに、前向きな気持ちで会話できるようになったが、変わらず家事を行う状況は続いている。

【事例4】教職員研修のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型＞

SSWの派遣申請が多い学校に対し、以下の内容についてSSWが研修を行った。

- ①児童生徒との関わり方
- ②不登校支援と関係機関との連携
- ③児童生徒支援中の具体的な役割分担（学校、SSW、関係機関）
- ④支援中の学校及びSSWの動き方

本研修をとおして、支援体制の整え方やケース会議の進め方について理解を深めることができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・不登校、家庭環境、心身の健康の問題について多くのSSW派遣依頼が届いた。SSWが介入することで、問題となっていることの根底を一つずつ整理することにつながった。相談の中には、問題が一つずつ解決することで、学校へ登校できるようになり、学校に直接相談できるようになってきたという例があった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・相談件数の増加に伴い、訪問支援の日程が確保しにくい場合がある。
- ・担当地区以外の家庭についても担当することがあり、SSWの負担感が増している。

＜課題の原因＞

- ・相談件数の増加

＜解決に向け実施した取組＞

- ・終結案件、継続案件について整理し、SSW間で負担の偏らないように対応できるようにする。

- ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・相談件数のうち、好転件数の割合を増加させていく。

<課題の原因>

- ・特定のSSWが担当となり、相談案件に対して対応していた。
- ・相談件数の増加により、SSWの負担が大きくなっている。

<解決に向けた取組>

- ・SSWの増員をする。
- ・複数のSSWで、相談内容を共有しながら、好転に向けて適切なアイデアを交換する。

船橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、子どもを支える家庭、学校、地域を作ることを目指している。

（2）配置・採用計画上の工夫

総合教育センターに9名を配置し、学校からの申請を受けて、各学校に派遣している。市内を9地区に分け、それぞれ担当地域を指定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 9名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許等（重複あり）
- ・勤務形態 週2日（1日7時間勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインは作成していないが、「活用のねらい」や「基本原則」などを記載した「SSW活用ガイドブック」を毎年作成し、各学校へ配付を行い、周知に努めている。また、校長会議でSSWの活用の仕方を説明するとともに、担当指導主事とSSWと一緒に学校を訪問し、活用について説明を行い、周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

毎月行われる中学校の生徒指導地区連絡会に参加し、管理職や生徒指導主事と連携し、SSWの役割や派遣方法について話をして周知に努めた。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

全てのスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーのみの研修会（年12回）・実務に関する研修（不定期）

生徒指導地区連絡会（月1回）・スクールカウンセラー研修に参加（年1回）

生徒指導主事研修に参加（年1回）県のスクールソーシャルワーカーとの合同研修（年2回）

（3）研修内容

- ・外部講師を招き、スーパーバイズ体験や事例研究会の実施
- ・外部講師を招き、ヤングケアラー・虐待・LGBTQ+等の研修を実施
- ・市内特別支援教育、教育相談活動等に関する研修会に参加
- ・生徒指導地区連絡会に参加し中学校との情報交換を行う
- ・市の関係機関の役割やシステムについて学ぶ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・市の関係機関の役割を知ることにより、適切な機関と連携をとることができた。

・事例研究会では、個人の抱えている事例の中から、支援の方法や悩んでいることを皆で共有して、アドバイスをを行い、それについて外部講師にご指導いただき、支援の方向性を決めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

- ・対応件数の増加に伴い、課題が複雑化、多様化しているため、個人の専門性を高めるための研修内容を工夫。
- ・対応件数の増加に応じた増員。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策④不登校⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

母子家庭で母と本児の二人暮らしの中、母親が脳梗塞で失職し後遺症もあることや本児においても不登校でリストカットをしているとのことで、派遣申請があった。家庭訪問を開始し、状況を整理した上で生活支援課に状況を話し、生活保護の申請に動く。生活支援課窓口まで同行し、生活支援課の説明と一緒に聞き、補足説明を加えたり、書類作成を一緒に行ったりするなどの支援を実施した。その後、生活保護の申請が通り、経済的不安が解消される。続いて、児童家庭課の母子支援部門と連携し、就労支援も開始した。本児に対しては、児童精神科への通院をすすめた。受診により服薬を開始。経済状況の安定により子どもの不安が解消され、服薬の効果も出てきて、次第に保健室登校ができるようになった。

【事例2】不登校のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

本児は、小4の頃担任との折り合いが悪く不登校となり、時を同じくして母親が亡くなる。以来、外に出られなくなり、風呂にも入らなくなる。食事も家族が寝静まってから食べるようになり、昼夜逆転の状態が続く。父・2歳上、5歳下の兄弟本人の4人暮らし。隣接市に父方の高齢の祖父母が住んでいる。

中学入学後、一度も登校できないことから、派遣申請があった。初回は、担任と家庭訪問を実施するが、会うことができなかつたため、次回訪問の日時を伝えて帰る。2回目の訪問はSSW1人で訪問。祖母からSSWの訪問予定前日に自ら入浴したとの連絡をもらい、当日は会うことができた。訪問を重ねるうちに会話もできるようになった。ケース会議を開き、家族・担任・SSW以外の人と会うことを短期目標に、青少年センターへ通所することを長期目標とした。

青少年センターの職員とSSWで家庭訪問をし、本人の好きなアイドルの話で笑顔が見られるようになる。青少年センター職員にも慣れてきた頃合いを見て青少年センターへの通所を提案。SSWも同行することで通所ができた。

SSWの訪問を心待ちにし、次第に学習に対する意欲が出てきた。小学校中学年程度の問題をオリジナルで作成し、国語は青少年センターで、数学はSSWと一緒に取り組むように分担をした。担任とは、別で訪問し、その都度情報の共有を行った。学習への意欲が高まってきたため、学校へ行くことを提案。本人は制服を着ることを嫌がったため、私服でも構わないこと、誰にも会わないこと、無理しないことなどの条件を学校に確認し、相談室で担任と青少年センター職員とSSWと一緒に話すことができた。以降、1か月に1回ペースで継続した。中3の夏休み前から2週間に1回のペースとなり、進路を意識するようになる。高校の文化祭の見学、卒業アルバムの撮影等で嫌がっていた制服を着ることができるようになってきた。管理職・生徒指導主事。養護教諭、学年の先生と少しずつ話せる人を増やした。そして、本人と話合せて、教室に入ること・卒業式に出ることを目標に設定した。生徒が少ない私立入試の日に相談室に登校し、帰りの会の時間にSSWと教室に入ることができた。以後、青少年センター職員とSSWとでローテーションを組み、帰りの会などの時間に数回教室に入ることができるようになった。卒業式の練習も同様にして参加することができ、当日は最初から卒業式に参加ができた。本生徒は、通信制の高校に進学を果たし、現在も通学できているとのことである。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（例：④不登校⑩ヤングケアラー⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本児は、特別支援学級に通う男児、母と通常学級に通う弟と3人暮らし。学区の小学校には特別支援学級がないため、電車に乗って隣の学区の小学校まで通学しなければならない。母親の送り迎えがないと通うことが難しい状況であり、不登校となってしまう。学校からは、母親の養育能力の低さと不登校についての相談があり、支援を開始した。また、過去にネグレクトで児童相談所が関わったことがあり、家庭児童相談室の見守り案件でもあった。家庭訪問を開始して、本児と信頼関係ができてくると、次第に自分がずっと弟のおむつ替え（弟が小1まで）をしていたことや、その他の面倒を見ていたことを吐露するようになる。母親も子どものために一生懸命頑張りたい気持ちはあるが、うまくいかない悩みを打ち明けられるようになる。SSWが週に1回母と共に登校支援を行うようになり、次第にその日は学校へ行けるようになった。もう少し登校回数を増やせるようにとファミリーサポートに登校支援を依頼。SSWと一緒に手続きを行った。順調に見えていた登校支援であったが、次第に弟の方の渋りが目立つようになる。弟の不登校に発達の問題が絡んでいるのではとの見立てから、総合教育センターの特別支援教育班とも連携し、総合教育センターでの面談・検査・検査結果の報告にもSSWが同行・同席し、就学指導委員会を通して兄と同じ特別支援学級に通えるようになった。また、兄弟の家以外の居場所として、「ふらっと船橋」と連携し、放課後デイサービスへと繋ぐ。家庭児童相談室、「ふらっと船橋」と役割分担をし、主に家庭児童相談室には、ネグレクトの見守りを中心に母親支援を「ふらっと船橋」には、障害関係のサポートを中心に支援を依頼した。現在は、弟の療育手帳の取得のため、SSWが市役所手続きや児童相談所の面談にも同行している。

【事例4】民間団体（こども食堂）との連携のための活用事例（⑪民間団体（NPO団体等）との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学校から不登校であったが、中学校へ入学し一時は、心機一転毎日登校できるようになっていた。しかし、次第に登校がかなわない状況となる。昼夜逆転し、低エネルギーでひきこもりがちになり、学校から派遣申請があった。SSWの家庭訪問時には、本人や兄弟とともにコミュニケーションをとり、カードゲーム等を楽しむことができた。家庭の状況としては、収入はあるが支出過多、父母共に忙しく家事がおろそかになりがちで、不衛生であった。食事は、インスタント食品が多く、養育支援が必要な家庭として、家庭児童相談室がヘルパーを週2回派遣してくれるようになった。SSWは、こども食堂幹部に連絡を取り、本家庭に関しての連携を依頼し、承諾を得て打ち合わせを行った。子ども食堂主催の夏祭りに合わせて、本人、姉、妹とSSWが一緒に行くことができる。本人の感想としては、「手作りの美味しいお弁当を家族分もらえて嬉しかった。」「夏祭りが楽しかった。」「学生ボランティアに興味を持った。」等であった。このことをきっかけにこども食堂で本人ができるボランティアを模索した。こども食堂の方に協力を仰ぎ、お弁当を配る係など本人ができる活動を継続して行っている。こども食堂は、本人にとって、安心して過ごせる居場所であるとともに、誰かの役に立てる喜びを味わわせてくれる場所となっている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

5年目の事業で、9名のSSWで140件のケースを支援した。

校種（学校数）	小学校（55）	中学校（27）	特別支援学校（1）	高等学校（1）
関わった校数	39	22	2	1
関わった件数	68	68	2	2

関わった件数で問題が解決したケース及び好転したケースが41件という成果を出している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ S S W活用について、管理職以外の教職員への更なる周知

＜課題の原因＞

- ・ S S W活用の周知を進めた成果で管理職や生徒指導主事等への認知度は上がったが、早期発見のためにも担任等の一般職員が気軽に相談できるようにしていく必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 試行として、中学校3校を拠点モデル校とし、週1日 S S Wを学校配置とすることで、学校のスタッフの一員として支援にあたり、教職員が気軽に相談できる体制を構築する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ S S W活用について、管理職以外の教職員への更なる周知と問題の早期発見、早期対応

＜課題の原因＞

- ・ S S W活用の周知を進めた成果で管理職や生徒指導主事等への認知度は上がったが、早期発見、早期対応を目指して、担任等の一般職員が気軽に相談できるようにしていく必要がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 試行として実施した拠点モデル校の取り組みに成果が認められたため、中学校区に原則週1日、拠点校配置を進め、教職員が気軽に相談できる体制を構築する

柏市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築、支援④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供⑤教職員への研修活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内20中学校にスクールソーシャルワーカー（以後SSW）を配置し、中学校区の小学校についても対応している。このうち、3名のSSWは、不登校支援拠点である学習相談室への勤務もしており、不登校児童生徒の家庭に訪問する学習相談室スタッフとの連携もしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：20名
- ・資格：教員免許5名，社会福祉士10名，精神保健福祉士9名，心理に関する資格8名（複数回答）
- ・勤務形態：1日6時間勤務（週1～4日程度）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

令和2年度、ガイドラインを策定し各学校に配付した。今後も定期的な見直しが必要である。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導主任連絡協議会，長期欠席児童生徒対策研究協議会の地区別協議会にSSWも参加し，意見交換をすることで学区の教員と顔の見える関係づくりができています。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー，指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月に1回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・講義（ヤングケアラーについて，SNSトラブルについて，相談支援事業所との連携，子どものSOSを受け止める等）
- ・ワークショップ（プログラム評価に基づく目標設定と振り返り）

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討は，事例提供者がこれまでの支援の在り方について振り返り，他のSSWの意見を参考にできることから有意義であった。また，相談を受理し支援計画を立てる前の段階で事例検討することで，今後の支援の方向性を決めていくことができる。併せて，講師から児童生徒や保護者を理解するための視点についての的確な助言をもらえることで，参加者全員の資質向上につながっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（無）

（6）課題

- ・SSWが常勤ではないため，毎回研修に全員が参加することができない。
- ・極めて高い専門性が求められる職種であることから，スーパーバイザーの配置が必要であるが，依頼できる人材の確保ができていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困対策のための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

(1) 概要

中学3年生A, 母の2人世帯。生計は母のパート就労による収入で立てており, 就学援助を受けている。修学旅行の費用を事前振込する必要があるが, 支払いが困難な状況であり, 参加することをあきらめていた。

(2) 支援内容

- ・家計の状況を把握するため, SSWが母と面談実施。
- ・SSWより, 社会福祉協議会の貸付を受けられることを確認し, 母に提案した。
- ・母の了承が得られたので, SSWが社会福祉協議会に同行し, 手続きを進めた。

(3) 改善状況・課題

・事前の振込ができたことで, 本人も修学旅行に参加することができた。また, 事後に就学援助から旅行費が振り込まれ, 社会福祉協議会に返済ができた。

【事例2】⑦小中連携のための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

(1) 概要

中学3年生Bと小学6年生C, 母の3人世帯。夏休み前に, Bから中学校の担任に「家庭で食事ができていない」との訴えがあった。

(2) 支援内容

- ・担任がSSWに相談し, Bから話を聞き取る。
- ・小学生のCも同様の状況が心配されたため, SSWから小学校へ情報提供し, Cからも話を聞き取った。
- ・保護者へのアプローチの仕方や支援について, 小中学校管理職, B・Cの担任, SSWとでケース会議を実施。
- ・地域のこども食堂からの弁当配付について母から承諾を得て, 小中学校の職員が交代で弁当を届けることとした。

(3) 改善状況・課題

- ・家庭の状況には大きな変化はないが, 夏休み明けに体重の大きな減少は見られなかった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

(1) 概要

中学2年生のDは母と年小のEとの3人世帯。母はパート就労をしており, Eの保育園の迎えはDが担っており, 母のシフトによってはDが保育園に送っていくこともある。保育園から帰宅すると, 母が帰ってくるまでDがEの世話をしている。

(2) 支援内容

- ・Dの遅刻, 欠席が増えてきたため, 担任からSSWに相談がある。
- ・SSWはDと面談を行った。その中で, Dは母の助けになることは手伝いたいという思いを語るとともに, SSWとの定期的な面談を希望した。Dの願いは, 保育園の送迎についての困り感はないが, テスト前は静かな環境で学習したいということだった。
- ・SSWが母と面談し, ファミリーサポート等サービスについて説明をしたが, 利用の意思はなかった。Dの希望を母に伝えたところ, Eの送迎を母方祖父母で行うこととなった。

(3) 改善状況・課題

・本人は, 現状を変えたいという希望はなく, SSWと定期的に面談し, 話を聞いてもらうことを一番望んでいた。現在, 支援を受けることを望んではいないが, 定期的にかかわる中で, 本人の思いに変化が見られた際に改めて対応を考えていくこととする。

【事例4】〇〇〇〇のための活用事例（例：⑪民間団体（NPO 団体等）との連携、⑫教職員とSSW等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型（該当するもの以外を削除すること。）＞

該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①支援ケース数 R2年度：420件（小学校：132件，中学校：288件，高等学校：0件）

R3年度：534件（小学校：195件，中学校：339件，高等学校：0件）

R4年度：702件（小学校：253件，中学校：449件，高等学校：0件）

②SSWrを中学校に配置したことにより，現場から直接SSWrに依頼ができるようになった。このことにより，早期からの支援が可能となった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・一つ一つのケースについての目標管理，支援状況などが十分に検討できていない。

＜課題の原因＞

- ・SSWのアセスメントが不十分。
- ・学校と目標を共有できていない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・指導主事がSSW統括を兼ねていたため，定期的にSSWと個別にケースの進捗状況の確認や目標の見直し等を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・一つ一つのケースについての目標管理，支援状況などが十分に検討，実施できていない。

＜課題の原因＞

- ・短期目標を明確に設定できていない。目標が具体的でないため，支援過程が定まらない。

＜解決に向けた取組＞

- ・前年度に引き続き，定期的にSSWと個別にケースの進捗状況を確認していく。
- ・ケース台帳に目標を記入する書式とすることで，目標に沿った支援を展開していく。

八王子市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、SSW、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中・義務教育学校全校を対象に、「個票システム」を活用した不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。

不登校に限らず、学校だけでは対応が困難なケースについて、学校からの要請に応じてSSWを派遣する。福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。いじめ、集団不応、養育困難、周囲の児童生徒や教職員とのトラブル、暴力行為、自傷行為など、学校で発生する多様な課題や問題に対応している。

（2）配置・採用計画上の工夫

・福祉、心理、教育の各領域の専門家からなるチームを構成し、不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。

・登校支援チームを不登校特例校である高尾山学園内に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。

・様々な資格や職歴を持つSSW全員で、週に1回受理・支援会議を行い、学校から寄せられる様々な問題について、それぞれの専門性を活かしてアセスメントし、支援方法を決定している。この会議がそのままOJTの場となり、それぞれの専門性を活かした多角的なアセスメントにより、お互いを高めあう効果が出ている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人員 13名

○資格 社会福祉士、精神保健福祉士 公認心理師

○勤務形態 1日 7.5時間 週 4日（年間 192日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針などに関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。SSWの活用については、
○SSWとは ○どういう時に派遣されるか ○支援内容など、となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWが、市立小・中・義務教育学校全校を月に1回程度巡回訪問する中で活用方法を伝えるなど、教職員への理解促進を図っている。各校と調整の上、校内委員会や特別支援委員会、学校いじめ対策委員会にSSWが定期的に出席する取組みも進めている。校内研修会や生活指導主任研修、保健主任研修、養護教諭部会や教育相談部会などの講師として、SSWを派遣している。SSWの活用方法、不登校、いじめ、自傷行為などへの対応など、学校における様々な課題をテーマとして、研修を行っている。

（5）オンラインカウンセリングなど

○オンラインカウンセリングなどの実施の有無（ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員

（2）研修回数（頻度）

・スーパービジョン：年7回

・スクールロイヤーによるスーパーバイズ：年3回

・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

(3) 研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携などについて、福祉・教育・医療・心理・発達などの各領域からスーパーバイザーを招き、学校や、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、SSWの資質向上をはかる。
- ・スクールロイヤーによるスーパーバイズは、学期に1度の実施を年間計画化している。個別ケースについて法的観点から助言や指導を受けたり、SSWに必要な法律の知識などについての研修の場となっている。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各SSWが必要な研修を選択して受講している。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・医師をスーパーバイザーとした回には、個別ケースの検討のみならず、医療機関の活用、連携に関する一般的な知識や視点も学ぶことができ、SSWが自信を持って医療機関と連携ができるようになった。
- ・自傷行為のケース対応が増加していることから、スーパーバイザーである医師に、自傷行為対応マニュアルの内容に関する助言や指導、監修をお願いした。成果物はSSWが活用することに留まらず、教職員を対象とした研修などでも活用している。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理などの専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。
- ・SSWだけでなく、課長、主査、主任、心理相談員なども出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開などを具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをSSWが選定し、どのような領域からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び依頼している。
- ・スーパーバイズの対象となるケースによっては、その児童生徒が所属する学校の担任や学年主任、管理職なども同席し、SSWと共にスーパーバイザーから助言を受けている。

(6) 課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校の職員や関係機関も出席してのスーパーバイズは、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待があった家庭における不登校支援の活用事例 (②児童虐待、④不登校)

<SSWの配置形態：派遣型>

<家庭> 本人(中1男子)：小学校から特別支援学級在籍・不登校、母、母方祖父母、妹(小5)の5人家族

父から母や妹への暴言・暴力があり、父とは離婚を前提に別居していた。介入当初は、別居して日も浅く家庭全体が落ち着かない状況であり、本児は父との別れによって心が不安定であった。自分の要求がすぐに満たされないと大声を出して母や祖母に悪態をついていた。また、偏食やこだわりが強く、コンビニ弁当やお惣菜しか食べなかった。

中学校の入学式は、制服が嫌い、緊張するという理由で欠席した。SSWは本児との関係を築くために、週1回の家庭訪問を実施した。本児が好きなゲームと一緒に見ながら、ゲームに関する話題を入口として関わっていく中で、学校への気持ちや不安などを話してくれるようになった。中学1年の2学期、校外学習の参加をきっかけに、本児から「学校へ行こうかな」という発言が聞かれるようになった。SSWは学校に同行しながら気持ちを聞きとる中で、本児の努力を肯定するよう努めた。本児の話から、学校のトイレの使用に不安があることがわかったため、近隣公共施設のトイレを活用するなどして、安心して学校で過ごすことができる環境を整備した。

中学2年になると、行事への参加をめぐり、母と祖母が学校への不信感を募らせる出来事があったが、SSWが調整し、学校全体で対応する体制を整えるなど、双方と話し合いを重ね、信頼関係を再構築した。本児の中に学習意欲も芽生えたことから無料塾の利用につなげたところ、そこで出会った先輩の姿に刺激を受け、熱心に通塾・学習できるようになった。途中、ゲームがコントロールできなくなり、塾を休むようになった時期もあったが、保護者や塾の指導者、SSWが連携して対応することで乗り越えることができ、念願の都立高校へ入学することができた。SSWが本児や家族の気持ちに寄り添いながら、学校及び外部機関と連携、協力しながら、高校進学を支えてきたケースであった。

【事例2】家庭環境や知的障害などの影響で不登校になったきょうだいのための活用事例（④不登校、⑦小中連携、⑧その他）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

【家庭】母（聴覚障害）・長男（中3・不登校）・次男（小3・特別支援学級在籍、不登校）・長女（未就学児）母とのコミュニケーションは筆談、手話、子どもたちによる通訳が必要。

【ケース介入当初の状況】学校と家庭はメールで連絡をとるが、滞りがちであった。

長男：小学校2年から不登校。中学入学後しばらくは登校していたが、体育祭練習が苦手なことで欠席し始め、まったく登校できなくなった。

次男：小学校2年の2学期から不登校。次第に行事にも参加できなくなった。身体症状を理由に欠席することが多い。「なぜ兄が学校に行っていないのに、自分は行かないといけないのか」と話していた。

【支援と経過】

兄弟双方に介入を開始した。母とは筆談で子の支援について相談し、月1回の家庭訪問を実施した。

次男の学校は自宅から10分程度ということもあり、学校でSSWと遊ぶ機会を作り、担任なども同席した。小学校・中学校それぞれからの家庭への支援や連絡頻度などについて、互いに負担感が大きくなるようにSSWが調整した。支援が進むにつれ、次男の不登校には、知的障害や自閉傾向が強く影響していることが見立てられた。特別支援学校への転学を検討していたが、生活音が原因で近隣とトラブルとなり、転居を検討することになったため、転学の検討も中断となった。母の聴覚障害により、子どもたちに静かにするよう注意することが難しいため、SSWは民生委員による訪問や放課後等デイサービスの利用を調整した。

長男については、担任と連携し、進路を考えていききっかけを作るべく、学校での定期面談を実施した。初めは自信がなさそうに大人の話の話を聞いているだけだったが、徐々に自分の希望や不登校についての思いも話せるようになり、高校の学校説明会も自ら選んで日程を決めて参加し、そこにSSWも同行することができた。

兄弟で不登校、知的障害、自閉傾向、養育環境の影響などがからみあっており、ひとつずつ丁寧に紐解いていく重要性を強く感じたケースであった。

【事例3】該当事例なし

【事例4】フリースクールを利用する児童のための活用事例（⑩民間団体（NPO 団体など）との連携）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

小6男子、音や匂い、光などに過敏で、教室で安心して過ごすことができず、長期に渡って欠席していた。担任は放課後に個別指導を行うなど、学校との接点を維持しようと努力していたが、徐々に放課後登校の頻度も下がっていった。本児が自宅にひきこもることを心配した両親は、フリースクールを見学し、本児もフリースクールを気に入り、雨の日も休まずに、毎日通うようになった。小学校卒業が近づくにつれ、本児は「中学も休む」と言うようになった。本児がフリースクールに通う期間が長くなることを覚悟した両親は、フリースクールのスタッフに相談し、出席扱いを学校に求めることにした。中学校との連続性を考慮する必要があったことから、フリースクール、保護者、小学校、SSWでケース会議を複数回実施、SSWは入学先中学校の管理職の方針を確認してからケース会議に参加した。出席扱いや学校とのつながりの確保について、小学校、中学校、フリースクール、SSWが連携し、本児と保護者の意向を尊重しながら、本児の学校外での学びを支える体制を整えた。

【4】成果と今後の課題など

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童・生徒対策を中心に、学校だけでは対応が困難な様々なケースについて、学校からの依頼による派遣型で活用している。市内107校（小学校69校・中学校37校・義務教育学校1校）の市立学校に担当SSWを決め、学校からの依頼や相談に迅速に対応できる体制を整備している。

不登校の早期発見・早期対応を目的に、本市独自の「個票システム（出欠状況カード・個人カード）」を運用し、欠席がちな児童・生徒についての状況把握、関係機関活用や早期支援の必要性の確認などに活用している。

各校の担当SSWは、概ね毎月担当校を訪問し、学校と共に支援方針を検討するなど、学校支援体制の強化を図っている。学校いじめ対策委員会、校内委員会、教育相談部会などについて、学校と協議の上、定期的に出席する体制を整えている。

また、児童精神科などに入院していた子どもが学校に復帰する際には、市内に3か所ある適応指導教室の活

用や、学校への試験的登校を調整するなど、SSWが病院の医療ソーシャルワーカーと連携することで、治療成果を損なうことなく登校が再開できる方法を、子どもたち個々の状態に合わせて検討・調整している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童・生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスにより、対人不安から生じる登校渋りや、外出を控えようとする児童生徒への対応策を検討していく必要がある。

<課題の原因>

・不登校の様態は、児童・生徒の発達の課題や家庭環境の脆弱さ、新型コロナウイルス感染拡大など社会状況を背景とするものなど、学校だけでは対応が困難なケースが増加している。

<解決に向け実施した取組>

・市立小・中・義務教育学校の校内委員会や学校いじめ対策委員会などにSSWが出席し、人間関係のトラブルが不登校や不適応につながることを予防すると共に、早期発見・早期対応を図れるように学校を支援する。
・新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスから、登校を渋る児童生徒が増加する可能性があるため、学校がこれまで以上に児童・生徒の不安定さに気付き、必要な配慮が為されるように学校を支援する。
・複数の専門家によるスーパーバイズを実施し、SSWの対応力の向上を図る。
・個票システム(出欠状況カード・個人カード)を活用した、学校、SSW、適応指導教室、教育相談室等との連携の強化・充実を図り、校内における登校渋り等を含めた不登校児童生徒の早期発見・早期対応を支援する。
・スクールロイヤーの積極的な活用を学校に促すとともに、スクールカウンセラーや教員、医療機関との連携を深める。法律、心理、教育、医療、福祉という各視点から、不登校に限らず、学校だけでは対応が困難な児童生徒について、学校による支援の糸口や方向性を総合的に検討し、初期段階からの校内支援の充実を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

・不登校児童・生徒対応においては、再登校や教室復帰のみを目標にせず、「個に合わせたつながりの方法や機会」を見出し、そのための条件整備や環境調整を推進していく必要がある。
・一方、いじめ対策においては、学校において、いじめ（「疑い」を含む）を早期に発見・対応できる体制づくりを一層推進する必要がある。また、重大事態が発生した場合には、遅滞なく適切に対応しなければならない。
・これらの2点をふまえ、また、学校が直面する様々な困難ケースに対応するため、SSWは個別ケースへの対応または事後的に関わることに留まらず、高い専門性を備え、学校と共に組織的に対応できるよう、資質を向上させなければならない。

<課題の原因>

・不登校の要因や状態、支援ニーズは様々であり、一律の手段で解決できる問題ではない。様々な対策を講じてきたにも関わらず、不登校児童生徒数は急増している。
・子ども同士の間関係がより複雑になる中、学校の「いじめ（「疑い」を含む）発見力」を向上し、その後の適切な対応に結び付けていくことが求められている。

<解決に向けた取組>

・本市は、文部科学省COCOLOプランなどを踏まえ、新たな不登校総合対策の一環として「つながるプラン」を策定し取り組むが、この中で、SSWは、個々の児童生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握、適切な支援につなぐ専門家として位置付けられている。従来の役割に加え、新たにオンラインを活用した不登校児童生徒の相談、支援、さらにはフリースクールや放課後等デイサービスなどの民間事業者との連携の強化を図る中で、個に応じた支援をコーディネートする役割を担う。
・SSWの資質向上のために、研修やスーパーバイザー、スクールロイヤーの活用を図る。
・SSW相互のケース検討や、日々の対応に関する相談体制のさらなる充実を図るため、既存のSSWのうち経験の長い1名を統括担当に位置づけ、その役割を与える。
・学校いじめ対策委員会や校内委員会、教育相談部会へのSSWの定期的出席をさらに推進する。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

5つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

*市内に5名を配置

*社会福祉士または精神保健福祉士の資格は全員取得（採用の必須条件）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

◆実施要綱

①趣旨 ②SSWの派遣 ③SSWの職務 ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること

④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと ⑥SSWの対応例

*年度当初に学校あて文書を通して周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

◆コーディネータ業務担当者の連絡会において、「スクールソーシャルワーカーの活用」という題目で、スクールソーシャルワーカー担当校のコーディネーターに各担当地区のスクールソーシャルワーカーが活用事例を紹介し質疑応答を行った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

・市所属SSW5名

（2）研修回数（頻度）

・年3回

（3）研修内容

・事例検討 ・他機関との連携協議（サポートチーム会議の開催について） ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

・支援中の事例を扱った事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ・ 無）

○活用方法

- ・年2回、SSWの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施
- ・年3回の研修での事例検討におけるスーパーバイズ

(6) 課題

- ・公用携帯電話の認知が広がり、学校、家庭との連携より円滑になった。その反面、対応ケースが多くなり、ケースの精査が必要だった。
- ・拠点校勤務により、拠点校以外の学校が、スクールソーシャルワーカーの依頼を遠慮している傾向があり、拠点校との依頼の差が大きくなっている。拠点校型から派遣型へ移行の検討必要性あり。
- ・1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮に関する支援のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑧心身の健康・保健に関する問題等）〈拠点校型〉

両親と子ども合わせて5人の家庭であり、父親はコロナ禍で仕事がなくなり、生活困窮の状態となる。公共料金・健康保険料の滞納もあり、家賃も払えない状態が続いていた。母親には定期的な受診が必要な疾病があるが、金銭的な理由から長期間受診ができなくなってしまう。このため、母親の精神状態も悪化していた。子どもたちも登校が安定せず、3人のうち2人は不登校の状態であった。お金がないことで両親の諍いが増え、子どもたちの前で言い争うこともあった。また、苛立った父親から子どもたちへの暴言もあり、子どもたちの精神状態への影響も懸念された。

SSWは、以前よりこの家庭に関わり支援を行っていたが、学校、関係機関（児童相談所）と連携して生活困窮によって生じる家庭内の問題への支援を行った。具体的には学校は子どもの登校や学習への支援、児童相談所は児童虐待につながらないようにするための家庭への支援、そしてSSWは主に母親の心情への支援を行った。家庭への支援がネックとなるため児童相談所が中心となって支援を展開し、拒否の強かった父親との面接を重ね、生活保護受給へと繋げた。その後も家庭内の経済状況は厳しいようであるが、生活保護になったことで母親が定期的な受診できるようになり、家庭内は多少の落ち着きを取り戻した。

児童相談所とSSWは、その後も引き続き家庭への支援を継続している。また、学校も引き続き子どもへの支援を行っている。

【事例2】児童虐待に係る支援のための活用事例（①家庭環境の問題、②児童虐待、⑫教職員とSSW等の役割分担）〈拠点校型〉

母を亡くし、父が再婚した家庭で生活する男子。男子の姉兄は、父と義母との生活が嫌で祖母宅で住む。本人は、義母の連れ子で年下の第2人と再婚後の第1人とまもなく出産予定の双子との生活が予定されていた。父と義母が、明らかに本人と他子とに差別的な待遇をするために、本人が耐えられず祖母宅に逃げている状態。父と義母からは勝手に出て行ったのだからと祖母に生活費を渡すわけでもない。本人の苦しみと同時に祖母の生活への不安もあり、SSWも関わる事となる。父と義母の二人にSSWから概要を尋ねるも、勝手に出て行っているので生活費を渡すつもりはない、こちらは他子と同様にしているが、本人が殆ど話さないのので何を考えているかわからない、部活の練習にも行かずに他人に迷惑をかけている、他子が沢山いるのとまもなく出産を迎えるに当たって、本人への配慮は無い様子が見られる。その後、祖母・本人にも話を聞く。本人は、辛い思いをノートに書き連ね、祖母の元で過ごしたいという意思を持っている。祖母は、本人の父らと話にならないことがわかっているが、このままでは孫がかわいそうだ、どうすればよいかという相談だった。児童手当やその他扶助に関する物についても父からは一切連絡が無い、と。学校では本人の様子に気を配ってもらうこと、並びにSSWからは①父母の元に戻らないにせよ、養育費等の話し合いが必要②養子縁組③親権獲得審判④その

他の可能性を一緒に考える。祖母は色々な相談機関にも話をしているが、なかなかうまく行かない事を話す。知り合いの弁護士に相談することで、②養子縁組が本人 15 歳到達時にできる、とのことで、現状それまでは今のままで祖母が養育していくことで話が進みそうなので、今後、それについての手続き等を SSW も一緒に支援していく予定である。学校は、父と義母との関り、祖母との関り、本人の見守り、という形で、連携をとりながら進めていく予定である。本校では、SSWの担う業務や、連携・動き方、等についての研修もした。

【事例 3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈拠点校型〉

両親、子ども 4 人の家族。上の兄弟二人が、下の兄弟二人の世話をし、登校が不安定になっている。下の兄弟二人は、発達に課題があり、落ち着きがなく、行動をコントロールすることが困難。母親はパート勤めをしており、上の兄弟が面倒をみることを当然のことだと捉えている。SSW は、学校と連携しながら、母親との関係を構築。下の兄弟二人の発達検査の促し、受診、通院の付き添いを行い、医療機関のソーシャルワーカーとも連携しつつ、放課後デイサービスの利用を勧めた。一番上の兄弟は思春期外来を受診しており、主治医の意見を聞きつつ、学校と連携し、進路の決定に向け、学校見学の案内をしている。二番目の兄弟は、登校が安定せず、学校と連携し、今後、進学までの目標設定をしつつ、本人の課題や困り感を聞いていく。下の兄弟二人については、特別児童扶養手当の申請し、放課後等デイサービスの見学を予定している。

【事例 4】民間団体（子ども食堂）との連携のための活用事例（⑪民間団体）〈拠点校型〉

中学男子生徒。学校は毎日登校しているが家庭の中で居場所を感じられず、養護教諭に苦しさを訴えるようになり学校からの紹介で SSW が繋がる。話を聴いていくと、経済的に苦しく学用品を購入してもらえなかったり食事も十分な量を摂れていなかったりする様子であった。校納金も昨年度から滞納していることが発覚。

保護者と繋がり経済的支援をしていく 1 つとして、民間団体の子ども食堂と連携をし、フードパントリーによる食糧支援と本人の居場所支援に繋がった。

現在は、学校と子ども食堂と SSW にて連携をしながら、家庭のサポートを行っているところである。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○支援対象となる児童生徒の早期発見・早期対応を目的とした「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、年 1 回実施。チェック項目に当てはまる児童生徒について、SSW が学校訪問して聞き取りを実施した。「ヤングケアラー」の項目を加えて 2 年目となるが、SSW と学校間で「ヤングケアラー」についての情報共有が進んでいる。

○令和 4 年度は、スクールソーシャルワーカーが集合する日を設けたことにより、難しいケースについてワーカー同士の意見交流や関係機関との打ち合わせを活発にでき、関係機関との顔の見える関係が構築できた。

	支援 児童生徒数	訪問件数	ケース会開催数	機関連携件数
H30 年度	763	406	91	213
R1 年度	596	406	96	180
R2 年度	661	443	125	166
R3 年度	710	429	87	192
R4 年度	987	876	198	481

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 3 年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 支援児童生徒数が約 50 名増えており、細やかな対応が難しい。
- 市の SSW どうしが事例について情報を共有する機会が少ない。

<課題の原因>

- SSW が公用携帯を持ったことで、学校、家庭との連絡が付きやすくなり、支援ニーズを拾いやすくなった。
- 週 1 回程度の勤務では、情報共有の時間をとることは難しい。

<解決に向け実施した取組>

- 市の職員同士のチャットにスクールソーシャルワーカーの登録を認めてもらうことができ、関係機関との連携が円滑になった。
- 一人当たり週 2 回程度に事業拡大できた。また、週に 1 回原則水曜日に顔を合わせる機会を設け、スクールソーシャルワーカー同士の意見交換や関係機関との打ち合わせ等の時間を積極的にとるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 拠点校以外の学校が依頼をしたいが、拠点校に遠慮をして、拠点方式では活用しにくいとの意見がある。
- 学校のニーズに応じて派遣型へ移行した際、スクールソーシャルワーカーの拠点をどこに置くか。

<課題の原因>

- スクールソーシャルワーカーの認知度が広がり、拠点校以外の学校が、依頼したい時に活用できていない。
- スクールソーシャルワーカーのデスクの確保。

<解決に向けた取組>

- 現拠点校および拠点校以外の学校に派遣型への移行を周知していく。
- 令和 5 年度教育委員会内にデスクを設置し、スクールソーシャルワーカーが待機できる場を確保する。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校22校、中学校0校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校25校。派遣型は、市教委で280時間確保し必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数（資格）：SSW11名（延べ人数：社会福祉士11名、精神保健福祉士3名、幼稚園教諭二種1名、小学校教諭一種2名、中学校教諭一種1名、高等学校教諭一種免許1名・2種1名、特別支援学校教諭一種1名・二種1名、産業カウンセラー1名、ホームヘルパー1名、保育ソーシャルワーカー1名、主任介護支援専門員1名）
- ・勤務形態（1校当たり）：35時間（週1時間×35週）…10校、70時間（週2時間×35週）…21校、105時間（週3時間×35週）…14校、140時間（週4時間×35週）…2校、市教委派遣280時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・毎年度SSW配置事業実施要項を改訂し、年度当初に連絡協議会を行い、事業の趣旨や内容等についてSSW及び学校関係者に周知している。
- ・校長会等で支援体制について説明するとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・活動の振り返りとSSW間及び担当教員との情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、年に2度の研修会を開き、大学等で教鞭をとっているSSWの助言の下、SSWとしての資質の向上を図っている。
- ・家庭と学校、関係機関をつなぐSSWのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・**無**）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・SSW11名
- ・SSW配置小中学校の担当者45名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW研修会は、例年、年2回、SSW連絡協議会は、例年、年1回開催。

（3）研修内容

- ・SSW研修会では、本市小中学校における要支援児童生徒の状況について報告し、各SSWが対応している事例について支援方法の検討等を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ S S Wが対応しているケースについて、支援策の検討を行い、関係機関の連携や支援方法について助言を得るケース検討会議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置 (有 ・ **無**)

○ 活用方法

(6) 課題

- ・ 支援の方法や支援の期間は、各 S S Wの判断で事例に応じて対応している現状である。幅広い支援をするためにも効率的な支援の在り方、関係機関との連携の仕方等について理解を深める研修が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（例：①家庭環境の問題）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

＜支援対象＞ 小学生男子

＜現状・背景＞

本人は、小学校1年生3月末に持病の発作により、2週間ほど入院した。また5月にも同じ症状で2週間ほど入院した。4月は子どもの担任が替わることや祖母の介護に関して母の不安が大きいことに加え、母自身も体調が優れず、家庭全体が落ち着かなかった。そのような状況から、本人も落ち着かず、なかなか登校できない。家族構成は、母、本人、祖母の3人暮らしである。

＜S S Wの支援＞

1 定期的な面談、登校支援

本人が入院した時は、学校と家庭の間に入り、学校への提出書類等のやりとりを行った。また、本人が登校できる時は、S S W、母の支援者と一緒に登校した。

2 関係機関との支援会議

学校、支援者、S S Wで支援会議を行い、今後の支援について話し合った。

＜成果＞

6月に行われる校外学習に本人が参加したいと考えていることをS S Wが学校に伝えたことで、学校、母の支援者、S S Wが連携して本人に必要な支援を行うことができた。その結果、本人は校外学習に参加することができた。

また、7月に祖母の入院介護が継続することが決まり、母が以前より落ち着きを取り戻したこともあり、本人は7月に2日間登校することができた。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

＜支援対象＞中学生男子

＜現状・背景＞

小学校6年生の3学期から不登校となったが、学校行事には参加しており、小学校の卒業式、中学校の入学式に出席した。入学式後、学習に困難を感じ、欠席、遅刻、早退をするようになった。中学1年生の2学期は不登校となり、自宅で過ごした。家族構成は、母、本人の2人暮らしである。

中学校では週1回、放課後に個別学習を行った。母は本人の支援をするために勤めていた会社を辞めた。経済的に不安定となって生活の支援も必要となった。社会福祉の生活支援を受けながら、母はパートの仕事に就くことになった。

中学2年生、中学3年生とS S Wによる定期的な面談（家庭訪問）と個別学習を継続してきた。中学3年生の2学期から徐々に学級での学習に参加するようになり、高校に進学した。

＜S S Wの支援＞

1 定期的な面談（家庭訪問）

本人と良好な関係をつくり、本人の学校に対する思いや生き方に対する思いを聞き受け止めた。また

本人の学習についての課題を一緒に考え、現状のなかで将来の進路について検討した。

母親に対しては、生活支援の制度の紹介、就業についての相談を行った。

2 学年や担任、教頭へのアドバイス

本人の状態を、担任や学年主任、教頭に伝え、対応の仕方を助言した。

<成果>

本人は、月に数回、放課後に担任との個別学習に取り組むことができるようになった。また、S S Wが、面談（家庭訪問）を継続して行うことで、本人が自分の思いや考えを話すことができるようになった事に加え、母と家庭の生活状況や家族の就業について相談を行うことで、当該家族の生活が安定した。

生徒の家庭での生活や家族の状況をふまえて助言することで担任や学年主任、教頭は本人に必要な支援を行うことができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ S S Wが関わった対象児童生徒、保護者等は累計で397人となり、支援状況としては家庭環境の問題、不登校支援、発達障害に関する問題、心身の健康・保健に関する問題が上位を占めている。
- ・ 不登校児童生徒や貧困、児童虐待等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるS S Wがかかわることで、学校・関係機関との連携が円滑になるとともに、生活改善への手立てが明確になり、児童生徒の家庭及び学校での生活の安定につながった。
- ・ S S Wの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐS S Wの役割に注目する教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員が明確な課題と目標をもって、問題に取り組むようになってきている。
- ・ S S Wが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の目標、方法（役割分担）、スケジュールを明確に設定することができるようになった

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 人材確保が急務である。

イ 配置時間の拡充が必要である。

<課題の原因>

ア S S Wの活動が効果を上げる中、各市町村がS S Wの確保に努めている。加えて、多くのS S Wは兼業であり、時間的にも制約がある。

イ さまざまな問題を抱える家庭が存在し、学校だけで解決できる問題が少なくなっている。

<解決に向け実施した取組>

ア 社会福祉協議会と連絡をとり、人材確保に努めている。加えて、よりよい人材の確保に向けて待遇面の改善を図った。

イ 若手教員が増えている中、困難なケースを一部の教員で抱えることのないよう、S S Wの効果的な活用方法や連携や支援体制の構築について連絡協議会等で各学校関係者に周知している。また、いかにS S Wの支援によって改善があったかを目に見える形にしていき、予算確保につなげている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア S S Wの日程調整等が難しい

イ S S Wが支援にあたるケースが多種多様であり、支援の在り方について関係機関との連携が必要である。

<課題の原因>

ア S S Wの配置校が複数あったり、他の職もあったりするため。

イ 自殺予防、引きこもり、ヤングケアラー等、新たな課題も出てきているため。

<解決に向けた取組>

ア 地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努めるとともに、配置時間増を要望していく。

イ 市の福祉保健部と連携を図り、自殺予防やゲートキーパーの研修等について、S S Wに案内したり、研修に参加したりし、連携を深めている。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校からの要請により、教育委員会が派遣決定した支援が必要な児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携役を果たし、不登校児童生徒への対応充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（学校教育センターと児童相談所を併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向くことができるよう職員を配置している。

また、支援を要する児童生徒が抱える問題が複雑な場合は、複数のSSWで学校への初回訪問に臨むなど、相互に連携を図りながら個々の事案に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：3人
- ②所有資格：教員免許状
- ③勤務形態：1人当たり 週20時間×48週（年間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画（第四次）として平成30年3月に策定した「金沢子どもを育む行動計画2018」に、以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、周知を行っている。

【記載内容】

4. 学校の行動指針／1 小学校・中学校の行動指針／②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する

5. 行政の行動計画／3 学校教育等の充実／1 豊かな人間性を育む教育の推進

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学期に1回、SSWと教育委員会の担当者が協議会を実施し、個々の事案に対する今後の方針について協議している。

また、年に1回、こども未来局の「子どもソーシャルワーカー」との合同の協議会を持ち、相互の連携体制を確認するとともに、さらに強化するための方策について協議している。

教職員への周知の方法としては、市教委主催の定例校長会議にて、SSWの派遣について周知している。また、各校の生徒指導主事が集まって行われる生徒指導推進協議会にも参加し、その存在については全ての学校の生徒指導主事が認識している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

(2) 研修回数（頻度）

年間 12 回程度

(3) 研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

(4) 特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・**無**）

○活用方法

(6) 課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、SSWに特化した研修を実施できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（例：①貧困対策、④不登校、⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

・学習面の苦手さから欠席が増加し、一日中ゲームに熱中し、生活リズムが崩れ、完全不登校状態となった。父親を亡くしており、持病のある母親と二人暮らしの生活保護世帯であり、母親は徐々に学校からの連絡に応じなくなり、書類の提出も滞り、本児の様子がわかり難い状況だった。

・学校による要請を受け、SSWの派遣を開始した。週に1回の家庭訪問を行い、本児との交流活動を通して家族以外の大人との関わりを持つ機会をつくり、生活リズムの改善を図った。母親とは、訪問した際の面談で、心配事を聞きながら気持ちに寄り添い、信頼関係を構築した上で、学校との繋がりを支援した。また、公的な申請について連携することで経済面での安定を図った。

・家庭訪問を行うことで本児の運動好きがわかり、キャッチボールなどで交流を重ねるうちに、積極的に楽しみ、潑刺とした表情を見せるようになった。運動が一因となって、訪問を心待ちにする本児と安定した関わりを持てるようになり、生活リズムが改善したことで、登校を再開するようになった。また、学校へ本児の好みや得意な面を伝え、登校時の関わり方に繋がったところ、友達や先生方との交流や活動の幅も広がり、徐々に登校日数が増加した。苦手な学習にも意欲が出るようになり、取り組みだすと、＜学校が楽しい＞と自主的に毎日登校するようになった。

・本児は極端な読み書きの苦手感による学習意欲の減退が不登校の一因であることから、学校と連携し、将来を見据え、本児の検査及び療育手帳を取得して特別支援学校へ進学することを母親に提案した。戸惑う母親の気持ちに寄り添いながら、丁寧に相談に乗った結果、母親は、自立を重視した進路を前向きに検討し始め、手続きや学校の見学など意欲的に動き出した。子どもSW（本市職員／こども未来局）、ケースワーカー、児童相談所とも連携し、手続き等のサポートを行い、療育手帳を取得し、その後も学校選択で揺れ動く母子の気持ちに寄り添う支援を続けた結果、母子は納得して特別支援学校への進学を決定した。母親は、次第に、親身に対応する学校を信頼し、連絡を取り合い相談するようになった。無事に迎えた卒業式では、晴れ姿に感涙する母親の姿が見られた。卒業後も支援が途絶えない様に、市の子どもSWと引き継ぎを行った。

【事例2】不登校解決のための活用事例（例：④不登校、⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

・本児は、父親を亡くしており、母親は日勤夜勤がある勤務形態で心療内科にも通院しており、兄はアスペルガー症候群でサポートが必要という状況で、家庭環境の不安定さがストレスとなり、本児は耳を塞ぐ、過呼吸、頭痛、腹痛、めまい、泣くなどの体調の不調を訴えるようになり、欠席が続き、完全不登校となった。その後、本児は医療機関（精神科）へ受診、投薬と月1回の通院を開始した。

・学校による要請を受け、SSWの派遣を開始した。医療を必要としている本児や、既に通院している母親という状況を踏まえ、定期的（週1回）に家庭訪問を行い、本児の得意な創作活動などを通して交流をおこなった。本児の気持ちや不安を受け止め、情緒の安定を図りながら、穏やかな時間を過ごせるように本児・母親・学校との繋がりをサポートした。

・当初は本人と面会できなかったが、手紙や、本児が好む鳥の塗り絵などを用意し、興味のもつ題材から抵抗感をなくすことで、会う機会を設けることができた。交流を通して少しずつ情緒が安定し、情緒不安定な状態では困難であったシャワー、歯磨き等ができるようになり、生活リズムが改善された。本児は手先が器用で工作などが得意なので、交流活動では主に創作活動を行いながら、完成した作品は校舎内で掲示するなど、学校との橋渡しを行った。

・合宿の参加を強く希望した本児の意思を汲み、学校との協議会を実施した。本児も参加し、担任とは数か月ぶりに会うことができた。本児は不安感や要望を担任へ伝え、校舎内に入り、自分の教室や座席などを確認することができた。現在、母親とも密に連絡を取り、困り事や相談など、すぐに対応できるよう留意している。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校児童生徒に対して、定期的な家庭訪問により信頼関係を築き、少しずつ登校支援を重ねることで、徐々にではあるが登校できる日数が増えたり、SSW以外にも教員との繋がりが持てるようになり、複数の児童生徒に好ましい変化が見られた。

また、保護者の仕事の関係で教員が家庭訪問することができない、日中にしか会えないような保護者に対して家庭訪問を行い、家庭での子どもの様子や保護者の相談や要望を聞くなど、学校と家庭の間に入り、橋渡し役を果たすことで、状況把握が円滑になり教員の負担軽減にも役立っている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

S S Wの負担が増加してきている。

＜課題の原因＞

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）と対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があり、連携する機関が増えるため。

＜解決に向け実施した取組＞

S S Wが児童生徒や保護者対応で困ったときや判断に迷うようなときには、すぐに担当課（学校指導課）に相談する体制とし、連携を強化することでS S Wの負担軽減を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

問題を抱えている児童生徒は多く、今もS S Wの助けを必要としている家庭や学校が多いが、現状の人数では対応が難しくなることが予想される。

＜課題の原因＞

不登校（傾向）の児童生徒の数が年々増加し続けている。

＜解決に向けた取組＞

不登校の未然防止や初期対応についてまとめたリーフレットを作成し、居場所づくりや絆づくりの必要性について周知するとともに、いじめ防止のための講演会を企画しミドルリーダーの意識を高めるなど、不登校の根本的な原因を解消するための取組を推進している。

甲府市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・貧困・児童虐待等の課題を抱える児童生徒について、関係機関との連携を通じて教育相談体制を強化し、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会学校教育課に会計年度任用職員として2名を配置。
- ・学校長からの派遣申請により各校への対応を行う。また、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：2名（年度途中で1名休職したため、1名を後任補充。のべ人数は3名）
- ・資格：社会福祉士（1名）、教員免許状（1名。のべ人数は2名）
- ・勤務形態：週5日、29時間勤務（1名）・35時間勤務（1名）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・指針（ガイドライン）として策定されたものはない。
- ・「甲府市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定。
- ・活用に関して校長会、教頭会等で周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導主事会や不登校担当者会でSSW活用についての説明を実施。
- ・SSWが生徒指導アドバイザー、自立支援カウンセラーらとともに小中学校を訪問し、各校の情報を得るとともに、スクールソーシャルワーカーの活用の説明や、担当者との顔合わせを実施。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・**無**）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・県教委主催のSSW活用事業運営協議会への参加（年2回）
- ・ケースの検討会議を通しての研修（適宜）
- ・市教委主催の生徒指導担当会議（隔月）、不登校担当者会議（年2回）等への参加

（3）研修内容

- ・関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

ケースの検討会議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法 なし

(6) 課題

SSWについてはケース検討会議や生徒指導及び不登校担当者会議への参加を通して支援や関係機関との連携の在り方について学んでいるが、その他はSSW自身の自主的な受講(県のSSW学習会、臨床心理士会主催の研修等への参加)に任せている。県SSWに個別に研修をお願いすることもあるが、市独自の研修は行っていない。どのように幅広い知識を得て資質向上を図ることができるか課題。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮となった家庭への活用事例

(①貧困対策、②児童虐待、④不登校) <SSWの配置形態:派遣型>

父親が収監されて以降、家庭内での生活が乱れ、学校も休みがちになった兄弟。登校しても精神的に不安定で離席等を繰り返していた。母親も定職に就かず、経済的にも厳しい状況だが、生活保護の受給を拒んでいた。学校から母親への働きかけやケース会議等を経て、SSWの支援を開始。SSWが登校支援とともに、登校後の休み時間や放課後にも関わる機会を作る中で、SSWとの信頼関係を構築し、SSWの支援がない日でも登校できるようになってきた。とはいえ、今後の経済状況や登校状況にも心配が続くと予想されるため、今年度も支援を継続している。

【事例2】不登校児童への活用事例

(②児童虐待、④不登校、⑦その他) <SSWの配置形態:派遣型>

保護者の精神疾患により、養育力が乏しく、学校を含めた関係機関との関係がうまく築けない家庭にSSWが関与し、保護者との関係構築を図った。児童に対しては、保護者以外の他者とも関係が築けるよう、訪問回数を増やしてSSWと接触する機会を多く設けた。

学校での児童の様子をSSWから保護者に伝えるようにし、保護者が間接的に学校とつながるよう対応した。また、教員とSSWが家庭訪問を行い、保護者が学校と直接的な関係を持つことができるように対応した。保護者については、病院受診や児童扶養手当等の他に、家事支援サービスの手続きの支援(同行も含めて)を行った。

【事例3】ヤングケアラー生徒のための活用事例

(①貧困対策、⑧その他、⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態:巡回型>

SSW支援開始当初は、家庭内不和、家事や家族の世話の負担、友人関係の悩みを訴えていた。SSWは数ヶ月にわたり定期的に面接して生徒と関わり、状況把握とともに、学年職員と連携して生徒の様子を見守る体制づくりを進めた。家庭へのアプローチも見計らっていたが、家庭状況が徐々に好転し、生徒自身も精神的に安定するようになったため、SCと連携してSCによる面接支援に移行することとした。

【事例4】「民間団体(NPO法人等)との連携」「教員とSSWの役割分担」「オンラインカウンセリング」についての事例なし。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・困難な問題を抱えた家庭に対してSSWが継続して関わることで、学校や関係機関との連携が図られ、生活環境の改善への方向性が明確になり、児童生徒の家庭生活の安定につなげることができた。
- ・学校訪問(教職員への指導・助言)500回、教育支援面接48回、関係機関との打合せ344回、ケース会議26回、家庭訪問・登校支援626回。継続支援のうち「問題が解決」または「問題が好転した」割合

は39%で前年比-2%であるが、1名増員したことにより大幅に支援の機会を増やすことができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

教師とSSWの連携がスムーズに図られないケースがあること。

<課題の原因>

学校現場は福祉分野について、SSWは学校現場について互いに知らないことがあること（特に学校現場は福祉制度や福祉的な考え方についての理解が乏しいと感じる）。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 県の統括SSWに積極的にアドバイスを求め、学校との効果的な連携につなげていく。
- ・ 必要に応じ、担当指導主事が学校とSSWをつなぐコーディネーター役を果たす。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

校内支援体制の強化を図り、より効果的なSSWの活用方法や学校との連携方法を確立していくこと。

<課題の原因>

児童生徒が抱える問題の多様化、深刻化。各校の生徒指導主事をはじめとした校内のコーディネーター役を担う教員の育成不足。

<解決に向けた取組>

担当指導主事や生徒指導アドバイザーがSSW・校内担当者双方と情報共有し、より効果的な連携が図れるよう助言をする。

長野市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和4年度は市独自で配置した4名体制で、4名ともスクールソーシャルワーカー経験者を採用した
- ・学校からの要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っている

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は4人
- ・任用したSSWの所有資格は社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保育士
- ・派遣型 令和4年度の活動時間は合計1,972時間（概ね1日3時間、週3～4日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインの策定はしていないものの、SSWの役割や活動内容、派遣手続きについてまとめた資料を校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会等で説明

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教育相談関係者合同研修会（年1回）

教育相談に関わる教職員等（児童生徒支援特別加配（不適応支援）教員、不登校児童生徒支援教員、特別支援教育巡回相談員、教育支援センタースタッフ、巡回スタッフ、登校支援サポーター等）を対象とした研修会でSSWの活動内容を紹介

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

年5回（県主催のSSW実務者会に参加しており市独自では実施していない）

（3）研修内容

令和4年度は次のテーマの研修会に参加した。

- ・重層的支援構造からみる不登校への対応
- ・アセスメント
- ・「学校とのつながり」意識を育みいじめを未然防止する
- ・事例検討会

(4) 特に効果のあった研修内容

アセスメントの研修では、ソーシャルワークの根幹である評価の手法について理解が進んだ。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <派遣型>

本人は小学生で母と妹の母子家庭。母は無職で収入面の不安があったことや子育てに悩んでいたことから母自ら児童相談所に相談をしていた。SSWが生活就労支援センターまいさぼに繋いだことで母が仕事に就き収入面が安定した。また、母が仕事に出るようになると、朝の登校準備などがうまくできず本人が登校を渋るようになってしまったが、SSWが登校の付き添い支援を行う登校支援サポーターを紹介した。支援が始まると少しずつ登校が安定し、その後は1人でも登校できるようになった。

【事例2】不登校のための活用事例 (④不登校) <派遣型>

本人は小学生で母子家庭。母の意向で新型コロナウイルス感染症に対する不安から令和2年以降ほとんど欠席の状態だった。この間、家庭は学校の家庭訪問を一切受け付けなかったが、学校とSSWが連携して粘り強くアプローチし続けた結果、本人との面談に成功し、意向を踏まえて校内の環境(時間割の組み換え、登校時の導線等)を整え、週2日登校できるようになった。その後は登校リズムが崩れやすい長期休み明けの直前に確実に面談を設定することで安定を図った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <派遣型>

本人は5人兄弟の長男で両親が自営業で帰宅が遅かったため、幼い弟の食事や入浴、寝かしつけなどを担っていた。弟たちの世話のため就寝時間が遅く、遅刻や提出物が整わないことが増えた頃にSSWと面談を行った。SSWは本人の困り感を踏まえて両親と面談し、土日は弟たちを実家に預ける、自営業の定休日を設定する等のルールを設けたことで、両親に余裕が生まれ、本人は自分の時間が作れるようになった。その後、本人は希望していた部活の自主練習ができるようになり、学習できる日も増えたことで、その後の面談では「最近自分の時間があることに気付いた。」と発言している。以降、本人から弟たちの世話に関わる大変さの訴えはなくなった。

【事例4】民間団体との連携のための活用事例 (④不登校、⑪民間団体(NPO団体等)との連携) <派遣型>

本人は中学生で不登校のケース。本人にとって学校や自宅が落ち着く居場所にならず、自傷行為の痕が見つかったことからSSWが関わるようになった。SSWが本人の意向を確認し新たな居場所としてフリースクールを紹介し、学校やフリースクールと細かく情報共有を図った上で利用が始まった。その後は、スクールカウンセラーとも連携して学校の環境を整えたところ、フリースクールと学校を併用するようになり、生活面、メンタル面のバランスが安定した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和4年度にSSW4人が関わった166人について効果を検証した。調査は、長野県教育委員会が例年実施しているSSWに対する評価と同じ方法で実施し、支援を要請した学校が回答したものをまとめた。

調査結果は以下のとおりである。

- ・166人中134人(80.7%)について、児童生徒が抱えていた問題は解決もしくは好転した
- ・166人中116人(69.9%)が不登校に関わるものだったが、116人中83人(71.6%)は解決または好転した。

・学校への効果については、問題の背景への理解がすすんだ（83.1%）、連携がすすんだ（78.3%）といったプラスの効果が多く、SSWによる支援の結果、1事案に係る教職員の負担軽減に繋がる効果もあった（36.1%）。

以上より、SSWの支援は児童生徒の抱える問題に対して有効であるといえる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

課題を抱える児童生徒は毎年増加傾向にあり、SSWの活動時間の確保が課題となっている。

＜課題の原因＞

全校のスクリーニング会議へのSSW派遣を強化したことにより、より多くの課題を抱える児童生徒がピックアップできたが、それにより個別の支援に必要な時間も増大したため。

＜解決に向け実施した取組＞

令和4年度はSSWの活動時間を前年度から1,075時間増やして1,750時間確保したが、予想を超える派遣要請があったため予算を流用して対応した。最終実績は1,972時間。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

限られた時間の中でより多くの事案に対応するため、SSWの勤務の効率化を図る必要がある。

＜課題の原因＞

全校でスクリーニング会議が定期的実施されるようになり、ピックアップされた課題を抱える児童生徒に対して学校からSSWの支援要請が多いため。

＜解決に向けた取組＞

1回の訪問で複数の事案に対応する学校相談派遣や公用携帯、オンラインを活用した支援により勤務の効率化を図る。

松本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校支援アドバイザーとともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

医療機関との連携による、不登校や集団への不適応児童生徒支援のための教育相談（元気UP教育相談）を専門に行うSSWを配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

4名・社会福祉士・非常勤

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

校長会・教頭会で年度当初に説明するとともに、不登校支援アドバイザーの学校巡回訪問の折にも説明し、理解促進を図っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

市配置SSWと本市の県派遣SSW

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

- ・昨年度の各々の担当した事例の情報交換及びアセスメントの検討
- ・性的な被害への対応に関する内容及びヤングケアラーに関する内容

（4）特に効果のあった研修内容

各々の担当した事例の情報交換及びアセスメントの検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

（6）課題

市配置SSWの勤務形態と相談件数の多さから、研修を増やすことが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校に起因する学校との関係改善のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

ア 支援前の本人の状況

ASD、ADHDと二次障害の診断を受けた中学生。教員との関係が悪化し、学校でトラブルや暴力があり、登校頻度が減った。また、母と学校の関係もうまくいっておらず、母は当該生徒への対応で疲弊していた。

イ 指導の経過

- SSWは主に母を支える役割として面談を重ねた。
- 中学校卒業後の相談先として、児童家庭支援センターを紹介し、本人への支援者としてつないだ。
- 保護者と学校の関係調整と本人の進学に向けた連携支援のため、関係者（主治医、児童家庭支援センター、放課後デイサービス）を交えた支援会議をコーディネートした。
- 学校全体でこのような生徒を支えていくために、指導主事と連携し、教員との相談を重ねるなどの支援を行った。

ウ 指導後の様子

当該生徒の負担を軽減される登校の方法を試行していく中で、トラブルや暴力が出ることなく登校した際には穏やかに生活を送ることができた。本人の希望もあり、学習は放課後デイサービスを主にしつつ、学校との関係を保ちながら支援を受け、高校に合格することができた。

【事例2】子どもを適切に医療へつなげるための活用事例（⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

ア 支援前の本人の状況

学級での人間関係がうまくいかず、学校から足が遠のいた小学生。自傷行為らしき行動を家族が発見し、どのように自分の子どもに向き合ったらよいか母は悩んでいた。

イ 指導の経過

- SSWは母親と面談。子どもの状態や母親の思いを受け止めながら、思春期外来を受診して適切な医療を受けることが望ましいと母親へ助言する。
- 母親は子どもに治療の意思を確認し、SSWへ医療への受診を依頼する。
- SSWは医療機関に連絡をとり、速やかに初診日が決まる。

ウ 指導後の様子

医師より薬の服用等の指示があるとともに、嫌だと感じることからしばらく遠ざかった方がよいとの助言を受ける。以後、保健室を拠点の1つとしながら、取組みたいと思える授業や活動を中心に安定的に登校している。自傷行為らしき行動はみられなくなった。

【事例3】事例なし

【事例4】医療連携充実のための活用事例（⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：派遣型＞

ア 支援前の本人の状況

発達特性と学校でのストレスから家で暴れる様子があった小学生。複数の機関が連携してきたが、学校と保護者との連携があまりとれていない状況であった。

イ 指導の経過

- 学校及び保護者の依頼を受け、SSWが学校と打ち合わせ、関係者会議・支援会議へ参加。保護者面談を実施。
- 当該児童が受診している病院の医療ソーシャルワーカーから連絡を受け、医師の希望でオンライン支援会議を複数回開催。学校での児童の様子を関係者で共有し、病院では薬の調整、学校では環境調整を行うことを確認。

ウ 指導後の様子

そのあとも定期的な支援会議を重ねた。一時期に比べ、家で落ち着いて過ごす姿がみられた。保護者と学校との連携も教頭を中心に風とおしのよいものになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本人に特性があると支援者が感じていても、医師の診察を受けるというハードルは大変高い。しかし、本市で行っている元気Up教育相談であれば、病院へ行くことなく、本人が行かなくても、保護者だけでも、学校だけでも、専門の医師の診察を、無料で、SSWの丁寧な支援のもと受けることができる。また、診察だけでなく、適切な市の福祉部局につなぐことで、継続的に支援ができています。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校の児童生徒は年々増加し、不登校になった児童生徒の相談や居場所の支援を行っているが、不登校の未然防止に支援の手が伸びていない。

<課題の原因>

SSWを活用した不登校の未然防止につながる取組みを行っていないこと。未然防止の取組を進めるSSWの配置ができていないことが原因と考えられる。

<解決に向け実施した取組>

不登校の未然防止のための1つの事業として小学校全校を対象としたスクリーニング会議を実施した。また、スクリーニング会議の際に学校に提出を求めたスクリーニングシートの記載内容と、市で実施している不登校児童生徒調査の結果をクロス集計し、不登校につながりやすい因子を見出して、その成果を周知した。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクリーニングの結果、不登校が家庭環境と強く関連していることが分かってきたが、当該児童生徒家庭がこれまでつながっていた福祉等のサービス等の経緯や実態がわかりづらいため、適切に外部機関へつなげづらいケースがある。

<課題の原因>

福祉関連部署との情報共有・連携の不足と協議の場がないこと。

<解決に向けた取組>

福祉関連部署と定期的な情報共有の場を設ける。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に3名配置している。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画・運営等を行うことで、問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校等の相談・支援体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

センターは、子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安に対して、ワンストップで総合的に対応する機関であるとの認知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から様々な相談が集まってくる。S S Wをセンター内に配置することで、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートしたり、センター内の各係や関係機関と連携したりしながら多くのケースに対応することができている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3人 資格：教員免許状（小学校、中学校、高等学校）

勤務形態：パートタイム会計年度任用職員（週5日、28時間45分勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

実施要項に事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載している。また、センター全体の活用について周知を図る目的で、リーフレットや要覧等を作成し、各学校に配付している。さらに、担当者・S S Wが校長会、教頭会、教育相談担当者会等に出向き、活用方法について説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

7月下旬に、各学校の希望者を対象とした「“エールぎふ”活用研修」を実施した。センターの概要や各係の活用内容や方法について周知するとともに、S S Wの役割、活用の仕方についても説明している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象：S S W及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度）：年間3回

（3）研修内容

- ・講演「家族の理解と実践～家族療法の視点から～」
- ・事例検討会「本人支援・家族支援について～各機関やセンター内での支援体制の在り方～」
- ・事例検討会「親子支援について」

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会「本人支援・家族支援について～各機関やセンター内での支援体制の在り方～」において、家庭や行政、福祉関係施設等の外部機関との連携の在り方について、ご助言をいただいた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（ 有 ・ 無 ）

○活用方法

センターの専門アドバイザーである、児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等から必要に応じ

て助言をいただいている。

(6) 課題

子どもを取り巻く環境を調整する役割を果たすために、SSWのさらなるスキルアップが求められる。また、各学校がSSWを有効に活用するために、さらに周知を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待を防ぎ、子どもの養育環境を整えるための活用事例（②児童虐待 ⑧発達相談等）

<派遣型>

両親と中学生の本児の3人家族である。両親が不仲で、口論が絶えず、しばしば警察が臨場することもある。本児は、小学校低学年時に広汎性発達障害の診断を受けているが、両親は診断が受け入れられず、「ただ怠けているだけ」と考えて、本児ができないことを強く叱責するなど、本児は幼いころから身体的、精神的虐待を受けてきた。中学生になり、タブレットを見ていた本児の姿を「遊んでいる」と捉えた両親が本児に対して強く叱責したり、暴力を振るったりしたことで、家から飛び出したことをきっかけに、警察や子ども相談センター（児童相談所）が関わることとなった。

学校や子ども相談センターからの情報提供を受け、SSWがケース会議を開催した。本児の発達の問題を両親に理解してもらうために、再度発達検査を実施し、両親へのフィードバックを行う中で、本児への望ましい接し方を両親に対して丁寧に伝え、虐待を防ぐための働きかけを行った。

【事例2】暴力行為がある生徒のための活用事例（⑤暴力行為）<派遣型>

母子家庭で育った本児だが、小学校入学後に不適応行動を繰り返し、小学校低学年時から児童心理治療施設で過ごすこととなった。施設入所中に母が亡くなり、その影響からか職員への暴力や挑発が多発したため医療機関に入院し、愛着障害、複雑性PTSDの診断を受けた。退院後は祖父母宅で生活し、校区の中学校へ入学することとなったため、関係機関が集まり、ケース会議を開催して情報を共有し、本児の状況把握と見守りを開始した。

あらかじめ、本児の抱える困難さや、本児を受容しながら支援者を増やすといった方針を共有したことで、入学後は、徐々にではあるが学校に馴染んでいった。年度途中には、仲間とのトラブルや万引き、恐喝といった問題行動もあったが、SSWが中心となって定期的にケース会議を開催し、その都度、支援の方向や関係機関の役割分担を明確にした。また、学校訪問や家庭訪問を繰り返しながら、関係機関がチームとなって本児を支えた。本児の努力もあり、登校状況や生活態度が改善してきている。

【事例3】ヤングケアラーに対する支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）<派遣型>

中学生の本児、母、祖父母の4人家族である。別居している姉がいる。母は精神疾患があり、祖父も体調不良であったため、祖母が中心となって生計を立てていた。本児が小学校高学年のときに祖母が亡くなったことをきっかけに欠席が多くなり、学校が母親に連絡しても「電話しないでほしい」と言われ、連絡が取りづらくなった。本児は、修学旅行、卒業式にも参加しなかった。

中学校入学後の6月頃から、本児から「母親の面倒を見るために欠席する」という連絡が続いたため、学校からSSWに相談があり、ヤングケアラーコーディネーターを含め、関係機関と共にケース会議を開催した。本児を取り巻く家庭環境を共通理解するとともに、それぞれの関係機関ができることを確認し、今後の支援の在り方を検討した。特に、キーパーソンとなる別居している姉とは連絡が取れているので、姉を通して母親や本児へ支援ができるようにした。

【事例4】不登校児童支援に対する役割を明確にするための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）

<巡回型>

現在、小学校高学年である本児は低学年時から不登校となり、年に数回、放課後に登校しているという状況である。本児が1泊2日の野外学習への参加を母親に対して希望したため、母親から相談を受けたSSW

が以下の4点について、学校や家庭と確認や調整を行った。

- ①母子と面談して、参加可能な活動内容を確認。
- ②当日の日程やグループのメンバーを確認し、学校に調整を依頼。
- ③母子とともに学校を訪問し、日程、参加可能な活動、移動の手段を確認するとともに、学校職員・母親・SSWの役割分担等を検討。
- ④当日、SSWとセンター内不登校支援担当職員が活動場所へ赴き、支援。

当日、本児は夜間にいったん自宅に戻ったが、翌朝から再び活動に参加し、満足感を得ることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWが関係機関それぞれの専門性を活かすことができるように橋渡しの役割を担い、連携を強化した。また、学校へも頻繁に足を運び、情報収集を行った。相談実人数は300人となり、「改善した」「好転した」ケースは63%となった。

	対応学校数	訪問回数	ケース会議 開催数	のべ相談・ 支援件数	相談実人数	改善実人数	改善率
令和2年度	小44 中21 高10 特3	382	119	630	208	140	57.6
令和3年度	小46 中22 高14 特4	459	91	731	247	148	59.9
令和4年度	小45 中21 高8 特4	437	95	749	300	189	63.0

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校によってSSWの効果的な活用に差がある。活用について十分理解できていない学校もあり、対応が後手に回ることがある。

<課題の原因>

- ・SSWをどのようなケースで活用することが有効なのかを、具体的に周知することが十分ではない。

<解決に向け実施した取組>

- ・教頭会、研修会において、SSWの効果的な活用について、具体的な例を挙げながら説明をした。また、相談があった場合、こちらからSSWの活用について提案し、効果的な活用へとつなぐことができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SSWのアセスメント力や調整力をさらに高める必要がある。

<課題の原因>

- ・様々な要因が重なる困難なケースが増加している。
- ・多機関を巻き込んだ対応が必要なケースが増加している。

<解決に向けた取組>

- ・研修や事例検討会をさらに充実させる。
- ・ネットワーク会議等、多くの機関が集まる機会を活用し、連携を強める。

岡崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による児童虐待や不登校などの問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図ることを目的としている。そのための活動として、①学校における児童生徒の福祉に関する支援、②保護者への支援、チームでの支援のための体制整備、③福祉や教育分野における専門性に基づいたニーズ把握、関係機関との連携を通じた支援などを行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市教育相談センターに配置し、派遣型（学校からの派遣申請を受けて派遣）と拠点校型（1中学校区に拠点配置）で対応している。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員OBも配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士：5名 会計年度任用職員（ロング） 1日6時間45分 週5日
- ・教員OB（教員免許状）：6名 会計年度任用職員（ショート） 1日4時間 週3日
- ・SV（社会福祉士の資格をもつ大学教授）：1名 報償費対応 1回6時間 年14回

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針については、本市作成の「教育相談センターの手引き」の中に「SSW活用事業」としてページを設け、事業の趣旨や支援内容、手続き等を示している。そして、校長会議等を通じて、事例や成果の報告、活用手続きの説明をしたり、教員の夏季研修会等でSSWの活動の実際を伝えたりして、周知を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・教育相談センター配置のSSW

（2）研修回数（頻度）

- ・月2回程度（月に1回は、SVと共に事例検討等、もう1回は、情報交換やピアスーパービジョン等）

（3）研修内容

- ・教員対象の不登校、生徒指導、特別支援教育等の研修にも、SSWが自主参加した。
- ・外部講師（外国ルーツの子の支援するNPO代表、若者サポートセンター職員など）を招聘した。

（4）特に効果のあった研修内容

・情報交換会で教員OBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員OBのSSWには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のSSWには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法 月1回程度のケース会議参加 対応困難な事例への複数対応

（6）課題

・SSWを増員しながら資質の維持向上、丁寧な対応を図るための体制構築。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】小学校から中学校への切れ目のない支援の実現

(⑧発達障害等に関する問題) <配置形態:拠点校型>

ADHDの診断を受けているBさんについて、中学入学前に保護者を交えてケース会議を実施した。小学生の時の様子をよく知るSSWより、医療情報を基に本人の特性を理解した接し方や声掛けを中学校教職員に助言。現在、Bさんは落ち着いて生活を送ることができている。

【事例2】家庭への支援が必要と判断し外部機関へと繋いだ例

(①貧困対策 福祉機関との連携) <配置形態:拠点校型>

祖母と暮らしているCさんについて、祖母の支援が必要と判断し、関係機関を交えたケース会議の開催を提案。会議を通して家庭児童課などが家庭に入って支援を行うことができた。SSWは、その後も関係機関と連携を取り、学校や家庭においてCさんとの関わりを継続している。

【事例3】対応事例なし 【事例4】対応事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

【SSWへの相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	415	366	469	426	330	465	397	454	370	426	458	398	4974
R4	395	427	495	522	460	634	640	585	533	557	711	612	6571

【令和4年度の主な相談内容】※1件の相談で課題、問題が複合的になっているケースが多い

・家庭環境に関すること ・発達障害等に関すること ・長期欠席に関すること

相談件数が増加しており、相談内容も複雑化している。こうした事態に対応していくためには、SSWの人数を増やすことも大事だが、一つ一つの相談に丁寧かつ迅速に対応することが求められる。そのため、「学校訪問」「ケース会議」等、学校との連携に重点を置いた対応を充実させた。それにより、学校への支援が具体的にになり、充実してきている。新規の依頼については、SSW複数名と担当主事が学校を訪問し、ケースのアセスメントを丁寧に行っている。これは経験の浅いSSWの研修の場にもなっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和3年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要> 「不登校」に関わる相談が増加している。

<課題の原因> 欠席日数が多くなり、本人の状態がよくない状態になってしまっからの相談が多いため、好転させるのに時間がかかる。

<解決に向け実施した取組> ケース会議に積極的に参加し、SSWの視点で学校に助言がより迅速に対応できるようにするため、令和5年度からSSWを段階的に増員するための予算要求をした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要> SSWのさらなる有効活用を図る。

<課題の原因> 相談件数の増加により、対応の遅さや丁寧さが欠如した対応等が危惧される。

<解決に向けた取組> SSWを増員し、配置形態を工夫する(学校配置の拠点校型のSSWを増員するなど)。その際、SSWの力量の維持向上を担保する体制や配置形態であることが重要である。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- イ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ウ 多職種が勤務する豊田市青少年相談センター業務の調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ア 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、派遣型で5人配置。
- イ 中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 豊田市青少年相談センターに、会計年度任用職員として社会福祉士5人を配置している。
- イ 5人のうち、1人が精神保健福祉士の資格を、別の1人が教員免許状を所有している。
- ウ 1日7時間 週5日勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

＜ガイドラインの内容＞

- ・設置の趣旨
- ・職務内容
- ・市のSSW体制
- ・効果的な活用のために 等

＜周知方法＞

- ・令和4年度末にガイドライン及び概略版を作成した。
- ・市内全小中学校にデータで配付し、全職員への周知を依頼した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・現職研修訪問で「青少年相談センターの活用」をテーマとして選択した小・中・特別支援学校に対して、SSWが講師となって、活用方法や役割の説明をする。
- ・心の相談員研修の講師としてSSWの役割の説明をする。
- ・各学校のいじめ対策委員会、不登校対策委員会、子どもを語る会等に積極的に参加する。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW研修対象者：SSW、指導主事

相談部研修対象者：SSW、青少年相談員（臨床心理士）、指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ア 豊田市青少年相談センター内での相談部の研修(月1回程度)
- イ 外部講師を招いてのSSW研修(年6回)
- ウ 外部講師を招いての相談部研修(年1回)

エ 外部機関(大学)が主催する研修会への参加(随時)

(3) 研修内容

- ア 青少年相談センター内にいる青少年専門指導相談員(臨床心理士・元大学教授)、市S V(臨床心理士)をファシリテーターとして、毎月事例検討会を実施
- イ 外部講師を招いての事例検討会及び学習会
- ウ S S Wガイドライン作成に向けての検討会

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・他機関との事例検討を交えた合同研修
- ・外部講師を招いてのスクールソーシャルワーク理論と実践についての講義及びグループワーク
- ・S S Wガイドライン作成を通じた、市のS S W体制についての検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有)

○活用方法

青少年専門指導相談員、市S Vが、S S Wの担当する事例に対して指導・助言をしている。

(6) 課題

豊田市は小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校、合わせて104校ある。各学校での認知度が高まっていること、積極的に各学校のいじめ対策委員会や不登校対策委員会等に参加していることにより、S S Wへの相談件数は増加している。不登校児童生徒の急激な増加がみられる状況もあり、今後も相談件数が増えていくことが予想される。

そのため、令和5年度より、S S Wの増員やこれまでの派遣型から拠点校型へ移行していく。新たな配置形態になることを受け、豊田市としてのビジョンを確立させていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】高校進学のための経済的課題を支えるための活用事例(①貧困対策) <S S Wの配置形態:派遣型>

(概要) 中3男子。父、兄、本人、妹、妹の5人家族。小学校からの妹の発達面について相談がありS S Wが対応していた。経済困窮、家庭環境、保護者の相談意欲の低さが課題。中学校での本人の課題はなし。

(支援) 中学校に小学校で行っていた支援について共有。校内での共有を実施。保護者から相談があった場合は、教員とS S Wで保護者と面談を実施することとした。学校は、進路懇談会で教育費についての心配なことを確認していたが相談はなかった。年度末近くになり、最終の三者懇談会で保護者から教育費についての相談があり、懇談会后に父、教員、S S Wで面談をおこなった。行政への相談、こども食堂の紹介、高校への支払い時期や費用についての確認等、入学に向けての対応をすすめることとした。高校へは中学校から、行政窓口とこども食堂にはS S Wから連絡調整をおこなった。入学説明会前に再度、父、教員、S S Wで、支援金の手続きや支払い、制服等の準備について話し合った。本人に対しては、困ったことがあった時は中学校やS S W、高校に相談するよう担任、S S Wからそれぞれ声かけをした。入学に必要な支払いをすることができ、高校に進学をすることができた。また、地域のこども食堂とのつながりができ、家庭への見守りが続いている。

【事例2】児童虐待 早期対応のための活用事例(②児童虐待) <S S Wの配置形態:派遣型>

(概要) 小2女子。母、義父、本人、義弟の4人暮らし。4月に他市から転入。7月、本人より、義父に叩かれる話が出た。担任から母親へ本人の訴えを伝え、こども家庭課への通告の必要性も伝えた。学校は、本人の話がころころ変わることを理由に通告をしていない。本人の話からは、本人と義弟への義父の態度の違いも心配された。家族背景が心配なケースとして、学校からS S Wに報告があった。

(支援) 夏休み中の本人の安否確認の必要性や通告の必要性について学校と課題を共有するために、指導主事

と学校を訪問した。本人の言い分が変わることがあっても、虐待に関する言動があれば通告する義務があることを学校に確認し、学校が夏休み中に安否確認ができないことも含め、母親に対して、こども家庭課に困っていること（子育てや家族の関係調整）を相談できることについて情報提供することを確認した。その後、学校からこども家庭課へ通告。こども家庭課が転入前の市町村に確認したところ、通告歴があったことがわかった。現在はこども家庭課が継続支援している。

【事例3】学校、保護者、医療機関、障がい者相談支援事業所と連携し本人の行動を理解し支援した活用事例（⑨性的な被害）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（概要）中2男子。外国にルーツのある生徒。特別支援学級在籍。父、母、本人の3人家族。トイレに男子生徒を呼び、わいせつ行為の強要を行った。学校は保護者と本人への支援について話し合いを行っていたが、保護者が事実を受け入れられず話し合いが進まなかったため、学校からSSWに相談が入った。

（支援）学校とSSWで今後の支援について話し合い、まずSSWが保護者と面談を行った。保護者からは、小学校の時に同じことをされたために今の行動になっている。人と関わらせないことで解決できるという話があった。保護者の思いを受けとめた上で本人の将来について考えていきたいこと、なぜ本人がその行動をとってしまうかという本人の理解と支援について、学校、医療機関、障がい相談支援員と一緒に考えていきたいことを提案した。保護者が受け入れたためケース会議を行った。本人には登校したいという思いがあることを保護者から確認し、本人の支援について学校と家庭の役割分担など具体的に話し合うことができた。現在も本人の学校での生活を見守りながら支援を継続している。

【事例4】地域の力を活用した不登校及び経済的支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑪民間団体（NPO団体等）との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（概要）中3女子。母と本人の2人暮らしの母子家庭。本人は日本人の父との子で日本語能力は問題ない。母は外国籍で日本語は日常会話がなんとかできる程度。4月に他市から転入、登校初日はクラスまで行くことができたが次の日から不登校となっていた。転校前の学校でも、友達関係が上手くいかずクラスで孤立、不登校になっていたということだった。学校から教育支援センターの利用相談があり、本人と母と面接を行った。

（支援）面接では、本人は、対人面の苦手さや強い緊張感があり、友人関係でつまずき自信を無くしていることがわかった。母も離婚したばかりで、仕事は始めていたが経済的には余裕がない生活を送っていた。また、相談できる人もなく地域でも孤立していることがわかった。学校とケース会議を実施、学校とアセスメントを共有し、役割分担をした。担任には、登校刺激より関係作りを優先してもらった。SSWは、居場所づくりや孤立防止として、教育支援センターの利用やこども食堂へのつなぎを行った。こども食堂では同世代の話せる友達ができたことや、スタッフの声かけで手伝いをさせてもらうこととなり、温かな雰囲気の中、自信を回復し、希望の高校に進学していった。母も身近に相談できる人ができ孤立を解消した。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 研修、講演活動 19回
- イ 訪問活動 670回（学校訪問590回 家庭訪問80回）
- ウ ケース会議 184回（教職員 121回 関係機関63回）
- エ 継続支援対象児童生徒の抱える問題1089件中 問題が解決298件（27.4%）、好転347件（31.9%）

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・派遣型から拠点校型への移行に向けての人材確保と配置の工夫
- ・拠点校型となった場合の青少年相談センターとの連携についての仕組みづくり

<課題の原因>

- ・市内には小・中・特別支援学校合わせて104校あり、市街地の大規模校から山間部の小規模校まで様々な学校が広い市域に点在している。また、不登校児童生徒の大幅な増加もあり、現状の派遣型5人では手が回らなくなってきている。
- ・これまで、青少年相談センター配置の派遣型を取っており、SSWを中心とした連携システムであった。拠点校型になる場合、新たな仕組みづくりが必要である。

<解決に向け実施した取組>

- ・市内小中学校を、中学校区を基準とした地区に分け、拠点校にSSWを配置することができるよう予算を確保した。
- ・適切な人材を採用するために採用試験を実施した。
- ・青少年相談センターとしてSSWとの連携が必要な内容について整理し、新たな仕組みをつくり、新体制への移行に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・拠点校型の定着に向けての課題把握

<課題の原因>

- ・令和5年度より拠点校型の配置を取り入れた。新たな試みであるため、様々な課題を把握し、整理して定着に向けて検討していく必要がある。
- ・令和5年度は、これまでの派遣型と拠点校型を並行して取り入れている。これまでの一本化された相談体制からの変更でもあるため、子ども・保護者に寄り添った対応ができるように体制を確立する必要がある。

<解決に向けた取組>

- ・現在SSWが配置できていない拠点校への配置を目指して人材の確保を行う。
- ・市の相談施設と拠点校に配置されているSSWの連携が滞りなく進む体制を検討していく。

豊橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の背景要因として、経済的困窮や、児童虐待（ヤングケアラーも含む）、家庭が抱える課題、外国籍家庭の言語理解の課題、価値観の違い等、多岐にわたる要因があり、これらの子どもを取り巻く環境要因が子どもの不登校等の表出に繋がっていることが多い。そこで、子どもを取り巻く環境調整を行うため、子どもの状況に応じて、校内支援体制の構築、専門機関との連携、協働など、充実した相談システムを構築し、子どもの教育を受ける権利を保障することを目的として支援を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・要保護児童対策地域協議会に管理されている児童生徒数、就学援助率の割合並びに不登校児童生徒割合が多い小学校から8校を拠点校に選定し、SSW4人を拠点校に配置している。課題の早期発見・未然防止のため、小学校のみを拠点校とした。
- ・拠点校以外の小中学校については学校からの派遣依頼に応じて、拠点校対応をしているSSWが対応。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：正規職員2名、会計年度任用職員2名が豊橋市教育会館に所属している。
- 資格：社会福祉士3名、うち1名保育士の資格も有する。
(資格を有していない者 1名)
- 勤務形態：正規職員については豊橋市正規職員の勤務時間
会計年度職員については週31時間の勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの策定（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法
 - ・市内小中学校や関係機関、関係者との連絡・調整
(学校のニーズに応じた専門機関への紹介、情報交換会の設定、ケース会議の開催、生活サポート委員会を中心とした校内体制への支援・相談・助言、研修会の講師 など)
 - ・校長会議で周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生活サポート主任研修会
(研修対象：生活サポート主任、研修回数：年3回、研修内容：活動事例の紹介)

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・学校教育課に配置したスクールソーシャルワーカー4名、担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

- ・市役所他部局が主催する研修、教職員向けの研修が年7回程度
- ・SSW同士の自主研修を不定期開催（R4は1回）

(3) 研修内容

- ・個別ケース検討会議
- ・ヤングケアラー支援関係機関研修会
- ・相談援助中級者研修会
- ・ホワイトボードミーティング研修会
- ・発達障害児童生徒理解講座

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・相談援助中級者研修会において、事例検討を行い他機関の支援の視点を共有した。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有）・無）

○活用方法

- ・年21時間の予算で、大学教員にスーパーバイザーを依頼している。
- ・内容：学校アセスメント、学校現場でのケース会議の進行方法、支援経過記録の活用方法 等

(6) 課題

- ・スーパーバイザーを配置しているが、年21時間と時間が限られているため、困難ケースに対応する際には現場判断になることが多く、支援に行き詰まってしまう。そのため、現場スーパーバイザーの配置が必要である。また、一人ひとりの対応件数が年々増加する中で、子どもへの効果的な支援を実施するためにSSWの資質向上の取り組みを内部でも実施していくことが必要である。
- ・SSWの活用方法の周知のため、SSW・教職員合同のSVの機会の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】次年度の就学体制を整えるための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

- 本児の状況： 保育園年長。入学後は特別支援級（知的）就学予定。児童発達支援利用中。
- 家族の状況： 要保護児童対策地域協議会に管理された家庭。本児の実父は死去。母は異父弟の父親（パートナー）とも別れているが、パートナーから金銭面以外の支援は受けられる関係。生活困窮しており、生活保護を受給している。
- 関係機関： 子ども・若者総合相談センター、子ども保健課、生活福祉課、児童発達支援

○具体的な支援

- ・母への連絡が繋がらず、入学前の学校諸費の手続きが滞っていた。母も予定管理が苦手なこともあり、次年度から安定した登校ができるか学校も心配していた。
 - ・まず、支援関係課と本家庭についての情報共有を行い、本児が就学のために必要な手続きをSSWが母とともに整理し、学校諸費等の必要な手続きにも同行し、手続きを行った。
 - ・また、母自身も子どもが4月から登校できるかを心配していることが明らかになったため、学校から母に集団登校の場所に本人を送ってきてもらい、そこから通学団で登校する仕組みを提案。合わせて、朝の登校見守りを主任児童委員に依頼し、地域で子どもの登校を見守る体制を整えた。
- その結果、入学後母が集合場所まで本人を送迎し、地域の見守りの元、安定した登校ができている。

【事例2】ネグレクト・身体的・心理的虐待に対する活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

○**本児の状況**： 幼少期から家庭で、虐待（身体的・心理的・ネグレクト）を受けていた女子児童。また、同時にきょうだいの世話役を強いられていたヤングケアラーでもある。食事が用意されないことや医療受診をきちんと受けられていないことの他にも、必要な学用品などを揃えてもらうことができないといった様々な課題が混在していた。

○**家族の状況**： 母方の祖父母の世代から要保護児童対策地域協議会にて継続管理されているネグレクト家庭。ステップファミリー。兄は不登校、弟は持病があり発達特性もある。就学援助の対象にならない家庭だが、会計の管理が苦手なことで経済困窮に陥る。仕事以外の時間は買い物・賭博など出かけることが多く、家を不在にしていることが多い。電話もつながらないことが多い。

○**関係機関**： 子ども・若者総合相談センター、児童相談所、子ども保健課、病院、保育課

○**具体的な支援**：

- ・家庭の環境が短期間で変化するため、本人の安全確認を目的とした家庭訪問をSSWが毎週実施し関係を築いていった。
- ・訪問の際は、本人の話を玄関先で聞き、話の内容によって本人の了承を得て、関係機関に情報共有。食糧支援を手配することもあった。
- ・その他にも、本人の給食を食べたい・勉強をしたいという意思を尊重して登校支援を行った。
- ・本人が困ったときに、校内でSOSを発信できるSSW以外の大人が存在を作る。
(担任をはじめ、養護教諭や管理職の教諭との関係づくり)
- ・学校と家庭の背景や状況など見立ての共有を行うとともに、本人の学校生活に関する配慮などの呼び掛けを行った。
- ・同時に、保護者へのアプローチ、関係づくりに努め、本人の学校生活・行事参加への理解を促すことができた。
- ・年度の終わりに本人が、家庭での辛さを学校で吐露したことをきっかけに、学校とSSWから関係機関へつなぎ、校内で面談を実施。面談の中で、ネグレクトの他にも身体的・心理的な虐待も判明し、本人の強い意思で一時保護となった。

【事例3】⑨性的な被害⑩ヤングケアラー

当該事例なし。

【事例4】学校の本人理解のための活用事例（⑫教職員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型

>

○**本児の状況**： 実父から身体的虐待があった女子生徒。一時保護されて以降、病院の入退院を繰り返し、家庭・学校・病院を行き来する生活を送っている。

○**家族の状況**： 母は実父とは離婚。要保護児童対策地域協議会にて管理されている。

○**関係機関**： 児童相談所、子ども・若者総合相談センター、病院

○**具体的な支援**

- ・本人から不安が高まると自傷や虚言を起こしてしまうと発言があり、これまでの不安が高まる状況について一緒に可視化し、その対処方法を共有した。
- ・これまで本人や家庭に対して消極的になっていた学校に対して、本人から聞き取った内容をもとに本人の困り感や強みを共有した。教員から本人に対して肯定的な発言がみられ、今できる支援について校内で役割分担を行い、支援体制を構築した。
- ・SSWが本人との関係を教員につなぎ、教員と本人で対処方法について共有した。その結果、本人と教員の信頼関係構築に繋げることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・拠点校を不登校率、就学援助率、要保護児童対策地域協議会にて管理されているケースが多い小学校をもとに選定した。それに加えて、小学校では家庭生活の状況が近く子どもに表出されることが多い特性を活かし、小学校に重点配置したことにより、ケースの早期発見・早期介入に繋がった。その結果、相談ケース数が増加傾向にある。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・家庭が抱える問題が複雑化しているため、ケースに丁寧に向き合う必要がある。市内74校に対応するためには、SSW4名では困難である。
- ・SSWの有効性が周知されてきているものの、中にはSSWの活用の仕方を十分に理解していない学校がある。

＜課題の原因＞

- ・社会福祉士といった福祉に関する免許を取得している人材確保が困難。増員が困難。
- ・活用例の周知不足。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・国や県に対して、福祉に関する免許を有するSSWの全校配置を要望。
- ・校長会議や担当者研修会において、事例を紹介。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの専門性を向上・担保することが困難である。
- ・ ケース共有・実践を振り返る体制が不十分だった。
- ・ 支援関係機関へ、S S W活用方法が浸透していない。

<課題の原因>

- ・ S S Wの専門性を磨く機会が少ない。
- ・ 相談ケース数の増加により、時間の確保が困難になり、チームでケースを管理共有する時間や実践を振り返る時間が十分に確保できなかった。
- ・ S S Wの支援について支援関係機関へ周知する機会の不足。
- ・ 支援の連携をする際、役割分担が明確でない。

<解決に向けた取組>

- ・ S S Wの資質向上に向けた実践を振り返る内部研修の設定。
- ・ S S Wの専門性（知識・技術・価値）を高める研修の参加。
- ・ 実践を丁寧に振り返り、アセスメントができる記録様式の改善。
- ・ チームでケース共有・実践を振り返る体制づくり。
- ・ S S Wの支援について関係機関に向けた周知活動。
- ・ 関係機関と支援の協働をする仕組みづくり。

一宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、学校生活における悩みなど児童生徒が抱える様々な生活課題に対して、子どもと子どもを取り巻く様々な環境に働きかけて課題の解決を目指し、子ども一人ひとりの生活の質を向上させるためスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置する。SSWは児童生徒や保護者、学校関係者との面談・協働のほか、児童生徒と家庭が必要とする支援の実現に向けて関係機関等と連携・調整を進め、問題解決を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

前年度に市内小中学校に対してSSWの配置に関する希望調査を実施し、拠点校を決めている。重点的な配置によってSSWが学校でのソーシャルワークを丁寧に展開できるようになったほか、拠点校以外からSSWへの派遣要請があった場合にも、拠点校から近隣校へとすぐにSSWを派遣することができている。加えて令和2年度からは学校とSSWとのオンライン面談方式を取り入れ、切れ目のない支援を目指した。

SSWの採用では、ソーシャルワークの価値・倫理・知識・技術を基盤に活動できる人材を確保するために、社会福祉士の資格を有する者を採用している。また、ソーシャルワークの場が学校であることを考慮し、学校や教育について専門的な知識を有する教員経験者（校長経験者等）も採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・資格	6名（社会福祉士5名、教員免許1名）
勤務形態	正規職員1名（社会福祉士） 会計年度任用職員5名（1日7時間・週5日間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

I 一宮市スクールソーシャルワーカー活動方針

<SSWの活動目標>

子どもの最善の利益のために、子どもにソーシャルワークを届ける実践
～子どもとともに。子どもを取り巻くみんなとともに～

<活動方針>

以下の活動方針1)～4)を一体的に取り組む

- 1) 子ども一人ひとりの生活課題に寄り添い、「よりよい生活」をともに考える
- 2) 「すべての子どもの生活の場」をよりよいものにするために、家庭・学校・地域に働きかける
- 3) 「一人も見捨てず子どもを支える地域」になるために、一宮市へ働きかける
- 4) 専門職として、スクールソーシャルワーカーの力量向上を図る

<周知方法>

校長会・教頭会で周知するとともに、各種研修の中で紹介し、活動を周知している。

II スクールソーシャルワーカー活用プラン

<内 容>

活動の方針や配置体制、拠点校と拠点校以外での想定される活動を掲載。

SSWの具体的な活動と活用方法についてイメージしやすくなるようにしている。

<周知方法>

Iの活動方針とともに、校長会議・教頭会議、各種研修の中で周知している。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各拠点校において校内研修を実施し、SSWの役割や視点、活動内容について周知している。
- ・校務主任や生徒指導主事、事務職員の研修で、SSWの活動や視点について事例をもとに紹介している。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (有) ・ 無)

- ・教職員を対象にしたSSWによるオンライン面談を実施。

※SSWによる「カウンセリング」は実施していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象 スクールソーシャルワーカー 6名
- (2) 研修回数(頻度) 年46回(月2回程度の定例会議および新年度・夏季休業期間を利用した研修)
- (3) 研修内容 事例をもとにしたピアスーパービジョンやソーシャルワークの価値・知識・技術に関する研修、学校や教育の理解、多職種連携の理解や方法の検討
- (4) 特に効果のあった研修内容 事例をもとにしたピアスーパービジョン
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- SVの設置 (有) ・ 無)
- 活用方法
- 年12回実施。事例をもとにしたアセスメントや動き方についてのスーパービジョンや、学校・地域アセスメントをもとにした活動戦略、事業や配置体制についてのスーパービジョンを行う。
- (6) 課題
- ・SSWの資質向上のため、研修およびスーパービジョンの機会を確保していくこと。
 - ・他機関や多職種との研修機会を設けること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】長期にわたる不登校に対する活用事例(①貧困対策、④不登校) <SSWの配置形態:拠点校型(貧困対策の重点配置)>

中学生男子。小学校時代から長期にわたって不登校であった。母子家庭で母親はうつ病により、職を転々としている。本人には家庭訪問で会えるものの、なかなか登校にはつながらないため、SSWに相談依頼があった。SSWは継続的に家庭訪問をし、本人と話をすることにした。本人は「学校のことは毎日考えている」と話し、学校に行かなくてはならないと思いつつ、行けない自分にいら立ってしまうことを教えてくれる。また、母親を支えたいと思う自分、家族の様子を見てふるまわなくてはならない自分、しっかりしなくてはならない立場なのに学校にいけない自分、学校に行っているきょうだいからの視線が気になる自分という様々な葛藤の中で生活していることが把握できた。母親は本人の将来を心配し焦る思いから、強く登校するよう言ってしまう衝突することがあり、その悩みをSSWに打ち明けた。SSWは担任や関係職員、母親と話し合いの場を設け、本人に対する支援を検討した。その中では、これまでのほたらきかけの目的を、学校に行くための働きかけではなく、葛藤を抱えている本人を支えることにした。母親・教員・SSWが目的を意識した働きかけを行うことにより、本人が子どもらしく楽しく過ごす時間、言葉にできないもやもやとした思いを発散できる場を確保し、本人のパワーが高まるような働きかけを行った。結果、本人は夕方登校ができるようになった。

【事例2】教室を飛び出すことで困り感が表出されている子どもに対する活用事例(②児童虐待・⑧その他) <SSWの配置形態:拠点校型(虐待対策の重点配置)>

小学生男子。授業中に教室から飛び出すことや同級生とのトラブルが多くあった。次第に、学校の中で本人の暗い様子や教員に声をかけられると泣きながら校内を走って逃げる姿が見られるようになった。過去には要保護児童

対策地域協議会で見守り支援の対象児童となっていた。

支援の依頼を受けたSSWは、まず定期的な本人との面談を通して、本人の現状に対する思いを聞くことをした。面談を重ねる中で、①様々なことに強く不安をもつことで、教室を飛び出してしまうこと、②同時に自分の気持ちやなぜその行動をしたのかを話すことができる、飛び出しても自分で落ち着く方法を知っているというストレスがあること③自分の思いをかかわっている先生や保護者にわかってもらいたいと思っていることを把握した。そこで、本人に関わる教員だけでなく、本人や保護者も参加をするケース会議を開催することにした。開催にあたって、SSWは事前に本人と何をどのように伝えたいのか相談をした。また、教員や保護者に対しては「本人の思いを聞いて一緒に考えたい」という目的を共有した。会議の中で、本人の困り感や、どうしてほしいのかという思いを、自身の言葉で語ることができ、その思いを全員で受け止めることができた。また今後の生活について、本人と共に考えることができた。このケース会議を通して、本人の中で、学校や家庭が安心して頼れる場となった。現在は、困り感を「教室を飛び出す」という行動で表出するのではなく、教員やSSWを頼り、言葉で思いを伝えてくれるようになった。そして、本人の支援を考える上で、思いを聞いて、本人と共にどうしていくのかを考える体制が学校の中にできた。

【事例3】きょうだいや保護者のケアを担っているヤングケアの状況に対する活用事例（①貧困対策、④不登校、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学生女子。欠席は多く、週に1回ほど、遅刻をして登校する。欠席した日は小学生の妹の面倒や小学校へ送り迎えをする様子があった。学校では、ヤングケアの状況が本人の不登校の背景にあると考えられていた。

SSWは母親と面談をし、家での状況を把握することにした。面談では、母親が数年前から精神疾患を患い、日常生活に支障があること、母親の生活や妹の面倒を本人が支えており、母親はそれに感謝していることを把握する。一方で、母親は本人の欠席・遅刻について、「学校は楽しいというのになぜ欠席をするのか分からない」と話す。SSWは母親に、「本人が自分の生活を後回しにしていないか」と伝え、本人・母親と3人で話することにした。面談では、本人がこれまで担ってきたことの意味を振り返るとともに、本人自身が自分の生活を大事にしていくことが、本人だけでなく、母親や妹にとって意味があることだと確認をする。その上で本人が担ってきたケアの負担を軽減するために、障害者相談支援事業者と連携し、母親の生活相談や妹に対しての福祉サービスの導入が検討された。加えて、本人・母親の了承のもとで現在抱えている状況を関係する教員と共有し、日常の中で愚痴や負担、また本人が頑張っていることを聞いていった。

福祉サービスの導入や、母親を支える人が増えたことで、ケア負担は軽減され、登校日数は増えた。また、校内で生活の困り感を話してくれるようになり、困り感が表出された時には、母親や関係機関と連携し、働きかけができるようになった。

【事例4】遅刻で登校する生徒とその家族の支援に対するオンライン面談の活用事例（①貧困対策、④不登校、⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：派遣校型＞

小学生女子。毎日、遅刻で登校する。持ち物はそろわないことが多く、教室では表情が暗い。保護者との連絡はつながりにくく、集金の滞納が続いていることで、学校は本人や家族の働きかけに疲弊感を感じていた。

SSWは学校からの相談依頼を受け、オンライン面談を実施する。オンライン面談では、担任や教頭の困り感や疲弊感を受け止め、これまで学校が働きかけをしてきたことの意義をSSWの視点から伝える。また家族の歴史や現状の生活課題について、ホワイトボードを用いて可視化しながら、参加者で本人・家族の生活課題を見立て、学校でできる支援をともに考えた。その中では、学校の働きかけに否定的な家族の背景に、貧困や孤立があり、生活基盤が不安定にならざるを得ない状況が見たてられた。手だてとして、本人を支えるために、学校と母親が協力体制をつくる必要があることが確認され、そのために母親の支援体制を作っていくことにした。SSWは母親とつながり、母親のニーズや思いを聞き取ることにし、学校は学校の強みを活かし、本人がエンパワメントされる声掛けを行い、それを母親に返していく方針を考えた。

SSW・学校双方の働きかけの中で、母親の困り感やニーズを聞き取ることができた。次第に、学校と母親の関係性は改善され、これまで参加をしなかった懇談会にも出席するようになった。本人は、早く登校できる日も少しずつ増え、教室では友人と笑いあう姿がよく見られるようになってきている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和4年度における支援人数は右の通りである。令和3年度にくらべて、小学校・中学校ともに、支援の人数が増加している。拠点校の中では、日常的な情報共有やアウトリーチを通して、いじめ・不登校等の未然防止の機能をSSWが担うことができた。拠点校以外の学校においては、オンラインを活用した面談を実施した。ホワイトボードを用いて、ケースの見立てを丁寧に行うことができたことにより、支援の依頼が増えている。

また不登校を理由に、SSWがケースにつながるケースが多いが、その背景にある生活課題を見立て、そこに働きかけをしていくことができた。その際には、学校内での働きかけだけでなく、重層的支援体制整備事業等のネットワークを活用して、支援をしていくケースもある。

学校種	支援人数（人）	
		内 継続人数
小学校	255 (174)	173 (109)
中学校	164 (128)	118 (68)
その他	5 (/)	2 (/)
合計	424 (302)	293 (187)

()は令和3年度実績

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

課題の概要	相談ケース数が多く、一つひとつのケースへ丁寧に対応をしていくことが難しくなっている。
課題の原因	SSW活用に対する理解が広がっていくとともに、相談件数が増加している。しかし、SSWの数が市内61校に対して5名と少なく、SSW一人あたりの対応ケース数が多くなっている。
解決に向けた取組み	SSWを5名から6名に増員し、拠点校も前年度11校から13校へ増やした。派遣ケースはケース受理段階で、ケース会議やオンライン面談を実施することで、共通の見立てにより、支援の方向性や方法を明確にして活動していった。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

課題の概要	子どもを支える学校・地域への働きかけを強化していく必要がある
課題の原因	令和4年度は、子ども一人ひとりの生活課題に寄り添った支援を丁寧に行っていくことができた。今後は、それをすべての子どもを支える学校・地域への働きかけにつなげていくことが必要である。
解決に向けた取組み	拠点校の数を維持するとともに、昨年度から継続して拠点校とすることで、学校・地域課題や強みをSSWが深くアセスメントできるようにする。校内の会議（生徒指導部会や不登校対策部会、学年会議等）にSSWが入り、学校への働きかけを行う。 社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関等との連携を強め、コミュニティを活かした支援方法を考えていく。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 定期的派遣（市内全小学校41校に配置）
- ・ 事案対応派遣（校長が依頼したもので事務局が必要と認めるものについて派遣を行う）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：スクールソーシャルワーカー22名（内2名チーフスクールソーシャルワーカー）
 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、公認心理師、臨床心理士、保育士、特別支援教育士、准看護師、学校心理士

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

・ 『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

新規配置校には、配置SSWを中心にチーフや指導主事がフォローしながら校内研修を実施。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

・ スクールソーシャルワーカー、チーフスクールソーシャルワーカー、
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間12回（月に1回）

（3）研修内容

- ・ 事業についての市の方針、目的等の共有 ・ ケース検討会 ・ 定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・ 教職員対象の不登校対応研修に参加 ・ 関係機関マップ作成
- ・ 児童福祉部局、コミュニティーソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討会…実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行っている。
- ・ 交流会…コミュニティーソーシャルワーカー等福祉部局と円滑な連携を図るため、情報交流を行った。
 …スクールカウンセラーとの連携を深めるために、共に関わった事例紹介や情報交流を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ・ 無）

○活用方法

・実践、事例検討における指導と助言 ・ケース会議参観における助言 ・困難事案に対する助言、対応
(6) 課題

・市長部局、他機関連携方法などの研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上保つための研修内容を考えていくこと。

・教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：単独校型>

○不登校児童Aの対応について

Aの通う学校では毎朝集団登校を行っているが、登校の歩みが止まる時が何度かあり、登校補助の保護者から、A家に対してAに付き添って登校してほしいと言われる。母が病弱のため、祖母が付き添っていたが、高齢で心配と父親から学校に相談が来た。担当教員と担任、SSWで協議した後、社会福祉協議会による支援を担当が父親に紹介。社会福祉協議会職員が来校し、父親にオンラインでの就学援助申請をサポートされ、通学支援事業について市役所への申請手続きを支援された。社会福祉協議会からは、子ども宅食事業の一環で定期的に米が配達されている。なお集団登校に関してはA自身の成長もあり、みんなと一緒に集団登校ができており、付き添いも減っている。父親が一人で家庭全般のことを背負っていたが、外部機関を活用できることを知らせたことで、父親の精神的負担も減った。そのことがA自身の心の安定につながっている。

【事例2】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策) <SSWの配置形態：単独校型>

○貧困対策について

父子家庭で同居している祖母は寝たきり、祖父はAとBとの折り合いが悪い。経済面や家庭手伝いの面から、子どもたちの学習能力などに課題があると捉えた。SSWを含めた校内ケース会議を実施し、SSWが父親と面談し福祉サービスの情報提供をしたが、実際父親が動くことはなかった。今年度に入り、教育センターへの教育相談の日も祖父とはぐれたことがあったため、それを機に送迎支援について父親のニーズが引き出せ、社会福祉協議会とつなぐことにした。支援担任とSSWが家庭訪問し、父親に直接会い、CSWを紹介した。父親は、社会福祉協議会に連絡を取った。社会福祉協議会からの紹介で、父親は民生委員ともつながり、社会福祉協議会から教育センターまでの送迎ボランティアを受けたり、社会福祉協議会主催の行事にも参加したりしている。いくつかの支援サービスにより生活面が安定し、学校でのAとBの様子にも少しずつ変化がみられるようになった。また父親同意のもと、教育相談での様子と学校での様子を共有している。学習面や対人面の課題についての支援を続けるために、2学期の個人懇談の時に、父親とSSWが面談し、発達支援センターを紹介し、とぎれない見守り支援へとつなげた。

【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：単独校型>

○ヤングケアラー対策について

12月に保護者が学校に「明日Cを休ませる。自転車が壊れてEをこども園に送れないので、Cに面倒をみさせるため」と言ってくる。その日に家庭児童相談室に連絡を取り、次の日はこども園の先生がEを迎えに行き、C・Dも登校する。その翌週に保護者から「Cを歯医者に行かせて休ませます」と連絡が入り。担任がおかしいと思い、翌日確認すると「歯医者には行かず、Eの面倒を見ていた」と話す。保護者に学校に来てもらい、校長・担任と3者で話す。その後継続してのケース会議(小学校、園、CSW、家庭児童相談室、SSW、福祉事務所)を取り、今後朝の時点で送りなどが出来ない場合、また欠席時に普段と違い様子があった場合は、こども園⇄小学校と連携を取っていく話をする。今後も見守りや関係機関との連携、そして担任とこども園と保護者の関係性を切らずに、困ったら学校やこども園に言ってもらえる関係を続けていく。

【事例4】教職員とSSWの役割分担のための活用事例（⑫教職員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：単独校型＞

Eは自分の欲求が通らない時に物を投げたり壊したりしてしまう。個人懇談や保護者面談時に母親の困り感を聞くことができたので、担任、管理職、児生支援コーディネーター、SSWでケース会議を開き、学級内では担任が当該児童理解を進める取り組みを進め、物などを投げないように教室環境を整備し、心を落ち着けるためのシェルターなどを設置し、状況の改善につながった。一方保護者に対してはSSW主導のもと児童発達指導センターに連絡を取り、当施設と保護者とをつなげ、カウンセリングや聞き取りなどのアポイントを取ることができた。今後もSSWと情報を共有しながら、外部関係機関との連携を図る。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

前年度と比べ、支援件数は1849件増加、解消件数が142件増加、支援人数も539人増加した。支援解消率についても複数の項目で増加が見られた。要因の一つとして、SSWへの「いじめ対応への研修」等、適切な対応・理解を推進したことが考えられる。また、市教委事務局から不登校の現状を伝達したり、具体的取組の指示を出しながらケースへの積極的関与を指示した結果、扱った件数274件増加（昨年度比211%）し、好転件数も増加したと分析している。今後の方針としても学校を窓口として、支援を必要とする子どもたちを早期発見・早期支援につながるよう校内体制の構築強化を図りながら不登校の現状や有効な手立てを事務局から周知を続け、更なる好転を目指す。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

「支援状況件数(全体)」における問題解消率が前年度に比べ低下している。（15.9%⇒11.3%）

＜課題の原因＞

全小学校にSSWが配置されたことで、支援件数が昨年度の2倍ほど増加した。（1521件⇒3370件）件数自体が多くなっていることに加え、複雑化・長期化しているケースも増えているため問題解消率が減少した。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・問題解消に向けたケース会議の持ち方などの研修を行った。
- ・いじめの解消については市教委関係担当係との連携を深め、解消に向け協議を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・関係機関によっては、連携が円滑に行えない。

＜課題の原因＞

- ・勤めるSSWの内、大半が本市経験3年以内であり、本市リソースの把握ができていないこと。
- ・近年の本市SSW拡充に伴って、関係機関からのSSWに関する理解が進んでいないこと。

＜解決に向けた取組＞

- ・チームを中心に、SSWの育成を行い、本市リソースの把握や連携スキルの向上をめざす。
- ・関係機関との交流会を実施し、円滑な相互連携について協議を行う。

【事例●】いじめのための活用事例（③いじめ）＜SSWの配置形態：単独校型＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>問題行動が目立つ児童が4月頃から数名いた。特に、AとBは、それぞれ友人たちとトラブルになることが続いていた。Aについて、保護者数名から問い合わせが寄せられ、今後の対応を学校全体で考える必要が生じた。Aは学童保育にも所属しているが、ほぼ毎日トラブルを起こしており、職員が常に目が離せない状況であった（学童連携会議で毎回Aの話になる）。そんな最中、他の児童とトラブルになった際に、本人も母も相手側に謝ることができなかった。母は『むしろ傷ついているのはこちらだ』、と話するなど、うまく話が噛み合わないことも、学童職員から報告があった。ちょうど学童保育での面談で両親が来校されるため、合わせて学校でも保護者ケース会議ができないかと学年で考えていた。</p>
② 学校内での方針の検討	<p>○Aとの保護者ケース会議に向けて、ケース会議を行うことにした。 〈全体のねらい〉Aの保護者ケース会議の前に、Aへの見立てを深めた上で、学校での手立てや方針を検討する。支援体制の整備をしていく。 〈SSWのねらい〉Aへの先生方の理解の深まり。SSWアセスメント（→）・プランニング（⇒） ○Aが友人とトラブルになったものの、パターンを見ると（友人が進行方向にいて）邪魔だから暴力をふるっていることが多い。Aは、○○がしたい！となると走り出し、その通り道に友人がいると暴力をふるってどかし、やりたいことをやるなど。また学校の物を触っている子がいるとこわれる！と思い込みやめさせるために暴力をふるう等も見られた。担任によると一対一で指導すると理解できるとのことだった。学習についてはやればできる（授業中立ち歩いているときもある）。学童職員と二人で遊ぶことはできるが、人数が増えたとすぐにトラブルになる。見知らぬ大人に対しても、暴言を言うてしまう。 <u>→衝動性の強さ、思い込みの強さ、適切な対人関係の取れなさ、などの課題はあるものの、一対一の関係を用いて、丁寧に説明すれば理解できる能力はもっている。</u> <u>⇒暴力ではなく、口で自分の気持ち等を言えるように練習する。まずは、担任とAで約束を決める。保護者と会うときに共有し、家でも応援してもらうようお願いする。</u> <u>保護者が気にしている部分を聞く。</u> <u>今後もトラブルは生じると思われるため、他の保護者らにもAさんが取り組んでいることを共有しても良いか了解を得る。</u> ○母は学童保育での一連のトラブルについて、『言い聞かせても無理じゃないですか、まだ小さいんだから』と言っている。 <u>→Aのやってしまったことを受けとめきれないのに加え、危機感が薄い可能性</u> <u>⇒家での困り感が無いか確認する。共通した目標を決める。</u></p>
③ 支援の実施	<p>○学校での保護者ケース会議が行われた。父からは今までAに対して怒ってきたことが語られた。食事中に立ってしまうことが多く、声かけをすると戻ってこれるようになった。家では感情むき出しにはならない。遊びをやめさせようとするとう泣きマネをする。家でも父や母を押しつけて進もうとするので、父母が先によけるようにしている。今回の学童でのトラブルについては、何が悪かったのか時間が経つと忘れてしまうとのことだった。その他、父は「授業ではどんな感じですか」「クラスにとけこめていますか」「挨拶していますか」と本児のことを心配している様子だった。母は自分のいうことを聞かないので、父におこることはまかせているとのことだった。 <u>⇒ある一定、家庭でも困り感を持っているが、学童や学校でけがをさせた友人やその家庭についての申し訳なさは語られない。</u> ○Aにどのようになってほしいか→『他人に嫌われないようになってほしい』 <u>⇒暴力は相手に悪印象を残してしまいやすい。学校での約束を共有</u>（友人のものにさわらない、友人には言葉で伝える、困ったら先生に言いに来る）同じように約束を本人と確認してくれることになった。</p>
④ 経過観察	<p>○Aは学校ではだんだんトラブルが減っている。特に授業中は立ち歩くことが格段に減った。担任の声掛けがよく耳に入るようになってきている。学童保育ではトラブルが続いており、他保護者からの問い合わせも増えてきている。そのこともあり、学童職員が母と話すことが多くなっていた。7月学校での懇談のとき、母のみ来校。「もう学童にいれないようで・・・」とのこと。 <u>→放課後等デイサービスを紹介。発達検査も勧める。母がすぐに動き、現在手続き中。</u> クールダウンのために、取り出しでSSTを行う時間を一日の中で設ける、頑張り表を作る（授業中良い姿勢で先生の話聞いてみよう、言葉で友達に自分の気持ちを伝えてみよう、気持ちがイライラしたら○○をしてみよう）トラブルになるのが想定できることは事前に約束をする（例：今から外にでるけど、落ち着かなかったら明日は○○遊びはお休みしよう）等であった。支援ノートで随時学校での様子を関わっている支援級教員達で書いていくことにした。</p>

高槻市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれている様々な環境に働きかけて、児童生徒の最善の利益に向けた支援を行う。児童生徒の問題行動等の背景では、児童生徒の心の課題のみならず、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているため、学校だけの取組では解決が難しいケースが存在する。そこで、学校の枠を超えて、関係機関等との連携を強化し、様々な課題解決及び改善を図るためのコーディネーターとして、学校や児童生徒を支援すること。

（2）配置・採用計画上の工夫

【配置】 教育委員会に配置

【採用等】 市の非常勤職員として採用し、市の関係機関との組織的な対応の強化を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【資格】 社会福祉士、社会福祉主事任用資格

【勤務形態】 週4回、週29時間（1日あたり7時間15分）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

【活動方針等】

- （1）学校における生徒指導体制、支援体制の充実（関係機関とのコーディネート機能の充実）
- （2）福祉的視点をいかした教職員に対する支援、コンサルテーション、情報提供
- （3）関係機関とのネットワークの構築
- （4）問題を抱えている児童生徒が置かれている環境へのアプローチ
- （5）中学校区の担当SSWの紹介
- （6）中学校区のSCとの情報共有、連携
- （7）中学校の生徒指導に係る会議への参加

【周知方法】

校長会、教頭会、小中生徒指導担当者連絡会等で活動方針や勤務形態の説明とSSWの紹介

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導及び教育相談担当教員（生徒指導担等）や要保護児童生徒の担任等を対象とした研修の実施。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

高槻市スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 市のSV研修（1回／月）
- ・ 市内の社会福祉士等で構成する研修会（2回／年）
- ・ 府SSW連絡会（5回／年）
- ・ 高槻市SC・SSW連絡協議会（2回／年）

(3) 研修内容

- ・ 市のSV研修の中で、各SSWが対応しているケースの検討と交流
- ・ 市のSV研修の中で、SCや関係機関との連携について交流
- ・ 市内の社会福祉士として採用された職員を中心に、福祉関係に所属する社会福祉士の知識と技術の向上により専門性を高めるための合同勉強会に参加している。
- ・ 府のSSW養成研修や課題別研修で、「児童虐待」「いじめ」「貧困」「発達障がい」「ヤングケアラー」等をテーマに講義、グループワーク、ケース会議の進め方のロールプレイ

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ SSW個人で対応が困難な事例も、SVによるスーパーバイズを受けることで、学校でのチーム体制の構築、関係機関との連携がスムーズになり、解決や好転に近づくプランニングまで行うことができた。そのことにより、学校に対してよりよい支援を行うことができた。
- ・ 府のSSW研修では、実践的なテーマについて、SV及びチーフSSWによる講義やグループワーク等を通じて、SSWに求められる役割について認識を深めることができた。
- ・ 実践交流等から、SSWとして児童生徒への支援や健全な育成のために必要な力を具体的に理解することができた。
- ・ 市内の社会福祉士等で構成する研修会では福祉関係法の制度、各関係課の事業の理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・ 困難な事案に対してのスーパーバイズ、直接支援や月1～2回のSV会議での指導・助言
- ・ 小学校生徒指導担当者連絡会における指導・助言

(6) 課題

- ・ SSWの知識や技術をさらに向上させるための研修プログラムの検討
- ・ より効果的なスーパーバイズの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 母子の生活自立のための活用事例

(②児童虐待、①貧困対策、④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

(概要) 父、母、長男、長女、次女、の5人暮らし。母は療育手帳 B1 取得、難病・精神疾患で通院中。以前より父母の喧嘩が絶えない。夏休み明け、次女の欠席日数が増え、母との連絡も取れなくなり、SSWに派遣を要請。

●SSWの関わり

校内ケース会議で課題分析と、家庭状況を把握するため教員とSSW、母面談をプランニング。母面談では、父から母へDVがあり、協議離婚したいが見通しが立っていないこと、次女は父母関係や母の病状を心配し、登校に至っていない様子を聞き取った。面談後、学校は父母の面前DVで通告。要対協連携ケース会議で、リスクマネジメントと母子の生活自立のための支援を協働プランニング。

学校では、次女の心理的ケアのためSCがカウンセリングを開始。SSWは母との面談を継続し、児童家庭相談事務所へ同行支援。父から母へのDVについては、配偶者暴力相談支援センターと連携。母子の生活自立支援のためにCSWと母の主治医と連携し、住環境を整え、障がい年金の取得のための申請を行った。

●その後の経過

配偶者暴力相談支援センター、児童家庭相談事務所の介入により母子の生活が法的に守られ、離婚が成立。障がい年金の申請により経済的な見通しが立った。今後はCSWが就労支援を予定。次女はカウンセリングを継続でき、元気に登校できる日数が増えた。

【事例2】 不登校児童の支援のために教職員と協働した活用事例

(④不登校 ⑧発達障がい、心身の健康 ⑫教職員とSSW等の役割分担) <SSWの配置形態：派遣型>

(概要) 父母、本人の3人暮らし。低学年より欠席が徐々に増える。コロナ感染をきっかけに不安が強くなり、不登校の状況、外出もできなくなった。母親の不安も高く、新しい環境や人とのつながりは苦手。本人と学校がつながりを持つために何ができるか、校内ケース会議にSSWの派遣を要請。

●SSWの関わり

校内ケース会議にてアセスメントの再確認、関わる教員の状況整理と今後の方針を検討した。

当初、SCは母と月1回、面談継続。不登校支援員は不定期な関わり。教員から母子へのアプローチはポストイティングや家庭訪問、行事参加への促しを行っている状況であった。懇談時母から、本人は学校での集団行動について「時間に追われるからしんどい」と発言し、家で思い通りにならなければ感情的になり泣き叫ぶこともあると聞き取り。母自身も「どのように声をかけたらよいかわからない」と困っていた。母はネガティブな発言や不安感も強いいため、母子にとって安心できる人、安心できる居場所が必要としプランニングを行った。

教員…定期的な家庭訪問で本人と学習や作業を通じて関係を構築(人とのつながり)

不登校支援員…週1回「学校の近くで会う」→「学校内の別室で会う」と本人と目標設定(人と居場所のつながり)

SC…月1回のカウンセリング(母のエンパワメント)

SSW…教員と母と面談。学校と家庭が協働できるプランを提案、見直し。医療・福祉サービスの情報提供。

(学校と母の関係を強化、支援機関との連携)

●その後の経過

定期的に教員と「学校での過ごし方」を一緒に考えることにより、母子ともに登校へのイメージを持つことができ、登校に向けて前向きな発言を聞くことが増えた。不安が強い時は無理なく、不登校支援員と学校の近くで会うことを継続中。母のエンパワメントのため、SCと母のカウンセリングにより、母が本人に対しポジティブな発言が増えた。

【事例3】⑨性的な被害のための活用事例（④不登校、⑧心身の健康、⑨性的な被害）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（概要）中2女子。小学生の頃は反抗的になったことはなく、学校では真面目だった。中学1年で友人関係がうまくいかず、11月ごろより不登校になる。2年生では自傷行為がエスカレート、昼夜逆転、食生活の乱れ、体重減少がみられる。SNSで不特定多数の男性と知り合う。学校に行けず元気がない時に、ツイッターでつぶやいた言葉に、知らない人が応えてくれることが嬉しく、精神の安定につながったという。遠方の男性と付き合い合うが、意見が合わず別れる。しかし、アカウントを変えても追いかけられ不安になる。状況判断が未熟である。病院受診は保護者と一緒に行き、カウンセリングも受けていたが、カウンセラーの言うことに疑念を抱き、途絶えてしまう。その後母が探したクリニックで再度受診。漢方薬を処方されるが服用が不規則でODもあり、精神医療センターを紹介されるが入院にはならず、地域の病院を紹介される。性被害については確定的な証拠はない。しかし、本人の精神的安定が得られない状況を改善し、健康的な生活に戻すことが被害を防ぐと考えられた。

●SSWの関わり

学校で学級担任、生徒指導とSSWが母との面談を定期的に行う。母の気持ちの整理や、家で見守る際の留意点について話し合った。病院受診については、精神医療センター以後の通院先が確定せず新学年まで持ち越しとなった。医療機関との連携をSSWが進める方向ではある。

●その後の経過

学校への登校はなかなか進まなかったが、外出はできるようになり、一人でカラオケ店に行くことが数回あった。本人が行きたいと言っていることを母は止めきれず、スマホGPSで位置情報を確認するのみ。大きなトラブルになることはなく推移を見守った。

3年生になってからは、学校に不定期ではあるが登校するようになった。またフリースクールにも行けるようになった。

【事例4】⑩民間団体（NPO団体等）との連携のための活用事例＜SSWの配置形態：派遣型＞

（概要）小学校入学以前より地域のつながりが薄く、孤立しがちな家庭だった。本児も社会的ではなく、教室では一人であることが多い。学習が進まず、九九が覚えられない。母も連絡帳の文章の様子から学力が低いことが推測された。しかし養育上の困りごとを相談することや、本児の社会性を育てることが不登校の未然防止にもつながるとの見方から、母子の居場所として地域の団体を紹介することになった。

●SSWのかかわり

新しくできたばかりの「第3の居場所」事業の法人に連絡を取り、管理者との相談を行った。同時に学校長からの紹介で母との面談をした。学校長は事前に母との関係性を良好に作っていたため、受け入れは良かった。

●その後の経過

事業所にSSW同行で母子と見学に行き、夏休みからの利用が始まった。ここでの本児は自分の素のままを出すことができているようで、安心できる居場所となり、母もその姿を見て、学校への信頼と人へ相談することの有効性を感じていい多様である。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

小学校での配置型から、派遣型に変更して6年目となる。市職員として活動することで、子育て総合支援センター、社会福祉協議会、市の関係諸機関等との連携がスムーズに行えている。総支援件数（延べ人数）についても、令和3年度の6061件から令和4年度は6085件と増加している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

S S Wと学校との連携体制は構築されつつあるが、改善に至らないケースも多い。

<課題の原因>

課題の大きい家庭ほどつながりにくい傾向にあり、様々な関係機関との連携を試みるものの、連携することで得られる効果よりも、連携することのわずらわしさを感じていることが原因として考えられる。

<解決に向け実施した取組>

学校や関係機関と連携し、課題を抱える児童生徒及びその家庭に対して、粘り強い支援を行う。その際の役割分担を明確にするために、各関係機関との連携ケース会議において支援策を検討する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカーと学校、関係機関とのより一層の連携強化。

<課題の原因>

過去3年、コロナ禍の教育活動の中で、人との関わりや人との距離をとるといった取組により、人との適切な関わり方やコミュニケーション場面の不足により、いじめや不登校、暴力行為等の不適応を引き起こしている児童生徒が一定数見られる。学校におけるスクールカウンセラーによる心理的な支援や、スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援の必要性が、今後、より一層増していくことが予想される。

<解決に向けた取組>

各校生徒指導担当者を対象とした連絡会を行い、スクールソーシャルワーカーの役割や活用事例について周知する。また、各校の生徒指導に係る会議にS S Wが参加し、S C等との多職種連携を強化し、ケース会議等での専門的なアセスメントと戦略的なプランニングを図る。

枚方市子ども未来部 子ども相談課

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして採用している。
- ・中学校区からの申請に基づき、6中学校区に1名ずつSSWを配置し、各中学校区の中学校または小学校を拠点校とし、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、他の小中学校からの要請により、SSWの派遣を行う。
- ・拠点校以外の学校（各SSWの担当校）に対して、学期に1回程度、巡回訪問を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：SSWSV4名、SSW6名
- ・資格：社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許・公認心理師
- ・勤務形態：SSWSVは4名の合計時間が年間144時間

SSWは週3日（2名）または週4日（4名）勤務（1日7.75時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの策定（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

SSWが拠点として配置している学校（拠点校）において活動の目的等を記した実施要項を示すとともに、SSW担当指導主事や職員が学校に出向き説明を実施した。また、SSWSVが個別のスーパービジョンを拠点校で実施する際に、拠点校の教職員に対してSSWの活用やチーム学校についての説明を行った。SSWを配置する拠点校以外の学校においては、1学期に全ての学校にSSWの活動について周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWの活用について校長会等で周知するとともに、小中学校養護教諭、中学校の生徒指導担当教員向けに研修を実施した。拠点校については、SSWSVが年間10回、SSWを活用した校内支援体制の充実などの研修を実施した。また、研修依頼のあった学校にSSWを派遣し、SSWについての研修を複数回実施した。

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・枚方市SSW連絡会（年間4回）

- ・大阪府 S S W 育成支援研修（年間 6 回）、大阪府 S S W ミドルリーダー研修（年間 5 回）
- ・ S S W S V による事例検討（年間 4 回）、その他 S S W S V による各種研修（年間 7 回）
- ・関係機関や市職員による研修（年間 3 回）

（3）研修内容

- ・学校における S S W の役割
- ・いじめ、不登校、暴力行為等における S S W の役割
- ・性的な被害への対応について
- ・ヤングケアラーについて
- ・ゲーム依存について
- ・関係機関の紹介

（4）特に効果のあった研修内容

昨年度より市教育委員会から市長部局へ S S W の事業が移管され、活動形態も変わり 2 年目となった。1 年目の S S W S V 研修の「S S W の役割」については S S W、S S W 担当指導主事、S S W 担当職員がしっかりと意識の共有ができた。その上で、いじめ、不登校、暴力行為に加え、ヤングケアラーや性的な被害への対応について学ぶことで、児童・生徒に関わる視点をさらに広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置（有・無）

○ 活用方法

- ・ S S W への指導・助言及び研修。
- ・支援を要する児童・生徒に関する情報共有や支援方針の確認等を行う会議等への参加。
- ・ S S W 活用事業に関する助言。

（6）課題

- ・児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うための研修の在り方。
- ・ S S W の人材育成、資質向上のため、スーパーバイザーの時間の調整・確保が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例 1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

転入児童であったため、転入前にケース会議を開催し、S S W も積極的に関与を図るプランニングを立てる。S S W より保護者との面談を提案し、教員と共に面談を実施した。保護者と一緒に保護者・児童の困り感を整理し、すべきことに優先順位をつけ、経済的課題を一つずつ解決したことで、児童は安定して学校生活を送ることができた。また、S S W から関係機関についての正しい情報を伝え、相談の仕方を提示した。さらに、以前関わっていた他の関係機関とも再びつながることができ、発達検査、相談継続、福祉サービスの活用に向けての準備を調整することができた。

【事例 2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

保護者が児童の生活リズムを整える意識が乏しく、結果的に昼夜逆転となり、不登校傾向となっている児童について、保護者とも何度も面談し、家庭の状況の把握と本人の日常生活の把握に努めた。また、連絡なく児童が欠席している日は、S S W をはじめ教員が家庭訪問を行った。関係機関とも連携し、S S W からのアドバイスを基に、他の外部機関ともつないでいく方向で話を進めた。現在も学校と S S W が支援を継続し、家庭とつながることができている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑨性的な被害）＜拠点校型＞

学校内の活動中に、性的被害を受ける。初期対応からSSW、SCも加わり、被害児童へのケア、加害児童へのアセスメント、保護者対応についてのプランニングを実施した。継続的にケース会議を実施する中で、SSWよりスクールロイヤー相談の活用を提案し実現する。

【事例4】教職員とSSW等の役割分担のための活用事例（⑩教職員とSSW等の役割分担）＜拠点校型＞

これまで教員が主に、生徒や家庭への支援を行うためのアセスメント、手立て、そしてアクションを起こすという一貫した役割を担ってきたが、教員は、児童・生徒や保護者の家庭生活を支えるための福祉的な専門知識や技術がないため、できることが限られ、無力感を感じることも多かった。しかし、SSWが配属されたことにより、アセスメントや手立てを中心的に担うだけでなく、「いつ、誰が、どのような手立てを、誰に行っていくのか」ということが明確になり、SSWを含むチームとしての役割がわかりやすくなった。特に、家庭への支援は教員という立場では難しいことも多く、SSWが中心に支援することによって、関係機関につなげることができるようになり、家庭環境の改善も見られた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度よりSSWの活動日数が週に1日から週に3日、または4日に増え、活動時間も1日6時間だったのに対し、7.75時間のフルタイムでの活動となり、1日を通して児童・生徒や教職員と関わりが増えた。そのため、派遣要請に対しても、担当しているSSWが勤務の中でスケジュールを調整し、早期対応が可能になった。また、令和3年度から拠点校以外の担当校にも、巡回による訪問を学期に1回程度行い、児童生徒の行動観察やケース会議への参加、児童生徒・保護者との面談や家庭訪問、教職員への研修など、幅広い活動が可能になり、SSWという専門職への認知も高まった。活動時間が増え、児童・生徒や教職員と関わりが増えたため、令和4年度に継続的に支援した対象児童生徒数は582人となり、前年度（411人）よりも継続的に支援する児童生徒の数が増えた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 1) 拠点校における組織体制の構築
- 2) 支援ネットワークの構築

＜課題の原因＞

- 1) 毎年拠点校が変わり、また、拠点校への出勤が週に1回程度のため、直接的な支援が難しい。そして、校内のいじめ・不登校等の生徒指導などの重要な分掌や会議等になかなか参加することができない。
- 2) 拠点校での活動や派遣要請、巡回訪問等を実施していたが、SSWが全員1年目ということもあり、目の前の業務に追われ、支援ネットワークが構築できなかった。

＜解決に向け実施した取組＞

- 1) 拠点校の複数年設置を計画し、また、拠点校への出勤日数を週に1日ではなく、複数日設けるようにしていく。そして、拠点校が決まったときに、SSWの校内への位置づけを明確にするように管理職やSSW担当職員と話す場を設ける。
- 2) SCやCSSWと顔の見える関係づくりを構築するため、連絡会等に参加させていただく。また、その他の関係機関においても施設見学やお話できる機会を積極的に設けることにより、関係構築を図っていく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 1) 拠点校でのSSWへの信頼感が高まるにつれ、教職員や保護者からの相談件数等も増加していき、抱える事案も多くなってきている。今後、拠点校以外の担当校でSSWの活用がさらに浸透していくと、各校への緊急派遣も増加し、事案への対応が難しくなってくることが見通される。
- 2) 拠点校の教員間でも、SSWに対する理解の差がある。

<課題の原因>

- 1) 事業開始以降の取組の成果もあり、SSWという専門職への認知が高まったことにより、学校からの依頼や担当するケースの数が増えた。
- 2) SSWの校内への位置づけに対する学校内での情報共有が不十分な学校がある。

<解決に向けた取組>

- 1) 拠点校が定期的に、SSWが担当するケース数やSSWへの相談ルートを確認できる機会を設ける。また、派遣についても市が回数調整・件数の把握ができる体制を強化する。
- 2) 学校に対して、教職員への研修・学校と市長部局と市教育委員会との連絡会等、SSWに対する理解を深めてもらう機会を継続的に設ける。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えている。子どもの些細な変化やSOSを見逃すことなく早期発見・早期対応を行う必要があり、その上で関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、環境改善を図る必要がある。そのため、東大阪市ではSSWを小学校に継続的に拠点校配置することで、中学校区の学校園での相談対応や、ケース会議における福祉の視点からのアセスメント、教職員等への研修などを実施し、園児児童生徒・保護者への支援体制の充実を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、希望する小学校より提出された「令和3年度SSW活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校15校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：15名

資格：社会福祉士14名、精神保健福祉士4名、学校心理士1名、公認心理師1名、教員免許状5名、通訳案内士（韓国語）1名、介護支援専門員1名

勤務形態

「拠点校活用」：週2回勤務、1回6時間の年間1050回の活用（年間70回×15校）

「派遣活用」：市教委が学校からの派遣依頼を受け、1回3時間を基本とし、年間70回の活用

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

市教委策定の「小学校におけるSSW拠点校方針」を全小学校へ送付し、拠点校申請募集を実施

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・教育施策連絡会において校園長に対し、SSWの紹介及び活用について周知
- ・拠点校区以外の学校園に対してSSWの派遣活用について周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会、初任者研修においてSSWの活用について周知及び研修の実施
- ・拠点校の中学校区におけるケース会議やいじめ対策委員会、校内体制会議等への参画
- ・拠点校の中学校区で行う「長期欠席、不登校対策ブロック会議」への参加
- ・新規配置校に対し、SSWに対する理解の促進と活用に関する研修の実施
- ・拠点校以外の学校園の要請に応じ研修の実施

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

(2) 研修回数 (頻度)

年間 1 2 回

(3) 研修内容

- ・ 支援方法の確認
- ・ 校内支援体制の構築について
- ・ 社会資源、機関連携等について
- ・ 事例報告、事例検討
- ・ S C との連携
- ・ 年間総括

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 社会資源、機関連携等について
- ・ 事例報告、事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (有 ・ 無)

○ 活用方法

(6) 課題

- ・ S S W のスキルアップのための研修の充実
- ・ 専門性の高い S S W の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】②児童虐待④不登校 (関係機関との連携) のための活用事例 < S S W の配置形態 : 拠点校型 >

母精神疾患、兄は小3から、妹は小1から不登校。学校に対しての不信感、言葉での攻撃が昨年度強かった。今年度育休明けの職員が支援担となり、関係を構築中。子どもに会えたこともあるが、母の気持ちの波により現在、距離ができています。SLへの教育相談 (SL、指導主事、学校長、生徒指導担当、SSW) を実施し、関係職員と共有会議を行う。子ども見守り相談センターとケース会議を実施。(心理的虐待と教育ネグレクトとして、後日、通告書を送付) 学校長・学年・支援COでの家庭訪問を繰り返す。子見相 (SV、相談員) も家庭訪問。学校・子見相とで支援方法の協議 (今後の学習支援、デイサービスの利用、医療センター通院同行予定などについて)

【事例2】①貧困対策のための活用事例 < S S W の配置形態 : 拠点校型 >

ひとり親家庭。未納金が続いたため、就学援助申請の活用を学校から提案したが、書類作成などが難しい為なかなか進まず。連絡も取ることが困難で、家庭訪問することで書類作成、申請に至った。

2年生4月に転入。実家に祖父母と同居。本人の生活リズムや服装の乱れなどはなく、ほぼ休まず登校できている。就学援助の手紙を配布したが、提出されなかった。次年度の就学援助の申請をしてもらおうよう働きかける。書類記入が名前だけの状態で提出。再度記入してもらおう為、連絡を取るが連絡つかず。家庭訪問し記入してもらった。就学援助の申請が「所得不明」で保留となっている。校内ケース会議を開き、以下の内容を確認。母と担任との信頼関係づくり。キパーソと思われる祖母の連絡先を担任から聞いてもらう。本児に「体操服の購入」について担任から母に懇談時に話したほうがいいのか意向確認。個人懇談後に母と学校長・SSWとで面談。

【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例 < S S W の配置形態 : 拠点校 >

・ヤングケアラー問題の懸念がある児童生徒について、当該児童生徒に関わる全ての教員とSSWが連携して、保護者への助言・支援の検討を行っている。関わる教員がヤングケアラーの理解をすすめられるよう、事例検討等にSSWが帯同している。

・ S S W連絡会にて、各学校のヤングケアラーに対する理解の周知・深化のために子ども見守り相談センターから研修の案内や子育て世帯支援事業の説明を受ける。

【事例4】⑫教職員と S S W等の役割分担のための活用事例< S S Wの配置形態：拠点校型>

毎月1回定期的に行われる校内（小学校・中学校）の不登校対策委員会及び、学期に1回行われる中学校区の不登校対策ブロック会議に S S Wが参加。

[対策委員会での S S Wの役割]

- それぞれのケースに関するコンサルテーション（特にアセスメントに関して）。
- 直接支援が必要なケースでは、見立てに基づいて S S Wが担うべき役割を話し合う。（保護者面談が必要と判断するケースでも、 S Cは保護者とのカウンセリング、 S S Wは福祉サービスの手続の説明など、目的別に保護者や子どもを支援する役割の分担を決定する）
- 対策委員会で、別途、ケース会議を開くことが決まったケースについては、会議後、ケース会議開催のための調整役を担う。

中学校で対策委員会が行われる場合は小学校の、小学校で行われる場合は中学校の情報を伝える、小中の情報共有のパイプ役。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和4年度に S S Wが対応した相談回数は2241回。参加したケース会議・連携ケース会議などの合計594件であった。 S S Wの配置を年々拡充していることにより、その有効性について認知が進んでいる。 S S Wが関わることで状況が改善した問題行動や不登校ケース、虐待通告やDV相談につながったことで、環境改善につながったケースが増えてきている。また、教職員が一人で問題を抱え込んでしまうことのないよう校内での相談体制の拡大、充実にもつながった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

校内ケース会議への参加に S S Wのニーズが高まる中、活用曜日や回数に関係で日程調整がうまくいかず、すぐさま S S Wを派遣することができなかったケースも多くあった。また、子どもと家庭の課題が多様化・複雑化していることから、対応困難なケースも多々あった。

<課題の原因>

S S Wの配置人数や専門性の高い人材の不足、緊急の派遣要請が多く日程調整が困難であったことなど。

<解決に向け実施した取組>

- ・ S S Wの専門性の向上や効果的な活動につなげるために、経験豊富な S S Wをリーダーとして、経験の浅い S S Wの育成のために、様々な相談事やケースの進め方等について相談する機会を設けた。
- ・ S S W募集選考によって福祉の専門家としての経験豊富な人材を獲得した。
- ・ 拠点校配置を拡充し、 S S W派遣のニーズに応えられるよう努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

専門性の高い人材の確保

<課題の原因>

専門性が高く、 S S Wとして経験豊富な人材は、より雇用条件の良いところへ流れていってしまうため、

確保することが難しい。また、会計年度任用職員として雇用する自治体が増えており、本市と兼務してもらい事が難しくなっている。そのため経験年数の浅い方もしくは初めてSSWとして学校現場に入る方を採用せざるを得ない状況があり、SSWの育成が急務である。

<解決に向けた取組>

本市で継続して活動しているSSWをリーダーとして位置づけ、研修の実施や、リーダーを中心としたSSWのフォロー体制を構築することで、ワーカーさんの資質向上と学校園での活動の充実を図る。

八尾市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等課題のある子どもの課題解決のため、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を、学校へ配置・派遣し、ケース会議や教職員研修を通して、配置・派遣校における生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図る。
- ・学校と教育委員会が連携し、SSWを学校へ派遣のうえ、各学校でのケース会議を開催し、諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校8校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会への派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。
- ・教職員研修の講師として派遣することによって、SSWの視点を幅広く広める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：9名
- ・資格：①社会福祉士8名、②精神保健福祉士3名（①②両方有している者2名）、③教員免許状3名
- ・勤務形態：拠点校型〔8名〕、年間35週、週1日（1日6時間）
派遣型〔1名〕、各拠点校へ学期に最低1回SV、その他ケース会議など派遣依頼要請があれば依頼校へ派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市SSW連絡協議会や学校訪問などにおいて周知。
- ・配置初年度には、「スクールソーシャルワーカーの活動」についての校内研修を実施。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・「家庭の教育カレレベルアップ事業」の指定校に対して、SSWを講師とした校内研修の実施。
- ・家庭教育支援コーディネーター会議において、SSWを講師とした研修の実施。
- ・配置拠点校以外の学校へも、SSWを巡回という形で派遣し、ニーズに応じた対応をしている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

八尾市SSW、教育委員会指導主事・主査

（2）研修回数（頻度）

- ・八尾市連絡協議会（年6回）
- ・大阪府教育委員会SSW連絡会（年5回）
- ・大阪府育成支援研修（年6回）
- ・大阪府ミドルリーダー研修（年5回）

（3）研修内容

事例検討や情報交換・参加した研修会の内容について全SSWへの共有・教職員研修に向けて、講義内容などの検討や勉強会。

（4）特に効果のあった研修内容

大阪府主催の連絡協議会や研修に参加することによって、SSWの活用方法や、さまざまな事例に対する対応や支援方法を学ぶことができた。また、八尾市連絡協議会にて、それぞれが関わっている事案について、支援方法の検討や助言、情報交換、意見交流を行うことによって共通認識を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 無)

○活用方法

上記の研修会や学校からの相談などにおいて、必要に応じて各SSWへ指導助言や各種研修等の紹介、教職員研修の検討・資料作成などを行う。

(6) 課題

SSWの資質向上に向けた研修内容の充実。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例 (④不登校 ⑦小中連携)

<SSWの配置形態：拠点校型>

父子家庭。三姉妹の末っ子。本児が小学校低学年の頃、父親のDVを理由に両親は離婚し、そのころから不登校となる。長姉は母親に引き取られ、次姉と本児は父親に引き取られた。しばらくしてから次姉は母親の家へ家出をし、最終的には母親のもとで生活するようになった。本児の日常の世話については、近所に住む祖母がしている。

校内の不登校対策委員会で取り上げたことをきっかけとして、SSWとの連携が始まった。

初めは、SSWと祖母とで面談を重ねて関係構築を図り、その後、本児と話す機会を設けること、本児と養護教諭とをつなぐことができた。

ケース会議には、祖母にも参加してもらい、今後の方向性や役割分担を確認し、チームとして対応を続けた。

養護教諭がキーパーソンになることで、教室に登校できなくても保健室になら登校できるようになった。家庭連絡については、これまで祖母にしていたが、管理職が父親と面談をし、連絡がとれる関係を構築できた。学校・保護者・本児の関係構築がうまくいったことで、家庭訪問時に顔を合わせて話ができる回数も増えていき、本児が教室へ登校できる日数も増えていった。

中学校進学を控え、本児は新しい環境に対して不安を抱いているようであったため、小中合同のケース会議にて引継ぎを丁寧に行った。その後、本児と中学校の養護教諭との顔合わせを行い、新しいキーパーソンとなる頼れる存在であることを紹介した。

【事例2】心身の健康の改善のための活用事例 (⑧その他【心身の健康・保健に関する問題】)

<SSWの配置形態：拠点校型>

小学校低学年の頃から、校門付近で母親にしがみつき大声で泣くといった登校渋りが目立つようになってきた。教室に入っても泣き続ける様子はあったが、休み時間などの活動の切り替えをきっかけとし、下校まで問題なく過ごせていた。

母親は、本児は能力が高すぎて周りの子どもたちと合わせることに負担になっていると話していたが、発達検査の結果や学校での様子などを踏まえたアセスメントとは大きな乖離があるように感じられた。

担任から母親との面談にSSWにも同席してほしいと依頼があり、面談に同席した。面談中で、父親の送迎では、渋ることなくスムーズに登校できていること、本児が登校を渋った日は、母親が家で何時間も本児の話を聞いていることなどが分かった。登校渋りは母親との愛着問題も要因として考えられたため、SSWとの面談を継続し、母親の養育への思いを聞くことを中心に、家庭の状況や医療情報を収集した。その中で、母親自身も診療内科を受診していることや実母との関係に躓きがあったこと、義両親との関係に苦勞していることなどが分かり、以下のことをチームとして対応した。

①母親の養育の悩みを聞き、子育てを支持する声かけをする。②SSWだけでなく、学校全体で母親の言葉を共有し、母親を応援していることを伝える。③父親も巻き込んでいく。④母親の精神状態に波があることを考慮し、複数教員体制で対応する。⑤担任等を支える。

登校渋りによって、母親が働けないことに父親が悩んでいるという話を母親から聞いたことを機に、父親に本児を学校に送る役目をお願いできないかと打診。父親は了承し、本児を学校まで送り届けてくれるようになったことで、登校渋りは解消され、落ち着いて登校できるようになった。

愛着課題については、解決したわけではない。SSWだけでなく、教員も交えた母親との面談を継続し、学校全体で母親の子育ての悩みを聞いたり、母子の関りを支持する声かけをしたりしている。

【事例3】事例なし

【事例4】事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 活動件数は、平成29年度654件、平成30年度888件、令和元年度1252件、令和2年度1759件、令和3年度1688件、令和4年度2022件と令和3年度で少し下がってはいるが、ニーズは高くなっており「チーム学校」の一員として教職員とともに活動することができた。また、不登校のみならず、家庭環境や発達課題、友だちとの関わり等、子どもを取り巻く様々な課題に対して教職員や関係機関と連携して支援にあたることができた。
- SSWの周知が進み、ケース会議だけではなく、校内研修の講師依頼なども増えており、SSWの配置を希望する学校も増えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

全市立学校に対するSSWのさらなる周知と有効活用。SSWの資質向上。

<課題の原因>

- 未だ全中学校区にSSWが配置されていない。
- SSWに対する研修が充実していない。
- 予算の確保が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

- SSWによる全市立学校への巡回（校内教職員研修・ケース会議等）の実施。
- 大阪府が主催する研修等も活用し、SSWの資質向上を図った。
- SSW2名増員。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

全市立学校に対するSSWのさらなる周知と有効活用。SSWの資質向上

<課題の原因>

- 未だ全中学校区にSSWが配置されていない。
- SSWに対する研修やスーパーバイズが充実していない。
- 予算の確保が十分でない。

<解決に向けた取組>

- SSWが配置されていない学校に対して、SSWを派遣しての巡回相談や校内教職員研修を実施するなど、学校のニーズに合わせた対応を通して、SSWの有用性を周知していく。
- 市の連絡協議会を活用した研修会やスーパーバイズを通して、SSWの資質向上を図る。
- SSW配置校における実績を積み重ねて、SSWの有用性の根拠となるものを整理する。

吹田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・児童虐待等の個別課題を抱える市立小中学校の児童・生徒、保護者および学校への環境整備等の支援や、事案の未然防止・早期解決のため、チーム学校の一員として、福祉の専門的な見地からの助言・支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

全18中学校ブロック毎に1名配置。各中学校ブロックは、中学校1校と小学校2校で構成。週20時間をSSWと各ブロックの小中学校で協議の上、ブロック内での時間の割振りを決める。小学校8時間、中学校4時間が基本。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・12名（内6名は中学校ブロックを複数担当している。）
- ・社会福祉士または精神保健福祉士を基本とし、加えて教員免許、臨床心理士、公認心理士など
- ・拠点校型（中学校区配置）で、週20時間×43週勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインは策定していないが、「子どもサポートチーム（SSW配置事業）の業務内容」を作成し、校長指導連絡会及び教頭指導連絡会で周知している。また、新任校長にはSSWスーパーバイザーより、SSW配置事業を含めた研修会を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各校の校務分掌にSSW担当者（教員）を位置付け、SSWとのホットラインを築くとともに、SSW担当者会を年3回実施。また、SSWやSSW担当者による校内研修を実施している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・**無**）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象及び（2）研修回数（頻度）

市内全SSW＜SSW連絡会＞（市主催）・・・毎月1回

吹田市新規採用SSWに対するオリエンテーション研修（市主催）年1回

市勤務3年以上のSSW＜ミドルリーダー研修＞（府主催）・・・全5回

経験1～2年のSSW＜育成支援研修＞（府主催）・・・全6回

（3）研修内容

SSW連絡会（市主催）

- ・SSWの業務内容やミッションの確認
- ・関係諸機関との交流（令和4年度は6つの機関と実施）

- ・課題別研修（いじめ重大事態・虐待・DV・特別支援・生徒指導提要）
- ・校内の会議を有効に進めるためのポイント（ロールプレイ）
- ・現在各校で起こっている事例の報告、検討（いじめ・学級崩壊）
- ・各SSWによる各校の見立てとリソース、自身の活動の振り返り等

ミドルリーダー研修（府主催）

一定の経験を積んだ市町村のSSWが、市町村のSSWのミドルリーダーとして、より高いレベルでのアセスメント・プランニング力や、多職種連携の中でのSSWとしての専門性、関係機関との支援ネットワークの構築に向けて活動する観点など、ミクロ・メゾ・マクロそれぞれのレベルを意識した活動を計画し、展開できる力を身につけるための研修。（講義・模擬プレゼンテーション・実践報告・協議）

育成支援研修（府主催）

経験年数の少ないSSWが、校内体制に位置づくSSW活動を展開する力を身につけるための研修。（講義・ワークショップ・事例演習・ロールプレイ）

（４）特に効果のあった研修内容

本市主催のSSW連絡会にて、つながりの深い関係機関と活発に交流の機会を設けることで、担当者同士がつながり、互いの役割への理解が深まり、その後のスムーズな連携が実現した。

また、「吹田市SSWに求めるもの（ミッション）」について共有し、SSWとしての方向性を確認したのは重要であったと感じている。ポイントは次の3点。

- ①吹田市のすべての子どもにチーム支援を届ける
- ②校内外に包括的セーフティネットワークを構築し、チーム支援の充実を図る
- ③「SSW専門職チーム」として、子どもが抱えるあらゆる福祉的問題に精通する

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（**有**）・無）

○活用方法

- ・全市的な研修および研究会での講師
- ・各学校を巡回し、SSWの業務についての確認及び支援
- ・関係機関との調整、虐待ネットワーク実務者会議への参加
- ・SSWへの情報提供
- ・要対協SV
- ・関係諸機関のSVとの連携会議
- ・学校教育室内でのSV会議の実施
- ・チーフSSWの相談及び支援。
- ・SSW連絡会でのSSWの資質向上を目指した指導
- ・いじめ重大事態等、緊急事案での学校対応
- ・市教育委員会のいじめ・不登校・虐待防止対策推進委員会への参加
- ・市の生徒指導主事会・主担者会、学警連絡会への参加

（６）課題

- ・活躍に見合った待遇が確保されておらず、SVの善意に頼っているところが大きい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】いじめと不登校解消のための活用事例（③いじめ、④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学校低学年男児。二学期終盤に本児が持ち帰った上靴に落書きがあり、母が学校に連絡したことで事態が発覚する。学校はクラスメイト全員に聞き取りを行うが加害者はわからず。本児も登校を拒否し、両親は学校や市教委に不満をぶつけるようになる。SSWが家庭訪問を行い本児・両親と面談をする。話しの中で両親は担任への不信感が強く、調査結果に不満を感じている。また、本児から過去に数名の児童とトラブルがあり、

不安に感じていることをキャッチする。校内で再度いじめ対策委員会を開き、再調査を行う。また校内ケース会議で本児の安全確保と接点作りが急務であり、プランニングを行った。生徒指導とSSWが中心となり、家庭連絡や訪問を定期的に行うことで本児との接点作りから始めた。本児からの手紙で交流する機会も増えた。交流の中で本児から数名の児童と話したいとニーズが出たため、場面を設定する。本児の口から気持ちを伝え、数名児童との関係修復に至ることができた。その後、本児は登校を再開する。登校時の見回り体制や本児の生活状況を定期的に保護者と共有し、家庭と連動しながら本児の安全を確かめていった。結果として本児の日常生活は取り戻され、両親の学校への不信感を修復することができた。

【事例2】不登校支援のための活用事例（④不登校 ⑧その他 発達障害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学校高学年男子。数年前より不登校で学校と家庭との関係は希薄。発達課題があるも保護者の受容の難しさや医療不信があり、民間療法などを信頼していた。長期化した不登校から将来への不安が高まる母は具体的な援助希求ができず学校へ攻撃的な訴えをする。放課後等デイや家庭では本児のトラブルが増えていた。これまでの経過を関係機関とともに校内で再アセスメント。現在の課題や親子のニーズを把握するため家庭との関係の再構築を開始。慎重に定期の家庭訪問を行い本児の特性やリソース探しをし、強みに着目した関わりの機会を作ると同時に、母の価値観やこれまでの苦労を傾聴。学校、SSW、放課後デイ、保護者を交えたケース会議を定期的に行いチーム化を構築。本児への対応はコンサルテーション（特性に配慮した視覚化構造化による環境設定とSSTツール活用による自己理解やアンガーマネジメント）した。本児とスモールステップでの活動参加を話し合い、学校と関係機関の具体的な配慮のもと、再登校や他児との接触の機会を増やせ大きな行事にも参加できた。状況変化に対する保護者のゆらぎを丁寧に受容し、協力姿勢に感謝と賞賛をし、エンパワメントを継続。チーム化を途絶えさせぬよう次年度への具体的なつなぎを行った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学1年女子Cは、父（60代）、姉、本人の3人家族。小学校高学年から遅刻欠席が多かったが、中学入学後は友人トラブルも増加した。担任との面談の中で、これまで家事を担っていた父が体調を崩しCが家事全般を担っていること、父の体調急変への不安から家を離れることができなくなり、登校できず友人との時間も持てなくなっていたことがわかった。別居中の母にも相談できず、大人は何にもしてくれないから自分が我慢すればいいだけだと涙ながらに告白した。学校とSSWとで父子と面談を実施、体調不良の父のアルバイトの収入が激減し年金だけでは生活できず、子どもらは夕食を別居中の母の家で食べていること、諸費の滞納で転居要請や父の未受診などの問題が重なっていることがわかった。SSWが同行して父と生活福祉室や社会福祉協議会のケースワーカーの面談を実施、生活保護の受給や父の受診、フードバンクや子ども食堂利用が開始された。Cの登校も増えたものの、父がヘルパー導入を固辞したためCの家事負担は軽減されないままであった。担任とSSWがCと面談を継続する中で、父のパートナーの存在がわかり、パートナーは父の世話だけをしており姉妹に暴言を浴びせていることがわかった。学校が通告し家庭児童相談室と連携し父とパートナーへの指導を行ったが、その後父の認知症がわかり、父が自身での養育は困難と判断、別居中の母に姉妹の養育を依頼することになった。当初母子ともに同居を拒否したが、SSWと関係機関が母子と面談し、母子はお互いの気持ちを整理し同居を決心した。母は離婚に応じ生活保護受給を開始したことから母子ともに生活が安定、Cの家事負担も軽減した。Cは「大人に相談したら何とかなるもんやね。」と語り、登校日数も増え友人トラブルも減少した。

【事例4】要対協児童モニタリングのための活用事例（⑫教職員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

各校週1回行われている管理職・養護教諭・生徒指導主事・SC等参加のコア会議に出席し、支援が必要な

児童生徒の情報を把握するとともに、必要に応じて助言やケース会議を行う仕組みを設けている。教員や管理職だけでは把握・支援しきれないモニタリング児童について、教育委員会・家庭児童相談室・こども家庭センター・生活福祉室・障がい福祉室・医療機関等と連携するハブのような役割も担い、タイムリーな見守りと支援につなげている。また、教育と福祉の立場の違いから起こる方針のズレの間に入る調整役としても機能している。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・改善ケース数の推移（R2年度 1033 件→R3年度 1140 件→R4年度 1043 件）
- ・好転率の推移（R2年度 68.5%→R3年度 74.7%→R4年度 89.3%）
- ・他機関連携数の推移（R2年度 5224 件→R3年度 4786 件→R4年度 5464 件）
- ・学校からの虐待通告件数やいじめの認知件数の増加
- ・校内チーム体制の確立、教職員の意識向上。子ども中心の視点の普及。
- ・子ども虐待や虐待的養育環境にある子どもに対して、学校の組織的対応による早期発見、早期対応、他機関との連携等に寄与している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞ A 経験の浅いSSWの育成とフォロー

B 改善ケースの割合（解消率）が74.7%に留まっていること

C SVやチーフをはじめとするSSWの待遇改善

＜課題の原因＞ A 中学校ブロックに1名配置のため孤立しやすい

B 配置時間の限界、関係機関とのミスマッチ

C SSW拡充の過渡期による

＜解決に向け実施した取組＞

A 気軽に相談できるメンターを設ける・SVやチーフによる継続的な指導、助言

B 関係機関との連携の質を上げるため交流の場を積極的に設ける

C 適切な雇用の在り方について関係部局に情報提供や改善に向けた働きかけを行う

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞SSWの就業環境の改善（校務系の情報にアクセスできるアカウントがない。PCやメールアドレス、携帯電話等が用意されていない。そのためオンラインでのカウンセリング等不可。緊急対応が多く勤務時間や勤務曜日が不安定。SVやチーフSSWの待遇改善。）

＜課題の原因＞関係部局がSSWの拡充に向けて調整を進めているが、雇用形態や方向性について慎重に検討を重ねる必要があるため時間を要している。

＜解決に向けた取組＞より良い雇用の在り方や就業環境の整備につながるよう、課題や改善案について具体的な提案や情報提供を積極的に行う。

尼崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめ、発達の課題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く様々な課題が多様化、複雑化しているため、学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って支援する福祉的援助活動をする。

（2）配置・採用計画上の工夫

17中学校区（41小学校） 幼稚園（9園） 高校（3校）に配置

現在いるSSWと十分話し合い、意見を参考にした。令和5年からは主任SSWと人材育成担当を選任し、緊急対応や新任の人材育成ができる組織作りをした。採用試験にもSSWが1名参加し、本市に適した人材を採用した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

10人。社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、特別支援教育士。

週30時間勤務 5名。週18時間勤務 5名。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

要綱の内容をわかりやすく改訂し、各校に配布、校長会で周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWが校内職員研修を配置校で実施し、SSWの働き方について説明した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW、教育委員会事務局関係職員、福祉局関係職員、教員

（2）研修回数（頻度）

17回（月1回 以上）

(3) 研修内容

大学准教授（心理面の助言）、弁護士、大学教授（GSV）などの専門家による、事例検討などを通じた助言。起立性調節障害を専門とした医師の講演会。

(4) 特に効果のあった研修内容

心理の専門家による「トラウマ インフォームド ケア」の研修は、教職員の児童生徒のアセスメントの視点の参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

月1回の研修。

(6) 課題

医療の専門家がいなかったため、令和5年度は、児童精神科の医師をSVに招聘した。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困対策と福祉機関の連携のための活用事例<SSWの配置形態 派遣型>

小学生、両親の離婚を経験し、保護者の養育能力がないため、親戚に預けられるなどして寂しい幼少期を過ごす。また、何度も一時保護になったことがある。祖母が引き取って養育するが高齢のため、経済的にも体力的にも不安がある。本人は、学習の能力は高いが感受性が強く、友だちとうまくいかず不登校。祖母と口論となり暴力で再び一時保護となる。SSWの働きかけによって、弁護士の未成年後継人が本人に寄り添い、積極的に支援をするようになる。本人は自然学校には行きたいとのことで、祖母や学校が準備をする。SSWがCWとも協力して、地域の居場所を紹介したり、地域のイベントに同行したり、担任は祖母との仲を取り持ったりして、本人の意思を確認しながら支援を行った。祖母と一緒に暮らしたいと思っていることを受け入れ、少しずつ心を開きつつある。

【事例2】②児童虐待（ネグレクト）のための活用事例<SSWの配置形態：派遣型>

小学生、ゲーム依存で不登校。母は保険の仕事をしているがASDの傾向があり、こだわりが強く、家事などは手を抜かないが、不器用なため余裕がなく子育てがおろそかになる。父は、単身赴任で留守が多い。SSW、学校側の職員、児童CW、自立支援員、も交えてケース会議。CWショートステイができる施設を案内し、SSWはアセスメントをして担任と管理職の役割分担や、自立支援員の家庭訪問を提案した。両親と子どもに学校に来てもらい、ケース会議を行い、献身的な担任との連携で少しずつ気持ちが学校に向くようになった。学校は、定期的にケース会議をするようになった。

【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

小学生、母は精神疾患のため、家事や兄弟の世話を任せられ不登校。本人は、学習の能力が高く大人と話すことが好き。不登校気味で、友だちとはあまり話が合わない。虐待防止月間のイベントでSSWが出店したカフェのスタッフをする。働くことに意欲を見せ、SSWや他のスタッフの子とも協力してがんばった。また、本市の子ども青少年課のヤングケアラーのピアサポート事業につなぎ、毎月のイベントに参加し始めた。ひとりであることも多いが、少しずつ、大学生との会話を楽しんでいる。

【事例4】⑪民間団体との連携の活用事例<SSWの配置形態：派遣校型>

中学生、クラブでのいじめが原因で不登校。学校との関係が悪くなり、母は学校と話そうとしないため、SSWが定期的に母と面談し本人の状況を確認する。母は、不登校の子をもつ親の会に定期的に参加することで、精神的な不安を和らげている。

また、こどもの居場所として、食事の提供やイベントなどを行う民間団体が経営する場所へ本人をつなぐ。食事だけでなく相談にも乗ってもらうこともでき、定期的に通うようになった。今では、自分の気持ちや将来について話すようになり、学習にも取り組むようになってきた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・全中学校区への配置を実施することができた。
- ・学校での認知度が向上し、活動件数が急増した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・全中学校区へのSSW配置が実現できたが、まだまだ人材不足である

<課題の原因>

- ・本市に勤務するSSWの人員不足

<解決に向け実施した取組>

- ・SSWの増員

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・全中学校区、における拠点校巡回型配置の継続
- ・SSWによる幼小中高の一貫した学校園支援体制の構築

<課題の原因>

- ・人員不足

<解決に向けた取組>

- ・SSWの勤務形態の改善による優秀な人材の確保

姫路市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、学校園や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校園を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図る。また、スクールソーシャルワーカーを学校の職員として位置づけ、「チームとしての学校」の体制を構築することで学校園の教育力・組織力の向上を図り、幼児児童生徒へのきめ細やかな支援や教職員の負担軽減につなげる。

（2）配置・採用計画上の工夫

義務教育学校後期課程を含む全ての姫路市立中学校への配置とする。拠点校配置方式とし、市立幼稚園、小学校、特別支援学校、高等学校についても、定期的な訪問や要請による派遣等により対応する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数：18名配置

② 資格：社会福祉士15名、精神保健福祉士7名、保育士4名、介護福祉士2名、介護支援専門員3名、教員免許状5名、公認心理師2名、認定心理士1名、臨床心理士1名、不登校訪問支援カウンセラー2名、行動心理士2名、メンタルヘルスクエア専門員1名、青少年ケアストレスカウンセラー2名、社会福祉主事2名、相談支援専門員1名

③ 勤務形態：

ア 勤務日は、原則として、同一曜日を指定するものとするが、特に必要があると認めるときは、指定した曜日以外の日を勤務日として指定することができるものとする。

イ 勤務時間は、原則として1日7時間とし、1拠点校につき年間140時間とする。但し、重点配置校については、1拠点校につき年間210時間とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールソーシャルワーカーの配置目的や役割、活用方法等を記した「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を策定し、市立の全ての学校園に配布し、教職員への周知を図っている。また、生徒指導に関する研修の際には、組織的な生徒指導体制の在り方について、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用した具体例を提示し、教職員の理解促進に努めている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全ての学校園に、スクールソーシャルワーカーの具体的な活用方法を記した「教職員向け資料 スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を配布し、教職員への理解促進を図っている。

拠点校においては、スクールソーシャルワーカーが配置目的や活用方法等について全教職員対象に研修等を実施している。また、連携校園においては、スクールソーシャルワーカーが年度当初に訪問し、全教職員に周知を図っている。加えて、スクールソーシャルワーカーが作成した「スクールソーシャルワーカーだより」を、教職員や保護者向けに配布し、周知している。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

配置する全てのスクールソーシャルワーカー（18名）

(2) 研修回数（頻度）

全体研修：年1回（10月）

(3) 研修内容

本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学教授）による講義及び指導・助言

(4) 特に効果のあった研修内容

各スクールソーシャルワーカーが対応困難な事例を持ち寄り検討した上で、本市のスーパーバイザーからの的確な指導・助言を受けたことが、スクールソーシャルワーカーの資質向上に繋がった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

研修会に招聘するとともに、年3回のスーパービジョンを実施し、各スクールソーシャルワーカーが必要に応じて、支援方法等についての指導・助言を受けている。

(6) 課題

他職を兼務しているスクールソーシャルワーカーが多く、全員参加できる研修日程を組むことが困難である。また、年間の勤務時間が限られているため、頻回の研修は実施困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】栄養状況、経済状況改善のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

母親（就労B型通所）と子2人の3人暮らしで、祖母から日常的にサポート（掃除や買い物、金銭管理等）を受けていたが、祖母と母が不仲になりサポートが中断した。長男は夏季休業明けに急激な痩せがあると担任からスクールソーシャルワーカーに連絡が入った。母が仕事を始めたことと祖母のサポートがなくなったことが、家庭での食生活や健康状態に影響している可能性があるため、スクールソーシャルワーカーから姫路市こども家庭総合支援室へ連絡し、医療機関への受診に繋がった。医師から母親に低栄養であるとの診断結果の説明があり、学校側も給食や体調管理に配慮し、徐々に体重が戻りつつある。令和4年12月、母親から学校へ経済的に困っていること、金銭管理をしている祖母から生活資金を提供されないこと等についての相談があり、再度スクールソーシャルワーカーから姫路市こども家庭総合支援室へ連絡を行った。家庭環境や経済状況、子らの健康状態や進路・将来も含め、引き続き関係機関との連携や見守り体制が必要である。

【事例2】父子分離による虐待解消のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

父子家庭の生徒について、心理的に不安定な状態を担任が把握したことを端緒に、父親から家事の強要や暴言を受けていることが明らかとなった。スクールソーシャルワーカーと担任、学年代表が別居している母親との面談を実施した。その後、姫路市こども家庭総合支援室、兵庫県姫路こども家庭センターと連携しながら、見守りを継続するとともに、スクールソーシャルワーカーが再度母親との面談を実施した。本生徒の安全・安心な生活環境の確保を最優先に考えていくことと、今後もスクールソーシャルワーカー及び関係機関が連携・

支援を継続していくことを確認した。その後も、スクールソーシャルワーカーと母親との数回の面談を経て、現在、本生徒は母親宅に居住し落ち着いた生活を送っている。

【事例3】生活改善のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

母が数年前から精神的に不安定となり、両親の関係も悪くなった。それに伴い兄弟の心の状態も不安定になっていた。その後、両親が離婚し、父子家庭となり、兄弟が幼い妹の世話や家事を担うことが多くなったため、睡眠時間や勉強時間の確保が難しくなった。担任からスクールソーシャルワーカーに本家庭について相談し、スクールソーシャルワーカーが姫路市子ども家庭総合支援室及び地域の児童支援センターと連携し、要対協ケース会議を開催した。ケース会議では、各関係機関から可能な支援策を出し合い、役割分担について協議した。その後、本家庭の兄弟はスクールカウンセラーの面談も定期的に受けられるようになった。

【事例4】入院支援のための活用事例（⑫教職員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

本生徒は心身の不安定さがあり心療内科を受診している。母子家庭で、母も心療内科に通院しながら仕事をしている。学校で過呼吸や脱力があつたり、家庭でも心理的な不安定さが顕著になったりしたため、家族と相談して、スクールソーシャルワーカーが精神科病院への入院支援を行った。退院前には、母、病院スタッフ、教職員、スクールソーシャルワーカーで退院後の支援に関する会議を行い、本生徒自身が体調管理と通学の両立ができるように支援した。退院後も教職員やスクールソーシャルワーカーが本人や母との面談を実施し、通学できない日には家庭訪問を行い、体調や生活状況を確認し、生活支援や学校での受入れ体制の整備を行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

(表1)

	令和3年度	令和4年度
総相談件数	4630件	6222件
延べ面談者数	13335人	20579人
拠点校外の相談件数	1553件	2364件
支援対象幼児児童生徒数	1039人	1524人
問題が解決及び支援中であるが好転	109件	110件

学校、保護者へのスクールソーシャルワーカーの認知が高まってきており、総相談件数は約1.3倍、延べ面談者数は約1.5倍となっている。拠点校以外の相談件数も約1.5倍となっており、拠点校以外での活用も進んでいる。また、継続的な支援が必要な幼児児童生徒について、スクールソーシャルワーカーが教職員や保護者及び本人に対して適切な助言を行うことで、解決困難であった問題が解決したり好転したりするケースもあり、学校における教育相談体制の充実と子供への福祉的な支援の構築が図ることができている。

(表2) 相談内容区分

	令和3年度	令和4年度
不登校	1865件	2350件
児童虐待	154件	289件
貧困	30件	152件
家庭環境の問題	1500件	2665件
発達障害等に関する問題	1107件	1497件
ヤングケアラー	154件	199件

相談内容の件数については、「家庭環境の問題」が最も多く、次いで、「不登校」、「発達障害等に関する問題」となっている。どの項目においても増加しているが、特に、「家庭環境の問題」が大きく増加するとともに、「児童虐待」が約1.9倍、「貧困」約5倍となるなど、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者、保護者と関係機関、関係機関と学校の間に入り、円滑につなぐ役割を担うケースが増加しており、教職員や保護者のニーズも高くなっている。スクールソーシャルワーカーがそれぞれの役割を明確にすることで、学校の負担軽減にも繋がっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・相談件数の増加に伴い、相談者の支援や関係機関との連携に要する時間も増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質、能力の向上。

<課題の原因>

- ・勤務形態が2週間に1日となっている。
- ・経験年数の少ないスクールソーシャルワーカーが勤務している。

<解決に向け実施した取組>

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、必要な学校については月3日の配置ができるよう、関係部署に要望した。
- ・学校内での連携が効率的に行えるよう、スクールソーシャルワーカーによる教職員向け研修を実施した。
- ・スクールソーシャルワーカーの募集について、市ホームページに掲載するとともに、関係大学に周知した。
- ・研修会や連絡会において、各スクールソーシャルワーカーが対応に苦慮した事案や好事例を共有する等、資質、能力の向上に資する内容にした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーによる継続的な支援が困難である。
- ・スクールソーシャルワーカーの勤務時間数が不足している。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質、能力の向上。

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーを配置している半数以上の学校で、勤務形態が2週間に1日となっている。
- ・相談件数の増加に伴い、相談者への支援や関係機関との連携に要する時間も増加している。
- ・経験年数の少ないスクールソーシャルワーカーが勤務している。

<解決に向けた取組>

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、必要な学校については配置時間の増加ができるよう、関係部署に要望する。
- ・学校内での連携が効率的に行えるよう、各スクールソーシャルワーカーが教職員向け研修や「スクールソーシャルワーカーだより」の発行を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーの募集について、市ホームページに掲載するとともに、関係大学等に周知する。
- ・研修会や連絡会において、各スクールソーシャルワーカーが対応に苦慮した事案や好事例を共有する等、資質、能力の向上に資する内容にする。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、SSWを学校に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

西宮市教育委員会 学校保健安全課 学校問題解決支援チームの一員とし、市内各中学校区に配置。各校長の要請によって教育委員会が各小中学校・義務教育学校等に派遣をした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 5人（国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。）
- ・資格 社会福祉士5人・精神保健福祉士2人・教員免許1人・心理に関する資格1人
- ・勤務形態 週4日、30時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定：有

○ガイドラインの内容、周知方法

・西宮市スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要領に基づき活動を行った。校長会や生徒指導担当者等で趣旨や勤務形態、職務内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・月1回、SSW連絡会議を行い、各小中学校、義務教育学校での教職員に対する理解促進に向けた取組について協議、研修を行った。
- ・各校のいじめ対応委員会等、生徒指導に関する校内組織に位置づけ、教職員との情報共有等、その効果的な活用を図った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・SSW5名

（2）研修回数（頻度）

- ・5人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に6回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：無

○活用方法：社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

(6) 課題

- ・SSWの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や各種研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクト環境にある母子家庭の支援活用事例（①貧困対策）

<SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）>

◆問題の概要

・離婚後、母親が時給のよい夜間シフトで就労をはじめ、兄弟（長女、次女、長男、次男）のみで早朝まで過ごすことが増加した。一家の生活リズムが整わず欠席が目立つ。家庭に空調機がなく夏場の健康被害も懸念されるものの、母親と連絡が取りづらく生活状態が把握しづらい状態である。

◆SSWの関わり

・中学生の次女の担任と家庭訪問。母が昼夜を問わず働いていることを労い健康を気遣う。健康状態・経済状況を聞きつつ、市の生活支援部の相談窓口や給付金等の案内を行った。また、母親は子供たちの不登校が心配だと話されたので、校内で学習支援や登校支援の体制を検討。経済支援については、検討すると言いつつも窓口相談には繋がりにくいため、担任や家庭児童相談室の相談員と訪問を続け生活課題の整理を行った。

◆経過、改善状況等

・母親自身が働くことを生きがいと感じており、経済的支援には消極的であった。一方で、母方祖母や離婚した父親との関係は良好であり、長期休業中は祖母や父親宅で子供たちが過ごすなど親族支援が母子の支えとなった。一家の課題を整理する中で、相談窓口には長女の就労相談を繋ぐことができた。次女は担任と散歩するなど関係作りが進み、担任の働きかけにより長男の連続欠席も減った。

【事例2】ネグレクト傾向にあり、発達に課題のある児童への支援のための活用事例（②児童虐待）

<SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）>

◆問題の概要等

・母、長男、長女、本児の母子家庭。祖父母は近隣に住んでいる。上の二人は学習面がしんどく、通級利用中。母は交際相手のところに月1回ほど数日行っていることがあり、家を空けることがある。母不在時は祖父母宅にご飯を食べに行くが泊まることはなく、夜は小学生の子ども3人で過ごしていることがある（要対協管理ケース）。本児も勉強はしんどく、嘘をつく、友達に手が出てしまう、落ち着きがないなどで周りとのトラブルも多く、母はどのように対応すればいいか困っているが、どうしたらいいのかわからない状況。

◆SSWの関わり

・担任・支援コーディネーターとケース会議を行い、療育の場につなげていく、放課後の過ごし方についての情報提供などを行っていくこととなった。本児にも声をかけながら関係を築くとともに、母の困り感

に寄り添い話を聞きながら放課後デイサービスの申請について説明し、事業所紹介、見学調整、手続き支援を行った。要対協管理ケースであることから関係機関と連携を取り、役割分担をしながら、母・本児との関わりを継続。

◆経過・改善状況

・個別療育、ソーシャルスキルトレーニングのある放課後デイサービスの体験に行き、本児は楽しく過ごしていたとのことで、利用を希望され、利用待機中。本児は放課後の公園での友人トラブルも多く、その対応に母も追われて疲弊していたが、学校と自宅以外に行く場所があること、本人に関わる機関が増えることで母も相談できる場が増え安心につながっている。

【事例3】保護者の忙しさより、子どもが家事を担っているケースの活用事例（⑩ヤングケアラー）

<SSWの配置形態：拠点校型>

◆問題の概要

・母子家庭（母、本児、弟）。生保受給。母は資格を取るため大学に通いながら仕事をしており、兄弟を放置することがしばしばある。母には内縁男性がおり、内縁男性宅に兄弟を連れて転がり込んでいる（二重生活）。兄弟は“お父さん”と呼んで慕っており、行事等にも参加され関係は良いようだが、夜間は不在のことが多い。そのため、本児が兄弟分の食事を作っていることが多い（弟より、昨日はお兄ちゃんがチャーハンを作ってくれた、ラーメンを作ってくれた等の発言より）。

◆SSWの関わり

・校内ケース会議開催。担任を中心に、児童支援、生徒指導が短時間でも兄弟と面談しながら家庭状況を把握。

- ・要対協へ挙げ、見守り強化。
- ・家庭児童相談室より、母への指導と寄り添い。

◆経過、改善状況等

・聞き取りをする中で、本児はあまり聞かれない様子。困った時にSOSを出せる関係作り。弟は先生方と話ができることがうれしいようである。

・母は家庭児童相談室に対し、学校が口出ししてという態度だったが、指導には素直に応じ、内縁男性とどちらかは夜間に在宅するよう調整。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・3名のSSWを令和元年度より5名に増員した。
- ・拠点校型として小学校40校、中学校19校、義務教育学校1校に対応している。
- ・制度を理解した上でSSWを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場からの評価やニーズは高まっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・教職員とのより良い協働体制の確立。
- ・生徒指導担当者会等で、趣旨や活動内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、SSWの役割や活用、教職員とSSWとの協働について更なる周知を行い、今後も引き続きその機能や役割に

ついて理解を深める。

<課題の原因>

- ・教職員における制度の周知や理解。

<解決に向け実施した取組>

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを行った。
- ・SSWを各中学校区に拠点として配置し、支援体制を整えた。
- ・生徒指導担当者会や教育相談担当者会への参加。
- ・各校で開催される生徒指導部会や教育相談部会等への参加、助言。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・年々増加傾向にある、事案件数とその課題内容の複雑化に対する対応
- ・問題解決に向けた対応の長期化に対する人員の確保

<課題の原因>

- ・様々な環境要因からくる不登校や、連絡が取りにくい家庭の増加
- ・虐待やネグレクトが疑われる家庭や保護者が学校の取組みに理解を示さない事案の増加
- ・発達に課題が見られる児童生徒の増加

<解決に向けた取組>

- ・専門的な知識を有するSSWの更なる拡充（人員の拡充）
- ・SSWと教職員とのより良い協働体制の確立
- ・事案に対するSSWを含む組織的な学校体制づくりと福祉担当部署等、関係機関との連携
- ・SSWの資質向上に向けた研修機会の更なる充実
- ・各校で開催される生徒指導部会や教育相談部会等への積極的な参加、助言

明石市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の心理的、情緒的課題や発達障害に係る課題、児童虐待等、学校が抱える課題が複雑化・多様化するなか、学校と外部福祉関係機関等のネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築や保護者の支援等、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、状況を改善することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和4年度については、10名のSSWを市内全中学校区となる13中学校区（13中学校・28小学校）に配置。地域性の理解や、小学校から中学校への引継ぎ、ケースに係るきょうだいについての学校間の連携等において効果的であることから、中学校を拠点とし、校区小学校へも連携校として関わるよう配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 10名
- ② 資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許・公認心理士・介護福祉士
- ③ 勤務形態 原則1週間に1日、1日につき7時間45分(休憩45分) 年間43週
※個々の業務時間については学校長と協議の上、教育委員会が決定する。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインの策定（有・無）

活動方針等に関する指針（ガイドライン）として、策定してはいないが、教育委員会担当課が作成した「明石市のSSWの配置・活動についての資料」を使用し、本市のSSWの心得や支援内容、関係機関との連携時の注意点、活動記録の取り扱い、記録方法等に関し、SSWとSSW配置校管理職に共通認識を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校において、職員を対象にSSWによる研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリング等

オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

明石市スクールソーシャルワーカー（配置SSW）

（2）研修回数（頻度）

年間5回

(3) 研修内容

第1回：オリエンテーション

明石市の概要、教育委員会児童生徒支援課の業務内容と市内小中学校児童生徒の現状等
SSWの業務、活動に関する事務手続き、活動報告関係記入上の注意

第2回：①講義

「あかしこども財団の事業について」

講師：あかしこども財団 こども支援担当局長

講師：あかしフリースペース☆トロッコ 現場責任者

②施設見学 「朝霧もくせい教室」

③事例検討

第3回：①講義

「ヤングケアラー支援～SSWとして、また当事者として伝えたいこと～」

講師：黒光 さおり 氏

※第3回については、市福祉局主催「ヤングケアラー理解促進および早期発見・支援のための研修」に参加することをもって充当。

第4回：①講義

「明石こどもセンターの取組について」

講師：明石こどもセンター こども支援課長

②意見交換

SSWの活動について

③SCとの連携について 講師：主任SC

第5回：①講義

「理論を活かしたスクールソーシャルワークの実践～ケース会議の実際の場面から学ぶ」

講師：神戸学院大学 准教授 大塚 美和子 氏

(4) 特に効果のあった研修内容

市の関係部局を招聘した研修によって、互いに顔の見える関係が作られ、それぞれの詳細な業務内容を確認でき、スムーズな連携が可能となった。また大学から専門性のある講師を招聘した研修は、市のSSW活用についての助言や、SSWに必要な基礎理論、即実践に生かせる技術について学ぶことが出来た。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

(6) 課題

- ・SSWの業務に必要な基礎理論についての研修が、体系化されていない。
- ・SSWの活用が進むにつれて、支援ケース数も年々増加し、限られた勤務時間では、その対応に時間数が不足している。研修時間の確保も課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①貧困対策、④不登校 ⑧心身の健康・保健に関する問題）

< S S Wの配置形態：拠点校型 >

○事例

離婚を機に、他市より母子（多子）で年度末に転入し、それ以降全欠席のケース。家庭環境も不安定な様子が見られるため、S S Wに学校や関係機関から介入依頼あり。

○S S Wの支援

- ・福祉関係機関（生活福祉課や明石こどもセンター、地域支援事業者等）と連携し、各機関の支援の方向性や進捗状況等の確認。
- ・学校の支援の役割の明確化と協働。

○成果と状況

- ・S S Wが機関との連携構築時に、詳細に情報共有を行ったことによって、支援計画の共有が出来た。またタイミングの良い支援をすることにもつながった。
- ・それぞれの子どもの登校状況が改善し、外出できなかった生徒が、学校に顔を見せに来ることが出来た。

【事例2】不登校のための活用事例（⑦小中連携 ⑧心身の健康・保健に関する問題）

< S S Wの配置形態：拠点校型 >

○事例

父親は仕事のため普段は不在がちで、母親は精神疾患の精神症状がある家庭環境で、急に学校に来なくなり、外部と接触を拒否し、なかなか会えない児童のケース。保護者の協力が得られない状態が継続している。きょうだいも不登校状況が続くなか卒業。

○S S Wの支援

- ・学校と関係機関との密な情報共有や、関係機関（保健所）と家庭との顔つなぎの実施。
- ・定期的な家庭訪問を行い、児童への接触の試みと家庭環境の様子の把握。
- ・きょうだいに居場所（家からの外出と、相談機能の確保）作りの支援。

○成果と状況

- ・きょうだいについては、居場所に行くことや、そこでつながりが出来ている。S S Wから関係機関に、きょうだいの不調時には声掛けなどを依頼していることで、居場所へ行くことが継続出来ている。
- ・きょうだいからの情報によって状況把握が可能になり、それを基に支援を検討することが出来ている。
- ・学校と関係機関との支援連携は進んでいるが、保護者が積極的な支援介入を望まず、関係機関も介入できず、支援に行き詰まりがある。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）

< S S Wの配置形態：拠点校型 >

○事例

家事を担っていた保護者が入院し、きょうだいの世話をする為に早退する児童がいるとS S Wに介入依頼あり。

○S S Wの支援

- ・保護者との面談（家庭の課題、ニーズの確認）と関係機関への顔つなぎの実施。
- ・関係機関（地域総合支援センター、市ヤングケアラー支援チーム）との連携と協働。
- ・就学援助等手続きのサポート。
- ・家庭との信頼関係の構築と、サービス受入れの決定に係る保護者へのエンパワメント。

○成果と状況

- ・家庭が持つ課題（経済的困難、外国人、医療問題、所属のない幼児等）について、関係機関と連携したことで、速やかな支援につながった。
- ・本児童の思い「早退せずに学習したい」、「学校行事に参加したい」という思いのために、関係機関と現在も支援を継続している。

【事例4】医療機関との連携のためのオンライン活用事例（⑬オンラインカウンセリング ⑧心身の健康・保健に関する問題等） ＜SSWの配置形態：拠点校型＞

○事例

精神に不安定さがあり、家族の精神薬を多量服薬し、精神科に入院した児童。学校からこの児童の支援についてDr.と面談したいとの要望があり、介入したケース。

○SSWの支援

- ・医療機関への情報共有について、保護者に許可依頼と医療機関への申し入れ。
- ・オンラインでのケース会議について、参加者の確認と検討内容についての集約、調整。
- ・定期的なケース会議実施への方向づけ。

○成果と状況

- ・学校での今後の支援について、医療機関と情報共有したことで、細かな不安が解消でき、子どもへの支援をきめ細かく配慮することができた。
- ・最初はSSWが仲介を行ったが、現在学校と医療機関が直接連携が行え、また定期的なケース会議も開催できている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和4年度は10名の明石市スクールソーシャルワーカーが全中学校区で支援活動を展開した。年間3,339の活動件数のうち、「不登校」にかかわる支援活動が最も多く、次に「家庭環境の問題」、「心身の健康・保健に関する問題」、「発達障害等に関する問題」と続いた。昨年と比べて、「心身の健康・保健に関する問題」に関する支援活動の割合が大きく増加した。心理的に不安定な児童生徒が増加し、緊急対応や優先・集中的な対応が求められた結果と思われる。

＜明石市SSWの活動状況＞

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2188件	2730件	2876件	3339件

令和元年度（平成31年度）より、全中学校区（13校区）にスクールソーシャルワーカーを配置し、今年度で4年が経過した。学校の管理職、教職員にスクールソーシャルワーカーの業務や活動内容が浸透し、関係機関との連携の基盤が確立したことにより、スクールソーシャルワーカーの取扱件数が年々増加傾向にあるとともに、個々の支援活動の内容も効果的なものとなってきている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・SSWの活用が進むにつれ、様々な機関とのスムーズな連携がより多く求められている。

<課題の原因>

- ・学校では、SSWの認知が進んでいるが、まだ関係機関や社会一般には周知されていない現状がある。また問題が多様化する中で、今までにない多様な資源・施設が出来ており、SSWもどのように活用できるのか、理解できていない。

<解決に向け実施した取組>

- ・令和4年度はSSWの研修に多様な機関を招聘し、その業務内容の理解と顔の見える関係の構築を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SSWの配置が進むにつれて、雇用人数も増え、それぞれのニーズに合った研修が求められている。

<課題の原因>

- ・SSW業務の経験年数の差が大きくなり、経験に応じた研修の実施が難しい。

<解決に向けた取組>

- ・経験年数の異なるSSWに、個に応じた研修の内容を工夫し、併せて自らのSSW活動について評価出来る学びの提供を行い、SSWそれぞれの資質向上を図る。

奈良市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化しており、学校における対応が多岐に渡っていることから、福祉や警察などの関係機関と連携して児童生徒を支援していくことがますます重要となっている。そのため福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・1人が2小学校を受け持つ形で、4小学校に2人を配置した。
- ・SSW配置の趣旨を理解し、前年度積極的に活用があった学校に週に1日勤務できるように配置をした。
- ・その他の学校については、教育委員会事務局に配置している派遣型SSWで対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4名（①・②の2名は教育委員会に配置、③・④の2名は学校に配置）

- ・資格、勤務形態：①社会福祉士【週4日、8時30分から17時15分（7時間45分）】
②社会福祉士【週2日、8時30分から17時15分（7時間45分）】
③社会福祉士【週2日、8時30分から17時15分（7時間45分）】
④社会福祉士【週2日、8時30分から17時15分（7時間45分）】

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・なぜSSWが必要とされているのかについて、またSSWの役割や業務について盛り込んだものを派遣型と配置型に分けて策定している。
- ・令和4年3月にガイドラインを改定し、全ての教職員がガイドラインをいつでも確認できるようにデータでの共有を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・令和4年5月にいじめ対応教員に、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行った。
- ・SSWを配置した学校については指導主事とSSWが学校に出向き、配置に当たっての研修を行った。
- ・配置した学校でSSW担当コーディネーター同席の上、SVを行った。
- ・市の小・中学校それぞれの生徒指導部会にスクールソーシャルワーカーが自ら参加し、職務や役割について周知した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）・無）

- ・関係機関と情報共有や支援について協議する際にオンラインを活用した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・個別のSVを年間11回行い、グループでのSVを年間3回実施した。

（3）研修内容

- ・SVの中で、SSWの役割や関係機関との連携について個別の事例を基に研修をした。
- ・指導主事よりいじめ防止対策推進法について説明を行い、いじめの対応について研修を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWが一堂に会しグループでSVを受けることで、他のSSWの考えや学校での動きなどを比較して捉えることができ、SSWの役割、子どもや家庭を支援すること、学校を支援することについての理解が進んだ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・教育委員会事務局において、また当該校へ出向いてのSSWに対するSVや電話での相談を通じて事案対応について相談した。
- ・配置型SSW及び派遣型SSWの効果的な運用について指導主事が指導助言を受けた。
- ・SSWの自己評価シートや学校からのSSWに対する評価シート等の作成について、指導主事が指導助言を受けた。

（6）課題

- ・配置型においては、ケース会議の積極的な実施がされず、担任との個別の相談になってしまっていること。
- ・派遣型においてはケース会議の実施後、支援を実行してどうだったかなどを検証、確認する継続のケース会議の実施に至らなかったこと。（PDCAサイクルにおけるCとAの実施が十分でなかったこと）
- ・アセスメントシートに対する各学校の理解が進まず、十分な活用がされなかったこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】②児童虐待、⑧その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保険に関する問題等）のための活用事例<SSWの配置形態：単独校型>

元父親からの暴力があり、奈良へ避難してきた背景がある小学生男子1名について、学級担任（学年主任）、特別支援で学級に入る教員、生徒指導主任、SSWの4名で1年間協議を続けた。夏期休業中には、スーパーバイズの対象児童にも選び、本児に対する関わり方や、保護者との連携の取り方について、よりよい方法を検討した。

当初は、「死にたい。」という発言が度々見られ、その言葉の背景を探るところから本児との関わりが始まった。協議を続けていく中で、自身の負の感情をどのように表現すればよいか分からず、「死にたい。」という言葉に出せば周囲の大人が自分のことを気にかけてくれるという誤学習をしているのではないかという見立てにたどり着くことができた。以降、本児が抱える承認欲求を正しい方法で満たすために、望ましい行動には注目するといった手立てを講じた。また、友だちとのトラブルがあった際には、自分がどうしたかったのかという目的と、相手がどう感じたのかという結果の確認を丁寧に行うことで、自分の間違いに気づきやすくとともに、本児に対する周囲の理解についても配慮を行った。

すると、「死にたい。」という発言は、自分本位な行動とともに減少していった。以前は望ましくない行動で注目を求めているが、今では自分自身でそのような行動を止められるようになってきている。

【事例 2】⑦小中連携、⑧その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保険に関する問題等）のための活用事例<SSWの配置形態：単独校型>

本児は特別支援学級の児童。家庭事情により、ショートステイを利用する生活を送っている。中学進学にあたり、小学校、中学校、関係機関とケース会議を行い、共通理解を図った。本児はクラブ活動を希望しており、中学校も受け入れ体制であるが、試合があるときは、教員が本児にずっとついての支援は難しく試合への参加は難しい。それについて協議する中で、訪問介護の職員が本児と一緒に試合に同行可能であることが出された。

保護者は本児の「できないことをできるようにさせたい」という思いが強く、まずはできることを伸ばしていけるように支援する方針を確認した。本児は認知面の低さがあるので、わかりやすく説明し、支援していくことが重要であることも確認した。

本児が中学進学後も、関係機関との連携を継続していき、本児への適切な支援を行っていくことで共通理解を図った。

【事例 3】⑩ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：派遣型（該当するもの以外を削除すること。）>

母に障害があり、そのお世話や家事全般をしている生徒がいると学校から相談がある。

詳しく話を聞くと、父は単身赴任中のため母子で生活しており、子どもや近くに住む親族が母のお世話や家事をしているということであった。また、親族が関係機関の介入を拒否しているため母に支援機関が関わっておらず、子どもに負担がかかっているということであった。

学校から児童相談所へ通告してもらい、複数の関係機関で集まって個別ケース検討会議をおこなった。それぞれが持っている情報を共有し、見立ての共有と今後の関係機関の役割分担をおこなった。

随時、子どもの支援機関、親の支援機関それぞれオンラインなどを使いながら情報を共有し支援を進めて行った。大きな変化があった時などは個別ケース検討会議をおこなった。

子どもへの支援としては、学校や SC が本人と話をする時間を持ち、しんどい思いや家庭の変化について聞いていった。学校で配慮できる部分については、本人に確認を取りながら負担が軽くなるようにしていった。

その後、母へ支援機関が関わるようになり、子どもへの負担が減ってくる。また、単身赴任の父が家に帰って来て、父と関係機関が話しながら支援を進めていくことができた。

【事例 4】⑬オンラインカウンセリングのための活用事例<SSWの配置形態：派遣型（該当するもの以外を削除すること。）>

上記【事例 3】にてオンラインを活用して関係機関が支援のための情報共有及び協議を行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・毎週 SSW が児童の様子を観察したり、担任と情報を共有したりすることで、些細な変化を意識的に見取ろうとする雰囲気醸成された。
- ・保護者との関わり方において、保護者が抱える困り感や子どもに対する希望、期待を聞こうとする担任が増えた。学校と家庭が協同して子どもを支えていこうとする方針が保護者にも伝わるようになってきた。
- ・SSW が週 1 の勤務（前年度は月 1 程度）になったことで、より学校や職員、児童の様子を知ることができた。また、勤務日にはコーディネーターや養護教諭と情報共有の時間を作り、児童や家庭、学校の課題について密に連携を取ることができた。
- ・SSW 担当コーディネーターのみならず、養護教諭や教育相談コーディネーター、SC とも密に連携を図ったことで校内の教育相談体制が充実したものになった。
- ・個別の事案について、SSW の立場や知見から助言や見立てをもらえたことで、新たな視点で支援を検討することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ケースに関するアセスメント及びプランニングを充実させ、課題の解決に向けて対応を進めていくこと。

<課題の原因>

- ・配置型SSWの勤務日数（時数）が限られていること。
- ・SSW自身の経験や対応実績が少ないこと。
- ・教職員のアセスメントの重要性の理解が不足している。

<解決に向け実施した取組>

- ・教員とSSWの接点を増やすとともに事案にしっかりと向き合えるように、配置校での勤務を週1日と手厚くした。
- ・配置校の管理職やSSW担当コーディネーター、教員の理解を促すよう、配置校においてSVを実施した。
- ・グループでのSVを実施し、事例検討を行うことで事例に触れる機会を増やした。
- ・学校に持ちかける形で、派遣型SSWを派遣してのケース会議をもった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ケース会議の実施そのものが少ないこと。
- ・ケース会議後の支援の結果を検証する機会がない。

<課題の原因>

- ・ケース会議に対する理解不足。
- ・効果的なケース会議のモデルや効率的にケース会議を行うためのツール等がないため、会議に時間がかかることや、結局は担任や主たる担当者任せになってしまうことなど、ケース会議に対する否定的な意見が見られる。

<解決に向けた取組>

- ・ケース会議のモデルを示すとともに、効果的なツールについて学校に提示する。
- ・ケース会議をテーマとして研修会を実施する。
- ・学校に働きかけ、事案に対して継続的にケース会議を実施する。（PDCAサイクルで支援を回していく。）

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラーなど、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関とのネットワーク構築・連携・調整を行い、諸問題の解決に向けた支援を行う。
- ・学校内における支援体制構築のサポートや、教職員向けにスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の視点を取り入れた研修活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和2年度より9名が採用され、市内の全中学校区（18校区）に配置。
- ・一人につき2中学校区を担当し、校区内の小学校も支援対象である。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 9名
- ・資格 社会福祉士6名、精神保健福祉士4名、その他社会福祉に関する資格1名、教員免許2名、心理に関する資格2名
- ・勤務形態 拠点校型（中学校18校 小学校51校） 2中学校区を担当し年60日 1日6時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

市独自のガイドラインを策定。活用事業体制、スクールソーシャルワークの視点、業務内容、配置校からの効果的な取り組み事例の紹介。年度当初に各中学校へ配付また必要に応じて担当者とSSWが訪問し、学校長に説明等を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SSWに関するパンフレットの配布とともに、教職員向けの「不登校支援のための研修」や「虐待防止に関する研修」及び「ヤングケアラーの理解に関する研修」をSSWが行う等の活動を通して、理解促進を図っている。
- ・小、中学校長会において、随時SSWの活動について報告や連絡を行っている。
- ・管理職を対象に、年に1回「SSW連絡協議会」を開催し、SV（臨床心理士）よりSSWの有効な活用や効果的なスクールソーシャルワークについての助言・指導により教育と福祉の相互理解を図っている

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・和歌山市SSW9名及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SV（大学教授・臨床心理士）を招いての連絡協議会（年2回）
- ・SV（臨床心理士）を招いての事例研修会（年4回）
- ・SV（大学教授等）を招き、スキル向上目的の研修会（年2回）

(3) 研修内容

- ・現場の教職員や市福祉職員とともに、今年度の成果と課題をもとに、次年度への有効な活用について協議し、大学教授より効果的なスクールソーシャルワークについての助言と指導をもらう。
- ・家庭環境に課題の多い児童生徒や保護者への支援方法について、S V（臨床心理士）にアセスメントの方法やプランニング、振り返りなど継続的な支援の在り方の助言・指導をもらう事例研修（ヤングケアラーに関する内容を含む）。
- ・事例をもとに課題の大きい家庭への適切な支援方法について協議しS V（大学教授等）から助言をもらうスキル向上目的の研修（貧困・虐待に関する報告を含む）。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・S Vによる中学校管理職へのスクールソーシャルワークの普及とSSWのより良い活用方法について助言いただく機会を

設けることで現場での理解が深まり、定着しつつある。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・**無**） 設置はしていないが、講師として招き、研修及び事例検討を行った。

○活用方法 年間を通して関わっていただける方に依頼し、必要に応じて相談等を行った。

(6) 課題

長期化する不登校児童生徒への支援ではSSWが直接関わるケースが増加し、他機関多職種連携等支援の在り方も多様化するに伴い、勤務時間や勤務状況をより活動しやすくする環境整備が必要である。また勤務形態上他のSSWとの交流が少ない現状もあり、資質向上のために連絡協議会やS Vを講師に招き事例検討を含めた指導・助言をいただく研修の機会を増やす等が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】虐待・貧困対策ための活用事例（家庭環境の問題、福祉関係の連携①貧困②児童虐待）

不登校支援のための活用事例（④不登校⑧学習不安・心身の健康に関する問題）＜拠点校配置虐待対策の重点配置＞

○問題の概要

父親から母親への面前DVによる心理的虐待。父親が家計へ収入を入れない為の貧困。

○介入した経緯

担任より保護者対応についてどうしたら良いかとSSWへ相談を受ける。

○家庭の状況

父親から母親へ昼夜問わずの暴言、要求。ほとんどの家計は母親のパートの収入でやりくりを行い、金銭的にも大変な状況。母親自身は父親からのDVで精神的に疲弊している状態。本児は精神的にも幼く、学力も低い。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

担任から困りごとを一緒に整理する人といった形で母親とつないでもらう。

母親と月1回～2回定期的に面談を行い、母親から現在の家庭の状況、母親の精神的な状態などを聞き取る。その際に父親から母親への暴言を子どもの前でもしているの聞き、面前DVにあたるので、子どもへの精神的フォローするためにSCを受けるように勧める。母親には女性相談所へ相談すること、また心理的虐待もあるので、児童相談所、子ども支援センターへ報告することを母親へ伝える。その後、子ども支援センターと共に母親の面談を行う。

○経過・改善状況

今後のことについて、どのようにしていけばいいか、母親と一つ一つ確認し支援を行う。父親と別居できる見通しが立ったので、今度は本児の事について話をする。心理検査と医療機関を紹介し、本児の得意・不得意なところを知り、本児への支援や対応について考えて欲しいと母親に伝える。

【事例2】支援キーワード貧困対策ための活用事例 貧困とそれがもたらす親子への影響

①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）＜拠点校配置貧困対策の重点配置＞

○問題の概要

一人親（母）家庭、一人っ子、母病気療養と精神不安定あり未就労、近居の母方実家援助があり、実家ともども生活保護受給。本児の特性（診断なし）による対人関係のトラブルがあり、小学校中学年から登校不安定でSSWが関与し、中学入学後も支援を継続していた。中学入学後は月数回の登校、諸費納入遅延、行事費等が払えぬ苛立ちを母が学校に表出し、すべて子に話してしまうことで本児が気を遣い、自分の想いを言い出せない家庭環境だった。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

SSWは定期訪問し、学校と家庭の通訳的な役割および、母子の仲介役として面談の中で本児の感情表出をできるよう支援した。また生活保護担当ワーカーと連携し、情報共有と支援方針のすり合わせを行い、本児自身が中学卒業後自立に向けていけるよう打ち合わせた。校内においては、誤解されがちな親の状況に対し、親の成育歴等の背景を担任に伝え家庭理解を深めることに努めた。

○経過・改善状況

不登校状況は改善しにくい現状ではあるが、担任は家庭の背景を理解したうえで、母子に寄り添い新学年のかかわりを開始している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・令和2年度より市内全中学校区に配置できたこと、またSSWが積極的に教職員への関わりを展開することで、理解と活用が進みつつある。
- ・総支援件数は令和3年度569件→令和4年度741件と30%増加している。
- ・総支援件数の内、他機関とつながった件数は令和3年度121件→令和4年度161件と33%増加している。
- ・多岐にわたるニーズが高まる中で他機関連携を進めることで、児童生徒を支援するネットワークの構築ができつつある。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・小学校への支援体制の強化とSSW理解の促進
- ・SSWの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保及びSSW資質向上のための研修機会等の確保

＜課題の原因＞

- ・SSWの業務内容や活用方法について周知が不十分であり、活用できない。
- ・多様化する支援内容について、人材の不足と支援に有する時間の確保が難しい。
- ・勤務形態上SSW同士の交流機会が少なく、ケースに対する他の意見を聞く機会が少ないことも資質向上につながりにくい原因である。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ガイドラインによる教職員に向けてのSSW業務内容及び活用についての周知理解に努める。
- ・SSWの活動状況や支援内容、成果報告により本事業の「見える化」を図り、SSWが活動しやすい環境整備を進める。
- ・SSWの連絡協議会や研修の機会を確保していく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保

- ・ S S Wの役割について、校内で周知されるよう研修事業を積極的に展開
- ・ 他機関との連携を推進するため、SSW の活用に関する研修の充実
- ・ S S W同士の情報共有やアセスメントシート、スクリーニングシートの活用の推進

<課題の原因>

- ・ 多様化する支援内容について、人材が不足しており支援に有する時間の確保が難しい。
- ・ S S Wの業務についての理解が行き届いておらず活用しづらい。
- ・ S S W同士の情報交換の場が少なく、各種シートの活用の仕方を共有したりや各々の実践から学んだりすることが難いため
資質能力の向上につながりにくい。

<解決に向けた取組>

- ・ S S Wのガイドラインを配布し、教職員や関係機関に向けてS S W業務内容の周知理解に努める。
- ・ S S Wについての研修を進め、校内での活用を進める。
- ・ 教職員をはじめ、S S W、他機関を交えた研修を行い、S S Wの活動状況や支援内容、また成果報告等を発表することで本
事業の「見える化」を図り、S S Wが活動しやすい環境の整備を進める。
- ・ S S W同士の交流機会を増やし、積極的に意見交換のできる場を作る。

鳥取市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の諸問題に対し、学校が教育と福祉に係る諸機関と連携しながら児童生徒やその保護者に効果的な支援を行うことができるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が諸条件の環境調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和2年度より配置人数を8名とし、そのうち1名は統括SSWとして庶務に当たる。
- ・SSW8人で市立各中・義務教育学校区を分担して担当し、年次計画で勤務時間数を増やしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

[配置人数] 8名（1名につき2～3中学校区及び義務教育学校を担当）

[資格] 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、元警察官

[勤務形態] 統括SSWは週30時間、他の7名は週15時間勤務（学校のニーズに合わせて巡回訪問）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（無）

○ガイドラインの内容、周知方法

鳥取県教育委員会の「教育相談体制充実のための手引き」、「ケース会議マニュアル」にあるSSWの職務内容と連携の在り方をもとに、管理職や教育相談コーディネーターに対して周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

①については、教育行政懇談会や校長会連絡等で周知を行った。また、SSWが担当する各中・義務教育学校区への巡回訪問を行い、年度初めの訪問でSSWの職務内容を説明したり、定例会議や支援会議に参加したりすることで、教職員への周知を図った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ①市教委配置のSSW・担当指導主事 ②県内SSW

（2）研修回数（頻度）

- ①市教委内研修（計17回） ②県教委主催研修（年3回） ③福祉機関等主催研修（希望者のみ）

（3）研修内容

①毎月の市内全体の不登校等の情報共有と学校巡回訪問の状況確認、ケース検討、フリースクール等への現地視察研修、こども家庭相談センター（家庭・女性相談員の役割の理解）との連携のあり方 等

②スクールソーシャルワーカーの職務の理解、個人情報保護と効果的なケース会議のあり方、包括的アセスメントからはじまる支援のデザイン、ヤングケアラーの実態と支援 等

（4）特に効果のあった研修内容

①では毎月、SSWが関わっている具体的な事例をもとに検討を行った。具体的なケースの概要を確認し、支援の方向性について、それぞれの資格や経験をもとに協議することでSSWの資質向上につながった。また、SSW自身が地域資源や福祉サービス等を知ることが学校への早期への情報提供につながることから現地研修等はその後のケース相談等に活かすことにつながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (無)

(6) 課題

困り感のある児童生徒の支援ニーズが多様かつ多岐にわたることから、学校訪問や関係機関との情報共有、連絡調整を行うことによりかなりの時間を要し、新任SSWに対する研修が十分でなく、勤務時間内で研修を充実させるだけの時間の確保が難しい状況にある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例(④不登校) <巡回型>

○教育支援センターでSSWが直接、面談等を通して該当児童生徒と関係を築き、支援を行ったケース

小学校時に不登校であったが、中学校入学をきっかけに本児が高校進学を実現したいという思いから、地域での居場所、教育支援センターをそれぞれ活用しながら学校へ登校することになった。本市の教育支援センターでは、不登校及びその傾向がある児童生徒へ社会的自立に向けた生活、学習の支援を行っている。SSWは本教育支援センターが勤務場所であり、この教育支援センターに通う本児に対して、関係ができるように声かけを行い、面談を行うことができるようになった。定期的に学校をはじめ、本児に関わる関係者で会議をもちながら、面談の中で把握した本児の支援ニーズをタイムリーに共有し、支援にあたっている。現在は学校、地域での居場所、教育支援センターに継続して通うことができ、登校するサイクルができつつある。

【事例2】家庭への働きを行った活用事例(①貧困問題 ②児童虐待) <巡回型>

○SSWが保護者面談を行い、家庭内への働きかけを行ったケース

養育の困難さにより、本児は認められ感が低く、そのため学習等に意欲的に取り組めない状況であった。そして、母は仕事から帰宅する時間が遅いため、本児は自宅で長時間、動画視聴をするなどして夜遅くまで起きていた。そのため、朝はなかなか起床できず、朝食も食べることができないままの登校になり、家族から叱られることが増えていた。そのような状況を学校からSSWに相談があり、母と同居している家族と直接面談を行うことになった。家族の困り感を聞きながら、本児のできていないことを叱るのではなく、できたことを評価していくこと、家族内での役割分担を明確にすることなどを提案した。また、本児ができたことを視覚化することも提案し、取組を続けていく中で、学校だけでなく、SSWからも本児や家族への賞賛を行うことを繰り返した。その結果、家庭において本児のできたことに焦点化され、本児は同居している家族からも認められることが多くなり、本児自らが生活リズムを正して、学校生活を意欲的に取り組む姿も見られ始めた。現在は学校とSSWが定期的に情報共有を行い、継続して見守りを行っている。

【事例3】ヤングケアラーに対する活用事例(④不登校 ⑩ヤングケアラー) <巡回型>

○家事の中心を担う生徒に対して、学校や関係機関等と連携して支援を行ったケース

本児は不登校傾向であり、スクールカウンセラーとの面談にて家庭における家事の中心を担っていることが分かった。家族に障がいがあるため、本児は家庭の中で自分の置かれた立場は家事を中心に担うことであると感じており、進学に対しても前向きではなかった。このような状況から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と情報共有しながら、本児と家庭への支援を検討した。支援策を進めるために本児とSSWが直接、面談を実施し、その支援ニーズを確認した。本児は進学について迷いもあったが、まずは学習する時間を確保するため、福祉部局からの配食サービスを提案したり、地域での居場所を紹介したりした。その結果、不登校傾向は続いたものの、学習環境を整えることができつつあり、家族以外の人との関わりもでき、自ら受験勉強をしたいというまでになった。

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S Wが校区担当を巡回訪問することが定着し、市立全小・中・義務教育学校において、S S Wの職務の理解が進みつつある。校内ケース会議等でより効果的な支援についてコーディネートしながら、関係機関とのつなぎや保護者、児童生徒面談が実現するケースも増えてきた。また、学校からS S Wを児童生徒や保護者へ紹介する機会も増えてきている。そのことからS S W 8人で年間の学校訪問は888回、関係機関等への訪問が135回、保護者面談は40件になった。特に保護者面談については令和3年度より2倍に増え、そのニーズも増えてきている。学校で定期的に開催される不登校等の支援会議、スクリーニング会議等への参加要請も増え、情報共有を行いながら関係機関との連携に努め、校内の支援体制や相談体制の構築に関わることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

不登校をはじめ、困り感をもつ該当児童生徒個々の背景が多様であり、支援ニーズも多岐に渡るため、S S Wの専門性が求められることが多くなっているが、現体制では限定したケースにしか対応できない状況である。

<課題の原因>

- ・ S S Wの配置人数、勤務時間が限られていること
- ・ 地域人材や資源の把握とその活用ができていないこと

<解決に向け実施した取組>

- ・ 統括S S Wが各S S Wの事務的な業務の負担と連絡調整を行い、学校等への訪問時間を確保できるようにした。
- ・ 地域資源や本県、本市で行っている福祉サービス等を知るために、現地研修や関係機関を招聘しての研修を計画的に組み、S S Wの資質向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校をはじめ、困り感をもつ該当児童生徒個々の背景が多様であり、支援ニーズも多岐に渡るため、S S Wの専門性が求められることが多くなっているが、地域資源の情報を収集したり、現地研修をしたりする時間の確保が難しい。また、S S Wの職務について、教職員はもちろん、児童生徒や保護者に周知を図り、S S Wの活用をより推進していくことへの必要性も感じる。

<課題の原因>

- ・ S S Wの児童生徒や保護者への周知が十分でないこと
- ・ S S Wの配置人数、勤務時間が限られていること
- ・ 地域人材や資源の把握とその活用ができていないこと

<解決に向けた取組>

- ・ S S W 8名の校区担当を年度初めの早い段階で学校に周知し、各学校での周知の仕方の好事例を紹介したり、初回の学校への巡回訪問でS S Wの職務について管理職へ説明したりする。
- ・ 福祉部局をはじめ、他の部局との更なる連携強化を図り、これまで知り得ている地域資源について現地研修等を行いながら再確認し、各地域で活用できる資源について情報を集める。
- ・ 毎月、ケース検討を行いながら様々なケースやその支援方法、地域資源を知る機会を作る。
- ・ 担当校区のS S Wだけでなく、複数のS S Wで支援策の検討や、指導主事との作戦会議の充実を図る。

松江市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動をはじめとする生徒指導上の課題のある学校にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、家庭支援を行ったり福祉関係の相談機関等につないだりして児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図っていくことで、生徒指導上の課題の改善をすすめる。
- ・SSWがもつ社会福祉等の専門的な知識・技能を学校現場にも取り入れることで教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、全ての児童生徒の健全育成に向けた指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・拠点とする中学校区で支援にあたる拠点校型SSWと、学校長からの要請を受け、必要なケースに対して派遣する派遣型SSWの配置体制をとっている。拠点校型SSWを派遣型SSWとして派遣することも可能。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 合計11名（拠点校型：7中学校区に各1名、派遣型：4名）

資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状等

勤務形態 拠点校型：年間180時間、派遣型：1回2時間程度

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・事業の趣旨、配置、委嘱、職務内容、勤務形態、謝金等についてまとめたガイドラインを作成している。
- ・年度当初に拠点校型SSW配置校の担当者に対し、事業説明を行った。
- ・校長会や教頭会、生徒指導主任主事連絡会等において事業説明を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校型配置中学校の担当者に対し、教職員の理解促進に向けた研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・松江市委嘱のSSW、拠点校型SSW配置校の担当者、松江市教育委員会生徒指導推進室員

（2）研修回数（頻度）

- ・松江市主催のSSW活用事業に係る連絡協議会（1回）及び研修会（3回）を実施
- ・島根県主催のSSW研修会（任意参加）
- ・他機関主催のSSWに関連する研修会（任意参加）

（3）研修内容

- ・SSWと学校担当者の連携による効果的な事業運営について
- ・SSW同士の連携、他機関との連携について
- ・重点配置に係る取組について
- ・ソーシャルワークの展開について
- ・ヤングケアラーについて
- ・事例検討
- ・SSWの活動の振り返り

（4）特に効果のあった研修内容

- ・島根県SVを招聘しての研修：SSWの役割やSSW同士の協力体制の構築、他機関等との連携の仕方等について事例検討も含めて研修いただき、今後の実践に活用できる研修となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）・無）

○活用方法

(6) 課題

- ・配置中学校区内の小学校におけるより効果的なS S Wの活用
- ・他機関との連携を含めた研修及び連絡協議会の在り方、ならびに事例検討や講義、演習を通じてS S Wのスキルの向上をめざした研修内容の検討
- ・スーパーバイザーの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困及び虐待の環境にある生徒のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜S S Wの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

- ・生活保護家庭で経済的に苦しい家庭で生活する生徒にS S Wが関わった。本児は父親から暴力を受けていたり、母親の精神疾患によるネグレクトの状態であったりするなど、虐待ケースでもあった。
- ・学校はS S Wを含めたケース会議を開催。児童相談所や市福祉部局とも連携し、家庭の状況改善を図った。また、本児に対しては担任とS S Wが連携して家庭訪問等を行った。
- ・支援の結果、本児の気持ちが安定し、部活動への参加が可能になるなど状況の改善につながった。

【事例2】保護者と不和である生徒のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜S S Wの配置形態：拠点校型（児童虐待の重点配置）＞

- ・家庭内で保護者と良好な関係が築けないことにより精神的に不安定になり、登校しにくくなっている生徒に対し、S S Wが対応した。
- ・S S Wは学校との情報連携を密に行い、教職員とS S Wで支援の方向性と役割分担を決めた。S S Wは本児及び両親と繰り返し面談等を行い、互いの思いを間に入れて整理、調整した。
- ・S S Wの助言により、両親の本児への関わり方に変化が生まれ、関係性が改善された。本児は安定して登校できるようになった。

【事例3】「⑨性的な被害」、「⑩ヤングケアラー」について 該当事例なし

【事例4】校内外で問題行動を繰り返す児童のための活用事例（⑫教職員とS S W等の役割分担）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

- ・校内外で問題行動の見られる児童に対し、S S Wが対応した。父親は母親に養育を任せる傾向があり、母親が本児を指導するため、母子関係も良好とは言えない状態であった。また、本児は教職員に対して反抗的であり、学校は対応に苦慮していた。
- ・校内ケース会議により、S S Wと教職員の役割や今後の対応を確認した。S S Wは家庭の養育環境を調整するために本児と両親に関わり、学校は本児が登校した際の見守り体制等を整えた。
- ・S S Wのはたらきかけにより父親も養育に関わるようになり、家庭の環境も改善。本児は安定し、落ち着いて学校生活を送れるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童虐待のケースにおいて、関係機関との連携や家庭訪問等による支援を行うS S Wの役割は大きく、好転率は50%であった。
- ・市教育委員会主催のサポート会議や、要対協及び校内のケース会議にS S Wが参加し、教職員や関係機関等と連携した取組を進めることができた。
- ・困り感を抱える保護者や学校にとって、S S Wが精神的な支えとなった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・S S Wの役割及び活用についてのさらなる周知。

- ・配置体系も含めた、より効果的なS S W活用方針の検討。

<課題の原因>

- ・S S Wの役割及び活用についての周知が学校に対して十分にできていない。
- ・児童生徒の抱える課題が複雑化する中で、市としてS S Wの効果的な活用について再検討する必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・S S W及び配置中学校の担当者を対象に、S S W活用事業について校内で周知を図るための研修を行った。
- ・S S W同士や学校担当者同士の意見交流の場を増やした。また、担当指導主事による学校訪問やS S Wとの面談を実施し、S S W活用の実態や学校のニーズの把握に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・配置中学校区内の小学校におけるより効果的なS S Wの活用。
- ・S S W活用事業のさらなる拡充。

<課題の原因>

- ・配置中学校区内の小学校担当者に対してS S Wの周知が十分にできていない。
- ・支援ケースの増加に対し、効果的にS S Wが対応するための財源確保及び人材確保の必要性がある。

<解決に向けた取組>

- ・これまで対象としていなかった小学校担当者を連絡協議会の参加対象とし、本活用事業についての周知及び理解を進める。また、勤務のとりまとめを行う配置中学校の担当者に対し、小学校での活用についてより配意してもらおうよう研修等で伝えていく。
- ・社会福祉士会等との連携を深める。

呉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育や福祉に関する専門的知識・技能や経験を有する者を学校等に派遣し、様々な課題を抱えている児童生徒、家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、生徒指導上の諸課題の解決を図る。
- 業務内容
 - ・生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
 - ・支援に当たっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・支援における学校内のチーム体制の構築・支援
 - ・保護者の相談対応、教職員に対する助言、その他必要な情報提供や支援
 - ・教職員等の研修活動への参画

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会に配置し、学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、又は関係機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3人
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員免許状 等
- ・勤務形態 学校からの申請による派遣型
- ・勤務時間 488時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度当初に市内に全小中学校に「呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業について」を通知し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導部会での事業の周知や、学校連携の際に、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用する旨や事業説明等をしている。

（5）オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー3名、教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- 事例研修会（月1～2回）
- 市の関係機関との情報交換会

（3）研修内容

- 個別の事例についての検討及び情報交換
- 支援についての、効果的な方法や関係機関等の情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討会において、関わっている事案についてより良い支援の方法の検討
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - S Vの設置 (有・**無**)
 - 活用方法 なし
- (6) 課題
 - 市の関係機関等との定期的な情報交換会や事例検討を行う必要がある。
 - 今後、さらに厳しい家庭環境を抱える児童生徒への対応が考えられるため、情報収集に努め、様々な支援策の情報交換を行い、資質の向上に向けた研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害のための活用事例（⑧発達障害に関する問題）＜派遣型＞

（ケース概要）

一斉授業の中で授業内容を理解することは難しい。放課後の個別指導等での支援も難しく、担任は悩んでいる状況だった。そのような状況の中で保護者に対し、特別支援学級への入級を勧めていたが、保護者の気持ちはかたくなだった。しかし、母親が、学校以外の専門家（SSW）から話を聞けるという制度があることを知り、是非活用したいと言ってきたため、母親から直接話を聞いた。保護者の認識と子供の実態のずれをふまえ、学校としてもSSWの適切なアドバイスを受けたいと思い派遣を希望した。

（支援内容）

SSWが相談を受けて、その後、関係諸機関を集めて（ソーシャルワーカーが調整）ケース会議を年2回程度開催する等支援を行っている。支援の内容等についても保護者の了解を得ながら個別対応している。

（支援経過）

これからも専門家のアドバイスを受けながら、できうる範囲での支援を行っていきたいと考えている。

【事例2】不登校のための活用事例（⑧発達障害に関する問題）＜派遣型＞

（ケース概要）

自分の身体を守る服薬の自立が肝心だが、自分できちんと飲むことができないでいるため、今後の課題として学校でも関係機関と連携をしながら、支援を進めている。また中学校3年生になり、保護者をはじめ支援者も進路先のことで気をもんでいた。本人の病状が回復しないため、見通しをもつことも難しい状況だった。

（支援内容）

担任とSSWが連携を取り、保護者の思いや本人の思いを丁寧に確認しながら、進路に向けた取り組みを少しずつ進めていった。さらに、療育手帳の申請に向け、SSWが受診に付き添ったり、細かなところに気を配ったり支援を行った。その結果、療育手帳を取得することができた。さらに、本人の意思決定によって進学を決めることができた。これは、SSWや関係機関が、その家族の生活支援を自分事として関わり、学校だけでなく、SSWや関係機関が親子に寄り添って支援を行った成果である。

【事例3】「性的な被害」又は「ヤングケアラー」についての活用事例はなし。

【事例4】「民間団体（NPO法人等）との連携」、「教職員とSSW等の役割分担」、「オンラインカウンセリング」についての活用事例はなし。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校が抱えていた課題について、スクールソーシャルワーカーからの専門的なアドバイスや関係機関の紹介や連携により、解決に向けての取り組み方の方向性が見えるようになり、医療・福祉関係等への相談がしやすくなった。
- 職員会議やケース会議等に参加し、教員やスクールカウンセラー、関係機関職員等との協議をすることで、チームとしての取組を進めることができた。
- スクールソーシャルワーカーと保護者が直接話をすることで、保護者の不安軽減につながり、家庭での安定につながり、児童生徒の落ち着いた生活へつながった。
- 支援が必要な家庭や児童生徒への関わりが増えることで、早期に改善や解決につながった。

派遣学校数 23校（小学校 12校，中学校 11校，対象児童生徒数 62名，57家庭）

解決 A	少しでも好転が見られた		支援中 F
	児童生徒について BC	家庭環境について DE	
46.8%	45.2%		8.0%
	9.7%	35.5%	

- A 解決 B 支援中であるが好転（児童生徒の学校生活が落ち着いた）
 C 支援中であるが好転（児童生徒の登校日数が増えた）
 D 支援中であるが好転（関係機関と連携できた）
 E 支援中であるが好転（保護者と連携できるようになった） F 支援中

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用と周知徹底

<課題の原因>

- ・学校における当該家庭の課題や実態の把握とスクールソーシャルワーカーの的確な派遣方法
- ・専門職として様々なケースに対応できるチームとしての技量

<解決に向け実施した取組>

- ・派遣拡充のための人材・財源の確保
- ・事例検討等を含めた技量向上のための研修会の内容の検討

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用と周知徹底

<課題の原因>

- ・学校における当該家庭や児童生徒への支援において、課題や実態把握の希薄
- ・スクールソーシャルワーカー事業や業務内容の理解不足等

<解決に向けた取組>

- ・学校のケース会議や支援会議への派遣等を行い、スクールソーシャルワーカーの役割について理解する機会を増やす。
- ・校長会や教頭会等で、スクールソーシャルワーカーの活用事例等について周知し、理解を図る。

下関市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。（派遣型）加えて、R4年度から1つの中学校区を指定し、SSWを配置した。（配置型）なお、中学校区の指定にあたっては、不登校児童生徒の発現率や学校規模等、総合的に判断した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

派遣・配置人数 …… 7人

資格 …… 社会福祉士2人、精神保健福祉士2人、教員免許2人、心理に関する資格2人、相談業務等に長期従事した者2人（複数資格保持者3名）

勤務形態 【派遣型】 校長からの派遣要請に応じて勤務（年間500時間、390日）

【配置型】 中学校区（1中学校・2小学校）に配置（年間100時間、66日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

趣旨、実施内容等を記載した「下関市SSW活用事業実施要項」と活用方法等を記載した「SSWのリーフレット（周知用）」を学校に配付し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談担当教員対象の研修会の中で、SSWの役割、関係機関へのつなぎ等の連携について理解を促すと共に、具体的な支援の実践を例に、基本情報の整理と課題の洗い出し、支援方針の決定といったアセスメントの要点を押さえることで、教職員の支援の質の向上を図った。

不登校や虐待が疑われる事案等について、市教委が学校訪問時にSSW活用の有用性を紹介し、SSW派遣にむけた検討を行った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

・SSW、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

・月に1回（1時間30分程度）

（3）研修内容

・ケースについての対応研修（BPSモデルの活用）

- ・県S Vによる研修（ループリック資質向上評価）
- ・市教委主催の生徒指導及び教育相談担当研修会への参加（いじめ対応、虐待（性的虐待）、ヤングケアラー）
- ・ヤングケアラー研修
- ・スクリーニング活用の研修
- ・子ども食堂やひきこもり対策事業等の他機関の情報の共有
- ・他機関が主催するSSWスキルアップ研修の案内

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ケース対応についての研修において、B P Sモデルを活用したことで、支援対象者の基本情報と見取りを整理しながら、必要な支援の方向性を見出すことの重要性を確認し、すぐさま実践に活かしたことは有効であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

○活用方法

（６）課題

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、SSWが全員参加する研修会の実施回数を複数回中止にせざるを得なかったり、SSWが学校のいじめ防止対策委員会、校内支援会議に参加し、ケース検討を行う時間が減少したりした。
- ・SSWが、別の職業を兼ねているため、日程調整がうまくいかず、研修会への参加が難しいことがある。
- ・SSWの実践経験に差があるため、実践力の高いSSWに学校からの派遣要請が偏ってしまう。このため、専門性向上研修を通じて、実践力を高めたり、平準化したりするようにしている。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】児童虐待のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜拠点校型＞

- 家族構成：長男（10歳・本人A）、長女（9歳）、次女（7歳）、次男（4歳）、母親
- 家庭の状況：父親から母親へのDVが原因で離婚し、母子家庭である。離婚に伴い、市内のB小学校より、C小学校へ転入した。元父親からの養育費はなく、経済的な不安がある。子どもたち（特にA）は男性の大声を聞くと、父親の暴力、暴言を思い出し不安定になる。
- 本人の状況：SSWの支援以前は、登校意欲が低下し、欠席数が増加傾向にあった。加えて、「学校に行きたくない。家にもいたくない。」と担任に訴えており、精神的にかなり不安定な状況にあることを母親も学校も心配していた。
- SSWの活用の効果

SSWがAと母親との面談を重ね、信頼関係を構築した。その後、母親には弁護士を紹介したり、就学援助申請の仕方を教えたりしながら、経済面での不安を取り除いていった。また、Aとの面談によって、母親がAに対して下の子たちに対する父親としての役割を過度に求めていることが分かり、Aと母親との関係改善を支援した。Aの母親は、SSWに全幅の信頼を置いており、継続的に相談しながら、家庭状況の改善を図った。

支援後、Aは安定して登校できるようになり、家庭の経済面も安定した。その後も、SSWは定期的に状況確認をしている。

【事例２】不登校のための活用事例（④不登校）＜派遣型＞

- 家族構成：次女（12歳・本人A）、長女（14歳）、父親、母親

- 家庭の状況：共働き家庭であり、父親は夜勤、母親は病院で看護師として勤務している。両親が家を空けることが多い。経済面や家庭内不和等の問題は無い。
- 本人の状況：小学校4年生より、急激に欠席数が増加し完全不登校となった。当時の担任、生徒指導主任が中心となって、Aや母親との面談を重ねつつ、子育て支援施設やSC、医療機関につないだ。医療機関よりAが社会不安障害と診断され、学校からの登校刺激はAの状況改善につながらないことが判明し、学校は母親との定期的な面談を継続しながらAへの支援を模索していた。Aが6年生に進級すると同時に、学校は中学校への進学の話題を接点としてSSWにつないだ。
- SSWの活用の効果

SSWがA宅への家庭訪問、Aや両親との面談、学校との情報共有と支援方法の助言を継続的に行ったことで、Aに学校への安心感が生まれ少しずつ登校できるようになった。中学校に進学後も、欠席は多少あるものの、登校することができている。Aも両親もSSWに信頼を置いており、今現在も継続的につながりながら支援を続けている。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校への支援（小学校20校、中学校21校、高等学校1校 合計42校）
- ・支援対象児童生徒数（小学生30人、中学生23人、高校生2人 合計55人）
- ・派遣・配置日数および時間（456日、600時間）
- ・17ケースにおいて事態が解消された。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・専門性の高いSSWの人材を確保すること。
- ・多様化、複雑化する課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

<課題の原因>

- ・貧困等の家庭問題、ゲーム依存や、SNSを利用したネットトラブル等の新たな生徒指導上の問題など、課題が多様化・複雑化している。多様な支援体制、支援方法を確立するには、より一層のSSWのスキルアップが必要である。

<解決に向け実施した取組>

- ・1つの事案について複数のSSWで討議し、適した支援方法を検討することで、SSWのスキルアップにつながった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・増加する不登校児童生徒及びその家庭が抱える課題に対応できるSSWの資質向上を図る。

<課題の原因>

- ・不登校の要因は、多様化・複雑化している。不登校の未然防止、早期対応のために、スクリーニング、アセスメントおよび支援方法を確立するためのスキルアップが必要である。

<解決に向けた取組>

- ・毎月1回開催しているSSWの研修会の中で、スクリーニング、BPSモデルを活用したアセスメントについての研修を行う。
- ・SSWが学校の支援会議に参加しスクリーニングを行うことで、家庭における不登校の未然防止、早期対応につなげる。加えて、教職員のアセスメントの質を向上させ、支援が必要な児童生徒に確実に支援を行えるようにする。
- ・SSWを2人1組で派遣することで支援の質を担保しつつ、実践経験の浅いSSWの実践力を高めることができるようにする。

高松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wの社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

高松市立全中学校にS S Wを配置している。また、中学校区の小学校からS S Wの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているS S Wを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 15名

〔資格〕 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、臨床心理士、介護支援専門員、産業カウンセラー、教育カウンセラー、児童福祉司任用資格、保育士、公認心理師

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

S S Wは、配置された中学校及び派遣された小学校において、児童生徒及び保護者への支援や、教職員から求められる内容に応じた教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。これらについては、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市S S W配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校における教育相談体制の充実を図るため、S S W連絡協議会を開催し、講話やグループ協議を行った。また、定期的に行われる市教育委員会主催の管理職研修会や生徒指導主事・教育相談担当者研修会等において、S S Wの役割や活用方法を繰り返し周知した。さらに、S S Wの業務内容や相談方法等について、教職員や児童生徒及びその保護者に広く周知するため、「高松市スクールソーシャルワーカーパンフレット」を作成し、各高松市立小・中学校に配布した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象 高松市S S W（15名）

（2）研修回数（頻度） 年間6回（新型コロナウイルス感染症拡大防止のための中止が2回）

（3）研修内容 活動状況の報告、事例研究、情報交換、関係機関との情報交換・協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。S S Wは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していても、ケースに応じた的確な支援活動を推進するために、学校や地域の実態についての理解を深めておくことが重要である。S S Wとしての心構えや、教職員や生徒、保護者とのコミュニケーションの取り方の工夫、効果的な支援が展開できた事例や課題の残った事例などを共有することで、S S Wとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

- ・市単独でのスーパーバイザーの設置及び研修体制の整備、研修プログラムの充実。
- ・SSWの増配置に向けた人材の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障がいがある生徒に対する活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：拠点校型>

完全不登校。生活保護、母子家庭で母の対人恐怖や精神的に不安定なこともあり、母が動けなくなると本人が家事の手伝いなどを行う。本人にも発達の問題があるが、母と同様で対人恐怖が強く、外出時に人と会うことで体調を崩し動けなくなる。

月に1度のオンラインで面談を繰り返し、進路などについても話をしたが、進学就職には繋がらなかった。しかし、自分の得意な手芸で作品を作りインターネットで販売ができたという思いがあり、今後の方向性を定めた。

卒業後に、定期的に本人をサポートできる支援に繋がられるよう、生活福祉課のケースワーカーだけでなく、自立支援相談員にも繋がった。本人が外に出たいという意欲がでてきた時には、福祉的サポートも受けられるように基幹センターと繋がった。母も自身がいなくなった後の子の心配をしており、サポートを受けることに前向きな姿勢である。少しずつではあるが外部機関との繋がりを増やしている。

【事例2】父の虐待から逃れて母の実家に避難してきた生徒のための活用事例 (②児童虐待) <SSWの配置形態：拠点校型>

4月に他県から転入してきたが、学校の雰囲気やクラスになじめず、5月には不登校になる。6月に学校で母、祖父母もまじえてケース会議を開催し、それぞれの役割分担を行った。本人は主に学年主任と担任が、母はSCとSSWとで支援し、7月には母を担当課に繋ぎ、離婚に向けての相談も始めた。本人は短時間の登校から始めて、12月からはクラスで授業を受けたり、部活動に参加したりできるようになった一方、母の実家で叔父との折り合いが悪くなり、叔父から手をあげられることが度重なった。SSWは子どもが暴力にさらされるリスクを母に訴え、母子での転居をすすめ、部屋探しや生活用品の手配(NPO等からの譲渡)を手伝い、新生活が始められるように支援を行った。家でも安全な生活が送れるようになり、本人も徐々にリラックスした表情を見せるようになった。

【事例3】性的被害を受けている生徒のための活用事例 (⑨性的な被害) <SSWの配置形態：拠点校型>

クラスの男子からお尻を触られたと性的被害を訴えがあった。見守り教員の人数を増やすなど学校として対応できることを行ってきたが、本人の嫌悪感や保護者の学校に対する不信感などから、学校と家庭との関係性が悪化し登校が難しくなった。

家庭訪問や学校内での面談を行いながら、本人と家族の思いやニーズを聞くことに徹した。本人、保護者との関係性を築いてから、学校として行った対応などを客観的に伝えた。再度、保護者と学校の話し合いを行い、加害生徒の実情や加害生徒の家庭の状況、学校としての対応を説明し保護者も納得した。

その後は、本人のニーズをどのように対応するかについて本人を交えて話し、学級復帰に向けてサポートをした。現在は学級復帰し、毎日登校できている。

【事例4】政情不安の国から母の母国にやってきた生徒のための活用事例 (⑩民間団体(NPO団体等)との連携) <SSWの配置形態：拠点校型>

父は外国人で、母が日本人、子どもたちは日本語の聞き取りはできるものの、当初は文字の読み書きがほとんどできない状態、また、生活習慣等の違いからトイレの利用など戸惑うことも多かった。もともと非常に優秀で努力家であるため、短い期間に自力でかなり読み書きのレベルをあげてはきていたが、SSWは地域で本人や家族を支える拠点となる場所がないかと思案していたところ、校区内にある地域支援のNPOが外国にルーツを持つ子ど

もの支援を始めたため母子を繋いだ。話を聞くと、本人は日本語がわからないためにテストで実力を発揮できないことに強いジレンマがあるようだった。今では市が社会福祉協議会に委託する学習支援教室にも参加するようになり、地域に繋がりができ、学校外で個別に学習のフォローも受けられることで、本人のジレンマが少しずつ解消されている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

コロナ禍の影響もあり、家庭訪問回数については前年度より減少する結果となった。継続支援対象児童生徒への支援状況を見ると、「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の事案の合計が全体に占める割合は、令和2年度は48.0%、令和3年度は50.0%であったが、令和4年度は40.8%となった。問題の複雑化や深刻化が進み、解決が容易でない事案が増加している現状があり、令和4年度は、解決・好転の割合が低下する結果となった。また、支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあることや、年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースも多数あり、SSWの役割は学校において欠かせないものとなっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

教員、専門職、関係機関がもつ情報や問題認識の相違から、支援の仕方にズレが生じることがある。
SSWの活用にあたって、専門的職務や役割についての教職員の理解促進が求められる。

<課題の原因>

生徒や家庭が抱える問題やその要因が多様であったり、複雑に絡み合っていたりすること。
支援のために必要な情報を共有する場となるケース会議等を開催する時間的な余裕が不足していること。

<解決に向け実施した取組>

支援方針の確認や、進捗状況の把握をするためのケース会議等を定期的に行うことや、地域資源との更なる連携に努める。
校長研、教頭研、生徒指導主事研など多くの機会を捉えて、SSWの活用方法や役割について周知する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

教員、専門職、関係機関がもつ情報や問題認識の相違から、支援の仕方にズレが生じることがある。
SSWの活用にあたって、専門的職務や役割についての教職員の理解促進が求められる。

<課題の原因>

生徒や家庭が抱える問題やその要因が多様であったり、複雑に絡み合っていたりすること。
支援のために必要な情報を共有する場となるケース会議等を開催する時間的な余裕が不足していること。

<解決に向けた取組>

支援方針の確認や、進捗状況の把握をするためのケース会議等を定期的に行うことや、地域資源との更なる連携に努める。
校長研、教頭研、生徒指導主事研など多くの機会を捉えて、SSWの活用方法や役割について周知する。

高知市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校及び日常の生活を営む上で、課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童生徒を取り巻く環境、学校、社会、制度等を対象として、ソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使した支援活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

S S Wを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にS S Wを派遣する。派遣の際は、1中学校区で同じS S Wが活動できるようにする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 合計16人…通年配置(1人)

4月～県との委託契約が整う日までの期間についての配置(15人)

資格 社会福祉士(8人)、精神保健福祉士(3人)、教員免許(6人)、心理に関する資格(6人)

勤務形態 非常勤会計年度任用職員(パートタイム)原則1日7.5時間以内、設定時間内で勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無

○ガイドラインの内容、周知方法

高知県のスクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に則り、「高知市スクールソーシャルワーカー活用事業について」という資料を作成し、各校に事業の趣旨について適宜周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

不登校支援担当者研修会や高知市で作成した「不登校支援ハンドブック」において、S S Wの職務等について発信するとともに、校内支援委員会でS C・S S Wのアセスメントを積極的に活用している学校の事例を「不登校支援ハンドブック実践事例集」に掲載し、全教職員に配付した。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

S S W

（2）研修回数（頻度）

月2回の連絡協議会

（3）研修内容

- ・ 各関係機関や制度、連携について
- ・ ヤングケアラーについて
- ・ 教育支援センターとの連携について
- ・ 性的被害への対応、命の安全教育について
- ・ 現在関わっているケースについて

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ ヤングケアラーについて

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・無)

○活用方法 SSWの業務全般やケースについてのスーパーバイズを受ける

(6) 課題

SSWの対応ケースが複雑化、多様化し、SSWへのニーズが高まる中、限られた時間の中で専門性を高めるために研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校問題のための活用事例 (①貧困対策④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

状況 Aは転居により、一人だけスクールバスで登校することとなり、GW明けから次第に欠席が増え学期末にはほとんど欠席するようになった。

父は持病で仕事ができず、母が働いていたが、妊娠したことで働くことができなくなり、世帯は経済的に困窮することが予想されていた。

対応 関係機関が集まりケース会を持ち、情報共有をしていたところ、「お米がなくて困っている」というSOSが学校に寄せられたことからSSWは緊急に高知市支援対象児童見守り事業を活用し米や食品の提供を行った。

同時に福祉課や子ども家庭支援センターと連携し生活保護受給につなげた。SSWは、毎週一回の家庭訪問を開始し家庭の見守りを続けてきた。

成果 生活保護を受給するようになって経済的に安定してきた。Aの登校に向けて、部分登校などを含めて対応していきたい。一番上の姉がヤングケアラーの可能性があるので、今後も各関係機関が連絡を密にしながら家庭の見守りを続けていきたい。

【事例2】発達障害等に関する問題のための活用事例 (⑦発達障害④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

状況 Bには兄がおり、兄は中学校で特別支援学級に在籍している。兄弟ともに自閉症等の発達障害があり、Bは通常学級に所属していたが、学年が上がる毎に学校への行きしぶりや欠席が目立つようになった。

対応 夏休み中の兄弟の様子や関係性を観察するため、家庭の承諾を得て、SSWが家庭訪問をスタートした。2学期になって親がBを学校へ連れて来ても教室に入れないことが多く、養護教諭やSSW等が別室でBと話をしたり、ゲームをするなど数時間過ごして帰るようになった。

Bの相談員と連携し、放課後デイサービス等の支援について提案するとともに、教育支援センターへの通所もスタートした。

成果 Bは学校へ週に1～2回程度放課後に担任や友だち数人と運動場で遊んで帰ることができている。Bが完全に家に引きこもることなく、関係機関につなげることができた。SSWが予め家庭に入ることで保護者や子どもたちの信頼関係を築けたことは少しでも安心感につながったのではないかと思う。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：派遣型>

状況 Cの母には精神疾患があり、生活も困窮していた。Cは時々学校を欠席し、母に付き添い食事の準備や買い出し、洗濯をすることが多かった。学校とSSWが生活保護の申請を勧めたが、申請には至らなかった。

対応 家庭で電気が止まることのあるとの話があり、学校と連携し弁護士に相談したうえで、母に生活保護の申請と病院での継続的な治療を強く勧めた。福祉課の生活保護相談に同行し、生活保護の扶助により、生計の安定を図った。

また、こども食堂から提供された食材と、高知市支援対象児童見守り事業を活用し、弁当の提供を毎週1回実施してきた。家庭訪問の際は、Cと母に面会できるときにはコミュニケーションを図りながら、それぞれの様子について聞き取りを行い、寄り添った支援に努めた。月数回開催する校内支援委員会の協議の中で、学校全体として母の不安に寄り添い、Cの精神的な負担を軽減する配慮を行う確認がされた。

成果 校内支援委員会で、Cが学校を欠席する回数も減り、安定した登校になったという報告が多く聞かれるようになった。高校へ進学し、現在「毎日登校し学校生活が楽しい」と語っている。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和2年度より、4月当初から各中学校校区に1人のスクールソーシャルワーカーを配置している。令和3年度より4月に活動できる時数を162時間から356時間に増やすことができ、年度当初の丁寧なつながりが必要な時期に活動することにより、小学校と中学校での丁寧な引継ぎや情報共有、支援を行うことができた。

また、各校の年度当初の不登校支援委員会にSSWが参加し、児童生徒についての情報共有と、対応の検討を教職員と一緒にを行い、支援の充実につなげることができた。

支援の対象となった児童生徒は238人（前年度から42人増）、訪問活動の回数567回（前年度から243回増）、関係機関等との連携の回数84回（前年度から9回増）である。（1名の1年間分と、高知县委託契約16名の4月活動分）

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞「チーム学校」として対応していく中で、未然防止、初期対応としての活用が不十分である。

＜課題の原因＞SSWの活用に対する理解はある一定進んでいるが、ケースが複雑化してから相談を受けることも多く、より早い段階での活用ができていない現状がある。

＜解決に向けた取組＞未然防止、初期対応の観点での連携の重要性を周知するとともに、学校とチームとして協働し、早期に関わることができるよう、スクールソーシャルワークについての周知を行っていく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞SSWのさらなる資質向上

＜課題の原因＞学校からのニーズが高まる中、ケースの内容が複雑化、多様化しており、福祉、医療等の関係機関との連携も必須である。経験年数が浅いSSWがいる中、市全体として確かな知識と技能を身に付けスキルアップしていく必要がある。

＜解決に向けた取組＞月2回行われる連絡協議会の中で、計画的に専門性を深める機会を持つとともに、経験年数の浅いSSWに対して、SSWの業務全般やケースについてのスーパーバイズの機会を確保していきたい。

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技術の資格を有するSSWを各学校の依頼に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関などとのネットワークを活用しながら、課題解決や状況改善を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会に常駐。派遣型。R3.10月より1中学校区を拠点巡回型で配置。雇用条件や配置形態を改善しながら年々人員増加に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○8名（社会福祉士資格を専門職枠で採用した市職員1名、任期付職員5名（1名育休）、任期付短時間勤務職員3名（1名育休代替））

○資格：社会福祉士又は精神保健福祉士

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し、各学校へ配布。年度初めの定例校長会や教頭会において手引きを基にSSW活用の流れについての周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

養護教諭研修会での講師を行い、SSW活用等の理解促進に向けた取組を行った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象：SSW

（2）研修回数（頻度）：①SSW連絡会（年7回）②SSWミーティング（週1回）

（3）研修内容：①他市町村SSWとの連絡会での支援事例や取り組み②週に1回程度久留米市のSSWでのミーティングを行い、事例検討や支援方針の検討など行う。

（4）特に効果のあった研修内容：SSW連絡会議に参加することで他市での支援事例や取組を学ぶことができた。SSWでミーティングを行い、事例を協議することで、資質の向上に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ・ 無）

○活用方法：社会福祉分野の大学教授をSVとして市に配置（月に2回）事例検討及び個人SVを中心に1対1でのSVを実施。

（6）課題：多様化・複雑化する相談依頼に対し、適切な対応や支援ができるようSSWの人材育成を行う必要がある。そのためには、安定した人材の確保、資質向上に向けた育成体制を整備する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑥家庭環境の問題）〈SSWの配置形態：派遣型〉

（概要）中学生・女兒。離婚して別居している父名義の家で、母、姉と三人で生活していた。母は複数の持病があり就労困難であるため、数年前から生活保護を受給中。裁判所から強制退去の通告書が届いたため、本児家族は1ヶ月以内に転居先を見つけて引越ししなければならない状況になった。

（支援内容）

○本児や家族の意向確認・関係機関（生活保護担当等）との連携

○家財道具等の整理（不要物の処分）、住民票異動・変更等の手続きに関する支援を行った。

（改善要因・課題）

手続き・交渉、環境の変化への適応が困難な世帯であるため、今後も家庭訪問等を継続し社会的自立に向けた支援（福祉サービス等）が必要である。

【事例2】母子家庭であり、不登校にある生徒の登校に向けた活用事例（①不登校、②児童虐待、⑥家庭環境の問題）〈派遣型〉

（概要）中学生男子。生活保護世帯。第3子は乳児園在住。母は以前からパートナーが度々変わるなど大人の出入りが頻繁である。母には精神疾患があり、自傷行為のため、警察沙汰や緊急搬送される場面を見ている状況。本児は小学校の時から不登校で、生活リズムの乱れから昼夜逆転の生活を送っている。学校から家庭訪問など行うが会えない日が続き、SSWが支援介入する。

（支援内容）

○小・中学校、関係機関とのケース会議を実施し、家庭全体の状況について情報共有を図り役割分担をする。

○週1回～必要時、家庭訪問する。

○登校に向け、学校との役割分担と体制づくり。

（改善要因・課題）

ケース会議を実施することで、課題を整理しそれぞれの役割を明確にし、支援にあたることができている。週1回の家庭訪問では本児と話をしながら信頼関係の構築が出来ている。学校に顔を見せに行けるようにはなったが、登校には至っておらず、母の不安定さもある為、今後も学校、関係機関などで家庭全体を見守っていく必要がある。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈SSWの配置形態：派遣型〉

中学生女兒、多子世帯の長女。（中学生1人、小学生2人、未就学児3人 未就学児の父である継父は単身赴任のため、日頃は母子7人の生活）

本児は中学入学時より欠席が多く、自宅では未就園の兄弟3人の世話をしている。

登校時は保健室で過ごすことが多く、養護教諭に自宅の環境の厳しさ（1LDK8人世帯）や自傷行為の痕について話をしている。学校への提出物や学用品に兄弟の落書きがあり、本児からも自宅での学習が厳しいことや経済的な不安から将来に対して悲観的な発言が見られる。

市のヤングケアラー相談窓口と連携し、第6子の乳幼児健診の話題から家庭訪問をすることをきっかけにSSW支援介入開始。その後、こども子育て支援センターから第5子と第4子の保育園就園を勧めて貰い、保育園入園手続きのサポートにより第4子のみ保育園入園となる。

第4子の保育園入園をきっかけに兄弟の生活時間に改善が見られ、本児が夜泣きの面倒を見ることが減り ゆっくり眠れるようになったとのこと。本児の登校日数も増えて表情が明るくなった。現在第5子の保育園入園が叶いつつある。SSWは本児の高校進学について学校と共同しながら将来の希望が持てるよう支援を継続する。

【事例4】家庭環境改善のための活用事例（例：①不登校、①民間団体（NPO 団体等）との連携、＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学生高学年の兄弟、両親の世帯。子是不登校。父の年金で生活しており月末には携帯電話料金未払いで電話が繋がらない。母は無就労で家に父と子とずっと家に居て家庭内で喧嘩が絶えない。SSWより地域の食糧支援と居場所事業をしている団体へ母を誘い毎月来てくれるようになった。そこでは家での不満など話されストレス発散の場として利用していただき、家庭内の喧嘩も減ってきた。家庭の状況変化に伴い、兄弟の登校状況も徐々に改善してきている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

H25年度から指導主任、教育相談員、特別指導員（警察OB）、SC、SSWが構成する教育相談チームを発足。教育相談を担うチームとしての体制強化を図ってきた。SSWは、2名より徐々に拡充を行い、社会福祉士資格をもつ市職員を含めた6名体制となる。

R4年度の支援件数は249件。学校訪問、1320回、家庭訪問1051回、関係機関への訪問490回、校内ケース会議や関係機関等とのケース会議件数は334件であった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

R3.10月より拠点巡回型を導入し、1校区にモデル配置している。学校との連携がより密となったことで半年で、成果はでており、拡充をしていくために検討中であるが、SSWの入替りが多く、人員確保や人材育成が十分ではない。

＜課題の原因＞

SSW自身が安心・安定して業務が遂行できる環境が十分に整備されていない。

＜解決に向け実施した取組＞

SSWの新規採用時には、SVを優先的に行う。また、学校訪問やケース会議などは他のSSWも同行するなど、新任SSWの不安が軽減できるように努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

一人のSSWが抱えるケース数が多い。
問題の未然防止、早期介入ができていない。

＜課題の原因＞

予防や・早期介入に向けた配置方法（拠点巡回型）を拡充していきたいが、高い専門性をもつ人員の確保が難しい。

＜解決に向けた取組＞

現在勤務しているSSWの資質向上や勤務条件の改善の検討。

管理職以外への職員にもSSWの効果的な活用や役割について周知を行い、効果的な支援を行っていく。

長崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒及び保護者への支援とともに、関係機関と連携し、児童生徒の置かれた環境への働き掛けを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

○SSWを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行う。

○採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：9人（うち1人スーパーバイザー）

資格：社会福祉士3人 その他社会福祉に関する資格3人 教員免許5人（複数資格取得者有）

勤務形態：市の嘱託職員として、週5日、1日6時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSW活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小中学校へ配付するとともに、学校に訪問して趣旨等を説明した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談に関する悉皆研修内で事業説明をするとともに、全小中学校に訪問等で事業説明を行った。また、校内研修でSSWの活用に関する研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW9人、事業担当指導主事1人

（2）研修回数（頻度）

①SSW基礎研修（7回実施）

②定例事例研修会（毎週月曜日午前）

③外部専門家による研修会（月2回程度）

④教育相談夏季研修講座（2回）

⑤県教育委員会及び県教育センターが主催する研修会（年8回）

（3）研修内容

①SSW基礎研修

ソーシャルワークの基本理念、SSWとしての役割等に関する研修

②定例事例研修会

対応事例についてSSW同士による協議、担当指導主事からの指導助言

③外部専門家による研修会

福祉や司法の専門家を招聘しての講義や指導助言による事例研修

④教育相談夏季研修講座

不登校についての理解等教育相談に関する研修

⑤県教育委員会が主催する研修会

S S Wとして必要となる知識や技能に関する研修

(4) 特に効果のあった研修内容

外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）では、ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができています。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有) ・ 無)

○活用方法

学校からの相談が増えるにつれ、学校、S S Wの役割が整理されないまま支援に入ることがあったが、S Vが学校と支援について協議するなどして、学校とS S Wの役割を明確化することで、より一層福祉の専門家としての視点を生かした支援へとつながった。

(6) 課題

不登校支援のケースが多くを占めるため、不登校ではない児童生徒の家庭への支援や学校への福祉の専門職としてのメゾ支援での関わりを増やす。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済問題改善のための活用事例（①貧困対策）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

○状況：特別支援学級（知的）に在籍している小学生男児。曾祖父、祖父の3人家族。曾祖父（保護者）が本児の将来の事を心配しており、本児を特別支援学校に行かせたいと希望している。生活費は曾祖父の年金であり、祖父は鬱病で無職である。

○対応：月に1回から2回の定期訪問を行い、曾祖父の困り感を聞き、生活の支援に係る文書作成等を支援。特別支援学校の入学説明会に同行。実の母親が曾祖父の名前で借金をしていたため、法テラスの相談に同行し債務整理を行い解決。特別支援学校入学の事務的準備は、不安を抱える曾祖父に寄り添い支援を行った。

○成果：本児は特別支援学校に進学し、学校の近くの施設で生活するようになった。本人の未成年後見人は現在、裁判所に申請中。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

○状況：中学生女児。中学校に進学し本児がスマホを持ったことで、ネット依存傾向が強くなり、生活習慣の乱れから不登校になった。本児の不登校が原因で母子の関係はより悪化。本児が担任に対し、「家族の中で自分だけが、暴力や暴言を吐かれている。」と発言。さらに、本児が保護者にスマホを取り上げられたことで、精神的に不安定になり、親の目の前や校内で、リストカット等の自傷行為をするようになった。

○対応：虐待の可能性が疑われるため、虐待対応課へ通告するとともに、虐待を疑う根拠として子どものけがやあざなどを、発見した時点で状況を記録する等、学校の体制づくりに協力。母親、本児と面談を実施し、家庭での様子や困り感を聞き取り、児童相談所で行っているアセスメントと生活改善を目的とした一時保護について紹介。相談機関を紹介し、母親の了承を得て、事前に本児について情報共有をし、相談の日程調整を行った。

○成果：虐待対応課と連携し、緊急時にすぐに動けるような体制を構築できた。本児が定期的に相談機関に行けるようになったことで、緊急時（夜間）にも電話相談で対応してもらうことができた。少しずつ学校に気持ちが向くようになり、別室登校ができるようになった。本児が精神的に安定してきたことによって、自傷行為が治まり、母子の関係も良くなり、

家庭環境の改善ができた。

【事例3】家庭環境改善のための活用事例（④不登校、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○状況：特別支援学級に在籍している中学生男児。母子家庭、生活保護受給家庭。母親はアルコール依存症で、昨年アルコール性の脳障害で入院。退院後は車いす生活をしているため、本児が家事や買い物の手伝いをしている。本児は小1から不登校で、字を読むことは少しできるが、ひらがな・カタカナを書く練習からする必要がある状態。中学校卒業後の進路調査で、母親は「就職希望」、本児は「未定」との記入。

○対応：要対協に参加して、関係機関や学校と今後の本児の対応の方向性を検討し、役割分担を行った。生活福祉課と家庭訪問を行い、母親に対し障害福祉サービスでヘルパーのサービスの活用を勧めるとともに、学校の家庭訪問に同行し、母親に本児の療育手帳の取得を勧めた。母親の同意を得て、児童相談所に確認を取り、療育手帳の申請のために必要な書類を集め、代理で申請手続きを行った。

○成果：母親が車いすから転倒し、身体検査の結果には異常はなかったが、そのまま精神病院に入院することになったことで、本児は障害児入所施設に一時保護になり、そのまま施設入所になった。児童相談所と療育手帳の申請手続きについて引継ぎを行い、療育手帳を取得。障害児入所施設から毎日学校に登校できるようになり、文字の書き取りができるまでに成長した。中学校卒業後は特別支援学校に進学することが決まった。

【事例4】家庭環境改善のための活用事例（④不登校、⑤暴力行為、⑪民間団体との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○状況：母、小学生3人の4人暮らし。生活保護家庭。介入した際は、DV担当機関と連携。小学生3人の不登校、母のパワーlessnessがあり、SSWにつながった。長男から母や他の兄弟への暴力で、身の危険を感じるレベルであることが判明。

○対応：母のパワーlessnessがあり、定期的な家庭訪問を実施。母に「本人達と離れたい」という気持ちがあり、ショートステイの提案やひとり親家庭の日常生活支援事業を提案し、手続きに同行した。長男の暴力行為については、DV担当機関と連携し、警察への相談を提案。不登校保護者座談会の情報を提供し、参加することとなった。

○成果：家庭訪問では、母の気持ちに寄り添い、母の気持ちや本人・兄弟の様子を学校と共有し、学校での対応に活かすことができた。ショートステイ申請、ひとり親家庭の日常生活支援事業の申請に同行。兄弟の居場所支援として、民間団体や適応指導教室につながった。登校は厳しい状況だったが、放デイ等に安定的に通えるようになった。長男の暴力について、警察への相談を検討する中で、DV担当機関と情報共有を行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWの活動に関する学校への調査においては以下の結果となり、一定の評価が得られた。

福祉機関との連携：	行いやすくなった	64.3%	どちらかと言えば行いやすくなった	35.7%
課題への学校の対応：	早くなった	71.4%	どちらかと言えば早くなった	28.6%
課題の解消：	増えた	50.0%	どちらかと言えば増えた	42.9%
支援策の提示：	行われた	71.4%	どちらかと言えば行われた	28.6%
支援における有益な提案：	有益な提案がなされた	71.4%	どちらかと言えば行われた	28.6%

また、各小・中学校への訪問や各種研修会等を実施することで、SSWの役割等の周知が進み、SSWの専門性を生かした支援を実践することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

「チーム学校」の一員としての、SSWの取組を生かした相談体制の構築。

<課題の原因>

SSWの役割や専門性の周知が不足していた。

<解決に向けた取組>

全小・中学校への定期的な訪問。各学校での部会等への参加。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校の問題を抱える家庭への支援の充実。

<課題の原因>

保護者の同意を得ることが難しいケースも多い。また、配置形態が派遣型ということもあり、学校が抱えきれない重大なケースを取り扱うことが多い。

<解決に向けた取組>

各学校の不登校の状況を把握し、学校の家庭訪問の同行やオンライン等を活用した支援を行い、学びの支援センター（教育支援センター）やフリースクール等民間施設との連携も視野に入れた支援の実施。

佐世保市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の生徒指導上の課題に対する情報が集まりやすい青少年教育センターに配属し、小・中学校に定期巡回訪問を行うことで、早期対応等効果的な活用ができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 7名（佐世保市雇用7名）

資格 社会福祉士7名

（うち4名は精神保健福祉士の資格も保有、その他にも3名は心理に関する資格も有している。）

勤務形態 パートタイム会計年度任用職員 市雇用 年間840時間の勤務を行う。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小中学校に配置し周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校長会、教頭会での事業説明、チラシ配布
- ・生活指導主任、生徒指導担当研修会や初任者・3年目研修等における事業説明
- ・心の教室相談員研修会における事業説明や情報交換会
- ・児童生徒への講話における事業説明
- ・中学校人権集会等の講師を受けて、その中における事業説明
- ・大学の講師として依頼があり、その中での事業説明

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

①市内に配置されているSC及びSSW

②佐世保市雇用のSSW7名

（2）研修回数（頻度）

①年2回

②月1回以上

（3）研修内容

①SC・SSW実績報告、SC・SSWの引継ぎについて、SC・SSWの連携に関する協議

②事例検討会、ケース会議

（4）特に効果のあった研修内容

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

- ・ 県雇用のスーパーバイザーの個別相談を、不定期で活用させていただき、助言を受けている。

(6) 課題

- ・ 定期的な研修会の実施及び関係機関と連携した研修の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者の養育能力、本人の発達障害等のための活用事例 (②児童虐待、⑧その他)

<SSWの配置形態：派遣型>

【基本情報】

- ・ 父、母、兄弟2人の4人世帯。父は仕事で家を空けることが多い。
- ・ 母は、学校とのやり取りや書類提出等がスムーズにいかないことが多い。
- ・ 兄弟共に発達障害の診断を受けているが、通院や療育ができていない。

【相談時の課題】

- ・ 母は仕事が長続きせず、パート勤務を転々としてきていた。趣味に没頭して家事がおろそかになり、子ども達への不適切な関りも垣間見えた。
- ・ 子ども達は、学校には登校し支援を受けることができていたものの、家ではゲームやスマートフォンに没頭し、家庭学習の習慣も身につけていない。長期休暇になると、生活が乱れがちになっていた。
- ・ 母子共に情緒不安定な様子が伺われ、家庭内では激しい喧嘩が起こることもあった。

【SSWをどのように活用したか】

- ・ 母子それぞれの困り感、問題点を整理し、関係機関への繋ぎや連携を行った。

【SSWが介入した成果】

- ・ 母が問題点(自分自身、子ども、家庭環境)を認識できるようになり、支援機関と繋がることができた。
- ・ 父と学校が繋がり、書類提出等に関しても協力を依頼できるようになった。
- ・ 児童相談所への相談や放課後等デイサービス利用等、子ども達への支援体制を強化することができた。

【今後の課題】

- ・ 母への支援はスタートしたばかりであり、今後も必要な支援の検討や見守りが必要。

【事例2】不登校のための活用事例 (⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

【基本情報】

- ・ 父、母、姉、本児、祖母の2世帯。
- ・ 本児 IQ70以下。医療にもつながっていたが、受診はしてない。
- ・ 本児は、家族とは話せるが、外に1歩もでることができない状況。

【相談時の課題】

- ・ 学校は母と連絡はとれるが、本児がひきこもりのため、安否確認ができない状態が長く続いている。

【SSWをどのように活用したか】

- ・ 母と定期的な面談や、電話・メールによるつながりを持ち、家庭の現状把握、本児の様子、母の困り感を聞き、問題の整理を行った。本児には月2回程度、手紙の投函を続けた。
- ・ 学校とケース会議を行い、情報共有、役割を決めた。

【SSWが介入した成果】

- ・ 学校とSSWが役割を分担することで、母と本児に多方面からのアプローチができた。また、受診再開(母のみ)にもつながり、SSWと病院の連携体制が構築できた。姉の受験による家庭での変化や、学校からの訪問をきっかけに、本児が登校できるようになり、その後は学校の手厚い対応で教室に戻ることができた。

【今後の課題】

- ・ 母と関わっていくなかで、母も特性があるように感じられ、母は常に困り感があるように感じられた。今後も継続して支援する必要があると思われる。本児へは、学校と医療と連携しながらの自立に向けた支援を検討していく。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・令和元年からアウトリーチの推進を図り、市内小・中・義務教育学校への定期巡回訪問を行ったところ、スクールソーシャルワーカーの対応人数と延べ対応件数は、平成30年度は216人と3,796件であったものの、令和元年度は600人と4,607件、令和2年度は1,068人と6,207件、令和3年度は1,381人と12,272件、令和4年度は1,740人と11,742件と大幅に増加した。これは、アウトリーチの推進によるスクールソーシャルワーカーの周知と、学校への活用しやすい環境を作り出した成果と考える。そのことで、家庭環境への働きかけや関係機関との連携を必要とする学校や相談者が増加し、加えて、多様化する事案への支援体制にスクールソーシャルワーカーの必要性が高まってきたことが挙げられる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・対応ケースの精選
- ・ケース記録の効率化を図るための工夫と、効率よく記録を入力できるようなシステムの構築をしているが、対応件数はさらに急増することが見込まれる。そのため、SSWの効率的な業務体制を整備する必要がある。

<課題の原因>

- ・増加したケースの対応・記録の大幅増加による小・中学校への移動回数や時間、内勤業務のための時間確保が難しくなっていること

<解決に向け実施した取組>

- ・対応ケースのさらなる精選と対応の質の向上を目指した「チームSSW」としての体制作り
- ・業務の精選や統計処理の簡素化を進め、対応業務時間の確保を生み出す工夫

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・増加するケースの対応への効率的・効果的な支援への工夫

<課題の原因>

- ・アウトリーチによるケースの対応の増加、それに伴う業務時間の確保が難しくなっているため

<解決に向けた取組>

- ・各学校におけるケースの優先順位等、年間を見通したSSWの活用計画について打合せをすることで、効率的、効果的な支援の工夫を推進していく。
- ・ICTをより活用すること(電話・メール・PC等)で、統計処理等の簡素化や、自身のスケジュール管理を含めた効率的・効果的な支援体制作りについて研究、実施していく。

大分市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけるとともに、学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の募集人数を24名とし、市内全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・任期付正規職員である主任SSW3名を配置し、スーパーバイズ的な役割を担うことで、SSWの相談・支援に係る知識・技術の向上を図る。
- ・任期付正規職員である統括SSWを1名配置することにより、エリア間の情報共有や課題解決に向けた取組を一元化するなど、組織的な対応の充実を図る。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 26名（会計年度任用職員22名・任期付正規職員4名）

〈資格〉 社会福祉士20名、精神保健福祉士5名、教員免許状13名、社会福祉主事5名
介護福祉士2名、介護支援専門員4名

〈勤務形態〉 会計年度任用職員勤務 週31時間勤務（週4日 1日7.75時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

〈内容〉 配置の目的・SSWの職務内容・活用上の留意点・SSWマネージャー（担当者）の役割等

〈周知方法〉 担当者が参加する連絡協議会を活用

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

〈研修の実施〉 チーム学校におけるSSWの活用の視点

〈理解促進〉 担当者が各学校において、資料や研修動画等を活用し、教職員の理解促進を図った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・集中研修（4月の3週間） ・研修会（月1回） ・カンファレンス（月1回）
- ・事例検討会（年9回） ・連絡協議会（年2回）

（3）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・対応や支援の難しいケースについて出し合い、SSW間で助言し合う。
- ・指導主事、統括SSW・主任SSWも参加し、有効な支援方法や学校及び関係機関との連携の在り方について指導や助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰っているケースについて S S W が概要をまとめ発表し、検討する。
- ・指導主事、統括 S S W ・主任 S S W も参加し、効果的な支援方法や教職員との連携の在り方等について指導・助言を行う。

〈連絡協議会〉

- ・事業内容についての説明 ・校内担当者と S S W の打合せ ・実績報告 ・ S S W 活用の視点
- ・年度末の S S W の業務等の打合せ

〈研修会〉

- ・事例検討会 ・虐待ケースの対応 ・ヤングケアラー ・インターネット/ゲーム依存 など

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会を定期的に行うことで、アセスメント力やマネジメント力の向上を図った。
- ・子ども家庭支援センター職員を講師として研修を行い、ヤングケアラーについての理解や支援の在り方等について学んだ。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (有) ・ 無)

○ 活用方法

任期付正規職員として統括 S S W 1 名、主任 S S W 3 名を配置し、市役所の福祉部署の職員を併任することにより、虐待対応等に係る連携をはじめ、福祉等の関係機関との連携を図る。統括・主任 S S W が、学校に配置された S S W との同行支援や相談支援を行い、資質能力の向上を図る。

(6) 課題

- ・より専門性の高い支援を行うため、S S W の相談スキルの向上を図るなど人材育成が必要である。
- ・福祉等の関係機関との連携を一層強化し、組織的な教育相談体制の充実を図る必要がある。
- ・人材の確保が年々困難となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困対策、⑥非行・不良行為のための活用事例

〈 S S W の配置形態 : いずれの形態にも該当しない〉

万引きを繰り返し、母子で店に謝罪に向くが、本人に反省する様子が見られないことで母が本人を叱責することが多くなり、本人の学習の遅れ等も重なり、母は養育の困りを訴えた。母の叱責の声で、虐待通告されたことも何度かあった。

家庭は母子世帯で転居が続き、実家とは絶縁状態。市生活福祉課が生活保護を提案したが母が断った経過がある。母は、本人への愛情はあるが仕事と養育の両立で時間的に余裕がなく、生活に追われている状況のため、学校は家族への福祉的支援も必要と考えて S S W の母面談へとつないだ。S S W は母の気持ちの受止めや困りの整理等の支援を行い、市子ども家庭支援センターへとつなぎ、センター職員が同行しての放課後等デイサービスの見学及び利用申請や、ショートステイの利用申請等を行った。

こうした支援により、放課後等デイサービス利用が決定し、学校では特別支援学級へ措置替えすることとなり、母の養育の困りや負担が軽減された。

【事例2】⑧その他(発達障害等に関する問題)のための活用事例

〈 S S W の配置形態 : いずれの形態にも該当しない〉

本人は、小学校の頃から周囲から指摘されると怒りが抑えられず、カッターナイフを靴の中に隠し持ったり、友だちに「殺す、死ねばいいのに」と暴言を吐いたりするなどトラブルが絶えなかった。中学校入学後は友だ

ちとコミュニケーションが上手く取れず、不登校傾向となった。家庭では、本人の母への暴言暴力が収まらず、警察が介入し児童相談所が対応することもあった。

こうした中、学校からの要望でSSWが母面談を行った。面談では、本人は幼少期から父が自分を理解せず抑圧するので父に対する強い拒否感と怒りをもっていることや、父をかばう母に対し暴言暴力を振るっていることが分かった。また、母は頼れる親族や友人がおらず、苦しんでいる本人を救いたいが、冷静に対応できず疲弊していることが分かった。

そこで、校内ケース会議を開催し、「本人の対人スキル向上や感情コントロールができるよう関係機関に繋ぐ」という支援方針を立てた。

SSWは母の孤立を防ぎ心の安定を図るため母面談を継続し、その上で母の承諾を得て児童相談所につなぎ、児童相談所は本人の思いやサポートについて父母一緒に考えてもらうため、父母面談を定期的実施した。SCは本人面談を重ねて医療機関への受診を提案し、SSWは母へ医療機関を紹介して、母の負担軽減のため情報提供書を作成して母子の病院受診に同行した。

定期的に児童相談所や医療機関に通うことで、父母の本人理解が進み、本人への服薬も開始され家庭生活に落ち着きが見られるようになった。登校時には、担任を中心に教職員で連携し、本人が無理なく安心して過ごせるよう学校に居場所をつくる等の支援を行うことで、本人の言動等の改善が図られた。

【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例

<SSWの配置形態：いずれの形態にも該当しない>

母子世帯に母のパートナーが同居し、母はパートナーとの子どもを妊娠。母はリウマチ等の持病がある。本人は登校も順調で、学校で友だちと楽しく過ごしていたが、5月の連休明けから欠席が増え始める。担任からSSWに相談があり、一緒に家庭訪問を行い、母は体調不良で会うことはできなかったが、本人には会うことができた。本人は「家事や母親の看病をしている。でも来週からは登校できそう」と言ったが、その後も欠席が続いた。

6月下旬、母から学校に「妊娠中のため治療に必要な服薬ができない。子どもに身の回りの世話をしてもらわないといけない状態なので、本人をしばらく欠席させたい」と連絡があった。

担任とSSWが継続して家庭訪問を行う中で、本人は家の手伝いが負担であることや、学校に行きたいけれど勉強が分からないということを話した。そこで、SSWの提案で関係機関を交えた拡大ケース会議を開催し、下記の通り支援の方向性・役割分担を決めた。

- ・学校は子どもの理解度に合わせた学習ができるよう個別指導等でサポートする。
- ・養護教諭とSSWが連携して、家庭訪問等を行って登校を支援する。
- ・保健センターは医療機関と連携し、妊娠中の母のサポートを行う。
- ・市子ども家庭支援センターは、定期的に母面談を行い、家庭の困りの把握や支援を行う。
- ・児童家庭支援センターは必要に応じて家庭に食料品を提供し、配食サービスを行う。

母は、相談できる人が増えたことや関係機関とつながったこと、福祉サービスを利用することで、精神的な安定と体調回復が図られた。その後、本人の課題は日ごとに改善され、登校状況がよくなり、学習にも意欲的に取り組むようになった。

【事例4】⑫教職員とSSW等の役割分担のための活用事例

<SSWの配置形態：いずれの形態にも該当しない>

学級担任からクラス全体が騒がしいとの相談で、SSWが授業中の観察及び気になる子ども達との個別面談を行った。授業では、担任がある子どもを注意して授業が中断している間、複数の子どもが教室内を立ち歩き、クラスメイトに話しかける等、集中して学習できない様子が伺えた。授業の様子や個別面談から、学校がチー

ムとして支援していく必要があると考え、校内ケース会議を開催した。

会議では、担任教諭から普段の授業の様子や落ち着きのない行動が多くみられる科目や時間帯、曜日等について子どもごとの行動記録が提示され、SSWからは子ども面談の様子等の情報提供を行い、共有された情報や見立てをもとに支援計画を立てた。

支援計画には、学習の遅れや対人関係の苦手さからくる劣等感や自己肯定感の低さのある子ども達への関わりや、担任教諭との関係回復に焦点をあて、個別の学習支援や気持ちがイライラしたときのクールダウンの実施、担当教諭による子ども達への個別面談等を取り入れた。

特別支援教育コーディネーターは学習の遅れがある子ども達に対し、別室で個別に学習を行い、養護教諭は10分間以内というルール設定で保健室でのクールダウンを行い、教室に戻るよう関わった。また、SSWは個別の関わりにより、行動を認めたり賞賛したりすることで行動の変容や望ましい行動へのさりげない切り替えを試みた。

教職員が情報共有しながら役割分担をして支援することで、子ども達は学習の達成感や自身の成長を味わえるようになり、担任教諭との関係も改善し、クラスでの学習に意欲的に取り組めるようになってきた。子ども達の変容と同じく、担任教諭の表情が柔らかく穏やかになり、それがクラス全体にもよい影響として広がるといふ相乗効果も表れた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市内全中学校及び義務教育学校に配置し、その校区の小学校も併せて担当することにより、市内全中学校区における切れ目のない支援体制と相談窓口業務の整備充実を図ることができた。
- ・主任SSWが、各エリア内の学校に配置されたSSWとの同行支援や相談支援等を行い、資質能力の向上を図るとともに、関係機関と連携したきめ細かな支援を行うことで、児童生徒の抱える課題を解決及び好転することができた。
- ・統括SSWと主任SSWが要保護児童対策地域協議会実務者会議やカンファレンス等に参加して情報の共有をすることにより、関係機関との連携を図ることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ヤングケアラーの早期発見や支援の展開が困難である。

<課題の原因>

- ・ヤングケアラーと判断する視点が、関わる者によってそれぞれ異なるため、基準が曖昧となってしまう。

<解決に向け実施した取組>

- ・ヤングケアラーについての研修を実施し、その理解と対応について学んだ。
- ・スクールソーシャルワーカーが作成する勤務記録において、対応の課題分類に「ヤングケアラー」の項目を設け、ヤングケアラーの早期発見に努めることや、対応時の見立てや支援方針等に生かした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・アセスメント力やマネジメント力等、SSWとしての専門的なスキルや資質の向上を図る必要がある。

<課題の原因>

- ・課題背景が複雑で対応の難しい事案やヤングケアラー等、より適切な見立てや支援方針及び関係機関との連携が必要となってくる事案が増加している。

<解決に向けた取組>

- ・ S S Wとしての資質向上を目的とした研修会や事例検討会を定期的に行う。
- ・ 困難事案については、主任 S S W等が S S Wの同行支援等のサポートや、O J Tを目的としたスーパーバイズを適宜実施する。

宮崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、児童虐待等の問題は、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合い、学校だけの解決には困難を要する状況がある。そこで、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するSSWを学校等に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 6名のSSWのうち、1名をコーディネーターとして、宮崎市教育相談センターに常駐させ、他5名の役割分担や対応状況の進行管理等の業務に就かせている。6名のSSWについては、担当エリアを4つ（北部・南部・東部・西部）に分け、宮崎市教育相談センターと市内6ヶ所に設置されている適応指導教室（本市においては「教育支援教室」と呼称）のうち、担当エリア内にある教室に常駐させ、対応が円滑に進められるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：6人
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、その他社会福祉に関する資格等
- ・ 勤務形態：週33時間45分以内 週5日勤務 ※会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ スクールソーシャルワーカーの趣旨、職務等に関する内容
- ・ 資料（宮崎市スクールソーシャルワーカーの活用について）に整理し、SSWの活用について校長会で説明し、SSWの理解促進を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 市立小中学校の生徒指導主事に対する説明
市立小中学校の生徒指導主事研修の際に、SSWの活用について説明を行った。その後、生徒指導主事には、研修内容を自校で他の職員へ周知してもらい、教職員への理解促進につなげた。
- ・ 市立小中学校の職員研修での動画視聴
SSWについての10分程度の動画を作成し、各学校の研修に活用してもらった。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ① 県教委主催のSC・SSW合同研修会
- ② 重点課題研修
- ③ 自殺予防相談従事者研修会

(2) 研修回数（頻度）

- ① 年3回（令和4年4月15日、令和4年8月26日、令和4年10月13日）
- ② 年1回（令和4年6月27日）
- ③ 年1回（令和4年9月28日）

(3) 研修内容

- ① 県内の生徒指導の現状について（説明）、学校における「人権教育」や「いのちの教育」の取組について（説明）、ヤングケアラー講演会
- ② 「いじめ不登校対応におけるSC・SSWの効果的な活用について」（講義）
- ③ 自殺予防相談従事者研修会「未遂者対応の実際」（講演）、「未遂者の対応と対応者のケア」（講演）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 「いのちの教育」、「SOSの出し方に関する教育」、「性の多様性の指導」について、理解を深めることができた。また、「ヤングケアラーの現状と課題」についても、具体的な事例を通して学ぶことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法

無

(6) 課題

- ・ 子ども達の抱える問題が複雑化しているため、支援の在り方について関係機関との連携を深める研修を通して、SSWの資質向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自傷行為のある生徒への活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SSWの配置形態：巡回型＞

- ・ 対象者は中学1年生女子。父親、高2の姉と同居。リストカットをしており、保健室に友人と包帯を取り換えに来ることがあった。また、養護教諭に「死にたい」と口にしたり、自殺の仕方を文字やイラストで描いたりすることもあった。学校からの協力要請により、SSWとSCでケース会議に参加した。その後、学級担任と父親との面談にSSWも同席し、病院について情報提供を行った。

受診はされたが、病院での検査や医師との話に対して父子共に拒否感が残ったとのこと。友人のスマホにリストカットの写真を送るなど不適切な行動が見られるようになり、学校から再度依頼があった。来所相談（父親：SSW、本人：SC）やSSWの家庭訪問を繰り返すことで、父親や本人との信頼関係が徐々に強まった。学校と情報共有を図りながら連携して支援することで、本人のリストカットは治まり、落ち着いた生活が送れるようになっている。

【事例 2】家庭環境に問題がある生徒への活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：巡回型＞

- 対象者は中学2年生と小学5年生の姉弟。自宅はごみが散乱しており、生活環境に問題がある。姉は週3～4回登校して授業を受けている状態である。弟は毎日登校しているが、学用品が揃わず忘れ物が多い。SSWが父親と話す中で、電気代を滞納しており生活が苦しいことが分かる。

自立相談支援センターについて情報を提供したが、相談は拒否された。食料支援は受け入れられ、SSWが仲介して支援を受けることになった。家庭訪問や電話連絡を行うことで父親との関係性を築きながら、「自立相談支援センターにつなぐこと」と「生活環境の改善」を目指して、子ども食堂など関係機関と連携しながら支援を継続している。

【事例 2】保護者との連絡が付きにくい不登校の生徒への活用事例（④不登校）

＜SSWの配置形態：巡回型＞

- 対象者は小学6年生男児。小5の9月から欠席が多くなり、冬休み明けは2日しか登校しないまま、小6に進級した。始業日から欠席が続き、学級担任は保護者と連絡が取れない状態だった。6月にSSWへ相談があった。以前から家庭訪問を続けていた民生委員と共に、SSWが家庭を訪問したところ本児と会うことができた。その後、学級担任・民生委員・SSWの三者がそれぞれで家庭訪問を行い、本児から近況を聞いたり学習プリントを届けたりした。また、その都度情報共有を行い、連携を図った。

訪問を続けるうちに保護者と会えることがあり、SSWの仲介で12月に学級担任も保護者に対面することができた。保護者の立会いのもと本児へのタブレットの貸与も可能になり、連絡や学習の手段として活用できるようになった。

【事例 3】⑨性的な被害、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：巡回型＞

- 該当なし

【事例 4】発達障がいのある不登校傾向の生徒への活用事例（⑫教員とSSWの役割分担）

＜SSWの配置形態：巡回型＞

- 対象者は中学2年生男子。本生徒は不登校傾向が強く、登校してもほとんど授業を受けない状況であった。2学年の修了間近になって本生徒が高校進学に意欲を示したため、発達課題への対応も含め不登校の改善に向けてSSWの支援介入となった。

SSWとの定期面談を行い、面談内容を特別支援教育コーディネーターと共有しながら、学習意欲の継続につながる工夫について協議を重ねた。学校内ではコーディネーターを中心に教科担任と情報共有が図られ、学習意欲の向上に効果的な学習方法が検討された。

SSWは発達の課題に対して、放課後等デイサービスなどの学習の場を紹介し、施設見学に同行した。本生徒は登校の頻度が高まり、授業にも参加できるようになった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和4年度より6名に増員し、教員免許や社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者を配置することにより、より専門的な知見から学校や保護者と関わりがもてるようになった。

また、関係機関との連携が円滑に図られ、家庭環境改善（食事支援等の実質的な支援）のため、不登校の改善に結びついたケースも見られた。さらに、保護者から見て第三者の立場にあることから、相談に応じる中で保護者に安心感を与える効果が見られた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの役割や存在について、教職員の認知は進んできているが、具体的な活用につながっていない場合がある。

<課題の原因>

- ・ 管理職や生徒指導担当教員の中では理解ができているが、その他の教職員に対して周知が十分進められていないことが考えられる。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 市立小中学校の生徒指導主事研修の際に、S S Wの活用について説明を行った。その後、生徒指導主事には、研修内容を自校で他の職員へ周知してもらい、教職員への理解促進につなげた。
- ・ S S Wについての10分程度の動画を作成し、各学校の研修に活用してもらった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの対応件数が増加しており、S S Wの増員が必要である。

<課題の原因>

- ・ S S Wは、いじめ、不登校、虐待等、児童生徒が抱える校内や家庭内に起因する様々な問題の対応を行っている。特に、不登校は、その対応件数が増加している。

<解決に向けた取組>

- ・ いじめや不登校の未然防止として、魅力ある学校づくり、学級づくりに向けて、教職員に対して研修を行う。また、不登校児童生徒の学習保障のため、フリースクール等民間団体との連携やI C T等を活用した学習活動の充実に努める。

鹿児島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和4年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、暴力行為など児童生徒の問題行動や、不登校、児童虐待等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、課題等の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内120校（78小学校、39中学校、3高等学校）からの派遣要請に対し、6人のスクールソーシャルワーカーで事案に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：6人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教育カウンセラー、教員免許等

勤務形態：週29時間以内（9：00～16：30） ※会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○各学校の校内研修 教職員対象 R4年度 11回

（内容）

スクールソーシャルワーカーの業務や関わり方、関係機関等との連携等について

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月1回程度（年間13回）

（3）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招聘した研修会を実施（※講師：大学教授、医師、児童養護施設等の職員など様々な分野から招聘）

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーや臨床心理相談員と事例研修等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が図りやすくなった。また、情報共有も迅速に行われるようになった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（無） ○活用方法

（6）課題

- ・ 資質向上及び情報共有の場としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○事例概要

Aは学校に適応できず不登校となり、生活リズムが大きく乱れていた。母親の就労で生計を立てているが、病気で思うように仕事が出来ず多重債務もある。このことが母親の心身にも大きく影響し、Aを適切に養育できない状況になっている。

○支援内容

- ・ SSWは、学校から派遣要請を受け、担任と共に家庭訪問を行った。
- ・ SSWは、相談支援事業所や放課後等デイサービスと、Aが一人で過ごす時間帯の過ごし方や場所について連携を図った。
- ・ 子ども食堂へつなぎ、見守りを依頼した。

○その後の対応

- ・ 放課後等デイサービスの定期的な利用によりAが安定してきたため、学校と放課後等デイサービスが連携しAの登校を支援した。また、Aは発達障害と診断され、特別支援学級在籍となり、登校状況が改善してきた。
- ・ 子ども食堂のスタッフが母親から多重債務の相談を受けたことで、法律相談所へ同行し、債務整理につながった。

【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○事例概要

Aの母親は、飲酒をする度に家族とケンカになり、暴言・暴力が家庭内で日常化していた。警察の介入も頻回であることからAは夜眠れず、生活リズムが乱れ、欠席が増加。状況の機会を設けても、Aは来るが、母親はなかなか応じてくれない状況があった。

○支援内容

- ・ SSWは、支援内容について学校と協議した。
- ・ 警察や児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所とも連携を図り、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を活用して、支援の在り方を協議し、緊急時の対応にも備えた。
- ・ 学校と臨床心理士、SSWが連携を図り、A及び母親へ医療機関に関する助言等を行った。

○その後の対応

- ・ 家庭関係の調整も必要な家庭であることから、母子ともに安心して生活できるように、関係機関で連携を図りながら、A及び母親への支援を継続している。
- ・ 母親は入院生活を経て、暴言・暴力は減少し、困ったときは自分で医療機関をはじめとする専門機関へ相談できるようになった。また、母親が落ち着いてきたことで、Aは落ち着いて生活することが出来るようになり、登校できる日が増えてきた。

【事例3】

該当なし

【事例4】

該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数は、年々増加している。事業の継続によりSSWの周知が進むとともに、関係機関との連携が図られ、困難な事例への対応の際にも、関係機関からのケース会議等へのSSWの同席を求められる機会が増えてきた。
- ・ SSW重点配置事業により、学校訪問の機会が増え、早期に児童生徒の支援について学校と協議できる機会が増えた。そのため、学校からの派遣要請で活動していたSSWが、学校に対して積極的に支援の必要なケースを検討することができた。
- ・ 対応が困難な保護者や不登校傾向の児童生徒への対応が、SSWのアウトリーチ支援により、SSWを介して、家庭が、学校や関係機関と連携を図るようになってきた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 様々な要因が絡み合う解決困難な事例に対応するために、SSWの更なる資質向上に努める必要がある。

イ 年度をまたぐケースへの対応や、担当が変更になった場合における、新旧SSW間の引継ぎを計画的に進める必要がある。

<課題の原因>

ア 様々な要因が絡み合う事例については、それぞれの要因に対応するための関係機関へのつながりが必要となり、各関係機関における担当者間の連携を図ることが難しい。

イ 対応事例の増加により、それぞれの事例への対応方針や対応記録等について、SSWが相互に情報を共有する場や時間を確保することが難しい。

<解決に向けた取組>

SSWが積極的に学校と連携を図り、校内のケース会議に関係機関を招くなど、コーディネーターとしての機能を果たせるよう資質向上を図るとともに、SSW間でのケース検討会議の開催や個別のケース検討ができる研修機会の設定や年度末の段階で引継ぎの必要なケースについて情報共有の場を設定する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア 関係機関へのつながりが円滑に進まないケースが増えてきている。また、保護者を取り巻く環境が改善されにくい。

イ 継続的な支援を必要とする家庭に対して、卒業後の支援等について、どこの機関が引き続き関わっていくかが課題である。

<課題の原因>

ア 多種多様な要因が絡み合う事例については、それぞれの要因に対応するための関係機関へのつながりが必要となるが、各関係機関担当者間で連携を図ることが難しい。

イ 義務教育終了後の児童生徒への継続的支援について、要対協ケース会議等で関係機関につなぐものの、結果として支援が途切れる場合がある。

<解決に向けた取組>

ア SSWが積極的に学校と連携を図り、校内ケース会議に関係機関を招くなどして、支援対策を行う。また、SSW同士でのケース検討会議や情報交換会にも関係機関を招き、情報共有と今後の支援の在り方等について検討する。

イ 長期的に関わることのできる民間支援機関を紹介する。